

## 第5章

### 環境 NGO の役割の要因

— 名古屋市藤前干潟におけるゴミ埋立処分場計画を事例に—

## 5章 環境NGOが役割を果たすための要因

本章では、名古屋市藤前干潟におけるゴミ埋立処分場計画を事例とし、2章で提示した役割仮説に基づいて分析を行った上でその役割を果たし得た要因を明らかにすることを目的とする。以下の図5-1に本章の分析枠組を示す。

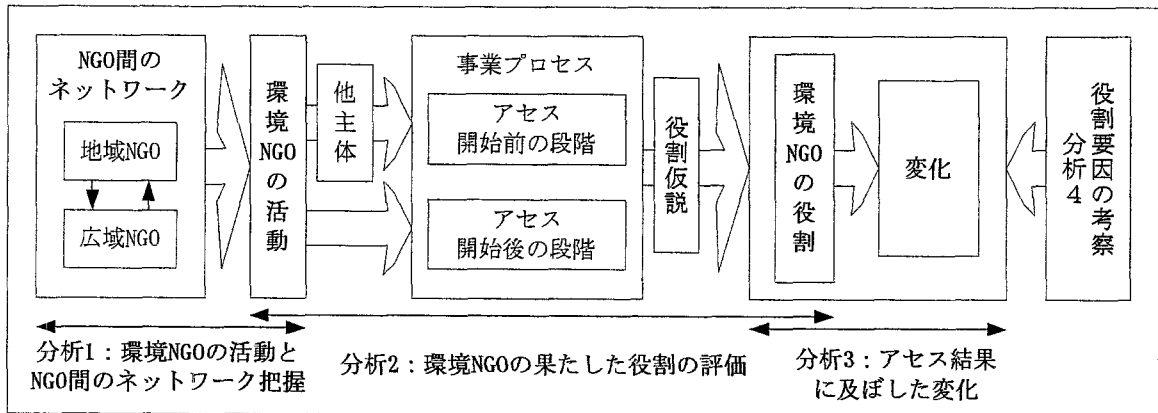


図5-1 5章の分析枠組み

### 5-1. 分析の枠組と事例の選定、調査の方法

#### 5-1-1. 分析の枠組

ここでは、図5-1に示す枠組に従い、まず、環境NGOの活動及びNGO間のネットワークを把握した上で環境NGOの果たした役割を評価する。そして、環境NGOがその役割を十分に果たしたことにより、アセスの結果と関連主体にどのような変化を及ぼしたかを明らかにし、最後に、それらの変化を可能にした要因を環境NGOの活動と、アセスの制度的な側面から考察する。

#### 分析1：環境NGOの活動とNGO間のネットワークの把握

後述する調査1と調査2をもとに、本事例と関連して環境NGOの行った活動を把握するとともに、それらの活動における環境NGO間のネットワークを把握し、地域NGOと広域NGO間の協力関係を明らかにする<sup>1</sup>。

#### 分析2：環境NGOの果たした役割の評価

環境NGOの活動（分析1の結果）に基づき、環境NGOの果たした役割を評価する。評価に際しては、4章（4-1-1：分析2）で示したことに準ずるが、以下に敷衍してしておく。

まず、監視者としての役割ではアセス情報の監視の有無や、情報交流の場への参加を把握し、そういった活動がアセス手続に沿って適切に行われたかを評価する。

次に、情報提供者としての役割では独自の調査による情報提供の有無を把握し、そういった活動が関連主体にどのように行われたか、なお、アセス手続に沿って適切に行われたかを評価する。

## 第5章 環境 NGO が役割を果たすための要因

次に、働きかけ者としての役割では世論への働きかけや、その他関連主体（以下：他主体）への働きかけの有無を把握し、そういった活動がどのように作用したのかを評価する。

最後に、環境 NGO 間のネットワークでは、環境 NGO 間の協力内容をもとに、それが上記の各役割へどのように作用したかを評価する。

### 分析3：アセス結果に及ぼした変化

分析2の結果を受け、環境 NGO がその役割を十分に果たしたことで準備書から評価書にどのような変化を及ぼしたか、なお、アセス手続の終了後、事業の意思決定過程では、その間の環境 NGO の役割が関連主体（他主体）にどのような変化を及ぼし事業計画の中止に至ったかを明らかにする。

### 分析4：環境 NGO の役割要因の考察

分析3の結果を受け、それらに変化を及ぼす上で大きく作用した要因を環境 NGO の活動と、アセスの制度及び運用的な観点から考察する。

#### 5-1-2. 事例の選定理由

ここでは、以下に示す3つの理由から名古屋市藤前干潟におけるゴミ埋立処分場計画を事例とする。

- ①対象計画地が世界的に保全価値の高いシギ・チドリ類の中継地であり、環境NGOがそれらの自然生態系のアドボケイトとして活動している。
- ②当該地域の環境NGOだけでなく、他地域の環境NGOも計画の早い段階からアセスの住民参加を主導している。
- ③アセス手続を通して行った環境NGOの科学的情報の発信がきっかけとなり事業そのものが中止となっており、その間の環境NGOの活動は、今後の環境NGOの活動にモデルを示している。

#### 5-1-3. 調査の方法

各調査の対象及び方法は、以下のとおりである。

##### 調査1：本事例と係わりを持つ環境 NGO の抽出

本事例と係わりを持つ環境 NGO を抽出するために、計画の初期段階から環境保全の見地から積極的に活動を行っていた「藤前干潟を守る会」（以下：守る会）と、アセスの当事者である「名古屋市環境保全局」にヒアリング調査<sup>2</sup>を行うことで係わりを持つ環境 NGO を抽出した<sup>3</sup>。

調査2：各環境NGOの行った活動の把握

各環境NGOの行った活動を把握するために、事業計画が具体化した1984年から計画そのものが中止となった1999年1月25日までの間で行われた活動をその間の新聞記事と、守る会のニュースレター（題名：ダイシャクシギ<sup>4</sup>）から時系列的に整理することで各環境NGOが行った活動を把握した<sup>5</sup>。

調査3：各環境NGOの働きかけによる変化の再確認

分析2を行い、そこで分かったことを再確認するため守る会「辻淳夫氏（2001年11月8日）」と名古屋市環境保全局「加藤明氏（2001年11月9日）」にもう一度ヒアリングを実施した<sup>6</sup>。さらに、環境NGOの働きかけに関する事実関係を、より客観的に確認するために、本事例のアセス審査会（以下：審査会）で座長を務めた名古屋女子大の佐藤正孝教授（2001年11月7日）と、事業担当部局である名古屋市施設部工場課の高木哲幸氏（2001年11月9日）にもヒアリングを行った。なお、分析を進めていく上で、確認作業が必要であった時は、その都度、電子メールや電話を使って確認した。

以下の表5-1には、本事例と関連し行ったヒアリング調査の概要を示す。

表 5-1 ヒアリング調査の概要

| 調査日            | 調査対象/調査内容                                   |
|----------------|---------------------------------------------|
| 1998年<br>8月26日 | 藤前干潟を守る会（辻淳夫氏）<br>守る会の活動、アセス手続への関わり         |
| 1998年<br>8月27日 | 名古屋市環境保全局（加藤明氏）<br>アセス手続、環境NGOなどからの意見の概要    |
| 2001年<br>11月7日 | アセス審議会の座長（佐藤正孝教授）<br>アセス審査課程における環境NGOの意見の扱い |
| 2001年<br>11月8日 | 藤前干潟を守る会（辻淳夫氏）<br>アセス終了後から計画中止までの活動         |
| 2001年<br>11月9日 | 名古屋市環境保全局（加藤明氏）<br>環境NGOの役割に対する評価、アセス審査会    |
| 2001年<br>11月9日 | 名古屋市施設部工場課（高木哲幸氏）<br>追加調査による干潟生態系モデルの計算の変化  |

## 第 5 章 環境 NGO が役割を果たすための要因

### 5-2. 本事例の概要とアセス手続

ここでは、名古屋市藤前干潟において予定されていたゴミ埋立処分場計画の概要と、そのアセス手続について概観する。

#### 5-2-1. 本事例の概要

##### 5-2-1-1. 事業の経緯

本事業は、1964 年に内貿埠頭用地の造成計画として位置付けられていた。だが、1981 年 7 月の「名古屋港港湾計画」の改定において、当該予定地の背後地である名古屋市の都市環境問題の解決に資するため、一般廃棄物等及び港湾区域から発生する浚渫土砂を埋立処分するための廃棄物処理用地として、また、農水産品、特殊品等の貨物を主体に取り扱う内貿埠頭用内として、105ha の土地造成計画が見直され、1984 年 6 月に埋立計画が具体化した。

その後、事業実施にあたり、1989 年 3 月には新川の治水に支障があるとし、埋立面積を 70ha に変更、また 1992 年には底生生物や干潟の分布状況から鳥類とその生息環境に与える影響を緩和するためとして 52ha に変更された。さらに、1993 年には事業の早期実現を計るためなどから、事業規模を最終的に 46.5ha に変更しその翌年（1994 年）の 1 月から現況調査計画書の縦覧が始まり、アセスプロセスがスタートした。

##### 5-2-1-2. 対象事業の目的

本事業は、名古屋市内から発生する一般廃棄物、上下水道の公共事業から発生する産業廃棄物（以下「公共産業廃棄物」）などの最終処分場を確保するため、名古屋市新基本計画、名古屋港港湾計画において廃棄物処理用地として位置づけされている名古屋港西 1 区を最終処分場として整備し併せてその跡地は港湾の良好な環境を創出し、人々が親しみ、やすらぎを味わうことが出来るアメニティ豊かな緑地として確保することを目的とするものであった。

##### 5-2-1-3. 対象事業の規模及び計画地の位置

###### 5-2-1-3-1. 事業の規模

事業の規模は、埋立面積が約 46.5ha、埋立容積が 400 万 m<sup>3</sup> である。以下に、埋立容積について敷衍しておく。

埋立容積は、名古屋市アセス指導要綱に基づき、1994 年 1 月に届け出された現況調査計画書では、一般廃棄物約 190 万 m<sup>3</sup>・都市施設廃棄物（これは、公共産業廃棄物及び公共陸上発生残土を指す）約 60 万 m<sup>3</sup>・浚渫土砂約 15 万 m<sup>3</sup> の合計約 265 万 m<sup>3</sup> であった。

しかし、その後、事業者は長期的に安定した埋立が可能となるように工事方法を検討した結果、事業計画区域に一部の掘削と嵩上げを行うことにより、一般廃棄物約 272 万 m<sup>3</sup>・都市施設廃棄物約 76 万 m<sup>3</sup>・浚渫土砂約 52 万 m<sup>3</sup> の合計約 400 万 m<sup>3</sup> に埋立容積の規模を変更した。以下に事業規模の詳細を整理して表 5-2 に示す。

表 5-2 事業の規模

|         |                                |   |                      |
|---------|--------------------------------|---|----------------------|
| 埋 立 面 積 |                                | 約 | 46.5 ha              |
| 埋 立 容 積 |                                | 約 | 400 万 m <sup>3</sup> |
|         | 一 般 廃 棄 物                      | 約 | 272 万 m <sup>3</sup> |
|         | 公 共 産 業 廃 棄 物<br>(上 下 水 道 汚 泥) | 約 | 39 万 m <sup>3</sup>  |
|         | 公 共 陸 上 発 生 残 土                | 約 | 37 万 m <sup>3</sup>  |
|         | 浚 渫 土 砂                        | 約 | 52 万 m <sup>3</sup>  |

5-2-1-3-2. 事業計画地の位置

藤前干潟は、名古屋港西部の一番端っこに位置しており、斜線に囲まれたところが、事業予定地である。

名古屋市港区藤前干潟二丁目 1 1 0 番及び藤前三丁目 8 0 1 番の地先公有水面



図 5-2 藤前干潟の位置図

## 第5章 環境 NGO が役割を果たすための要因

### 5-2-2. アセス手続の概要

本事業におけるアセス（以下：藤前アセス）は、厚生省所管事業に関わる環境影響評価実施要綱（1985年12月12日厚生省生衛第657号）に基づき、名古屋市環境影響評価指導要綱（1979年名古屋市告示第47号）の趣旨を尊重して行われた<sup>7</sup>。

名古屋市のアセス要綱は、地方自治体の中でも早い時期に作られたものではある<sup>8</sup>が、当時としては現在のアセス法における方法書に相当する調査計画を記載した「現況調査計画書」を作ることや、準備書段階において環境保全の見地からは誰でも意見が述べられたことなど、先進的な制度であった。

藤前アセスは、1994年1月に事業者である名古屋市と名古屋港港湾管理組合によって現況調査計画書が出されたことから始まる。その後、1996年7月に公表された準備書では、すべてのアセス項目において「環境への影響は小さい」という予測結果であった。それを受け、環境 NGO からはその事実を問う意見書が提出された。意見書には、藤前干潟が埋立てられることにより、渡り鳥が受ける影響は大きい、底生生物の調査や評価が不十分であるなどの意見が国内外から60通（国内41件、国外19件）も寄せられた。事業者は、これらの意見に対し見解書（1997年2月17日）を作り告示したが、環境 NGO 側はこの見解書の内容に不満があるとし、公聴会の開催を要請した。公聴会は、議事進行や準備書の内容をめぐる紛糾し、当初1回きりで終るはずのものが、3回にわたって（1997年5月10日、7月12日、8月9日）行われた。

一方、前述の住民参加の手続と並行して、1996年9月から名古屋市アセス審査会<sup>9</sup>が準備書の審議を行った。第1分科会の審議は特に問題なく終了したが、第2分科会では事業予定区域の渡り鳥などの生息地としての役割や干潟の持つ水質浄化機能に関する議論が集中した。議論が集中したこれらにおいては、環境 NGO の意見と事業者のアセス情報との間で、調査結果の落差が大きかったため、第2分科会は準備書に記載されている情報だけでは影響予測が難しいと判断し、追加調査を事業者に要請した。その後、審査会は、追加調査の結果等をもとに、藤前干潟の埋立は「渡り鳥など鳥類の生息環境に影響を及ぼすことは明らかである」、「周辺水域の水質等、干潟生態系に影響を及ぼすことは明らかである」との結論を下した。

しかしながら、「環境に及ぼす影響は明らかである」という異例の審査結果を下したにもかかわらず、事業の中止ではなく、代償措置として「段階的な埋立」と「人工干潟の助成」で対応できると名古屋市に提言を行ない審議を終了した。その後、愛知県知事からも意見を受けて、事業者は評価書をまとめて告示した。最終的に、評価書の縦覧手続が終了したのは98年8月28日のことである。ここまでのアセス手続の概要である。

しかし、本事業は公有水面埋立事業であるため、アセス手続が終了した後、公有水面埋立法に基づく手続が行われた。その手続について、以下で敷衍しておく。

アセス終了後、事業者は公有水面埋立事業免許の出願を行った。この申請については、環境NGO等から62通の反対意見が寄せられた。だが、名古屋市議会では「環境への配慮は重要であるが、名古屋市の廃棄物行政の現状を考えれば苦渋の選択である」として事業実施の同意を決定した。その決定を受け、名古屋市は公有水面埋立法に基づいて運輸大臣への許可申請へと手続を進めることになった。

しかし、藤前干潟の保全を求める世論の高まりや、国・県の強い要請を受けて、事業者は運輸省への認可申請の取り止めを決定し、事業は中止となった（1999年1月25日）。

以上で述べてきた藤前アセス等のフローは、以下の図5-3のとおりである。

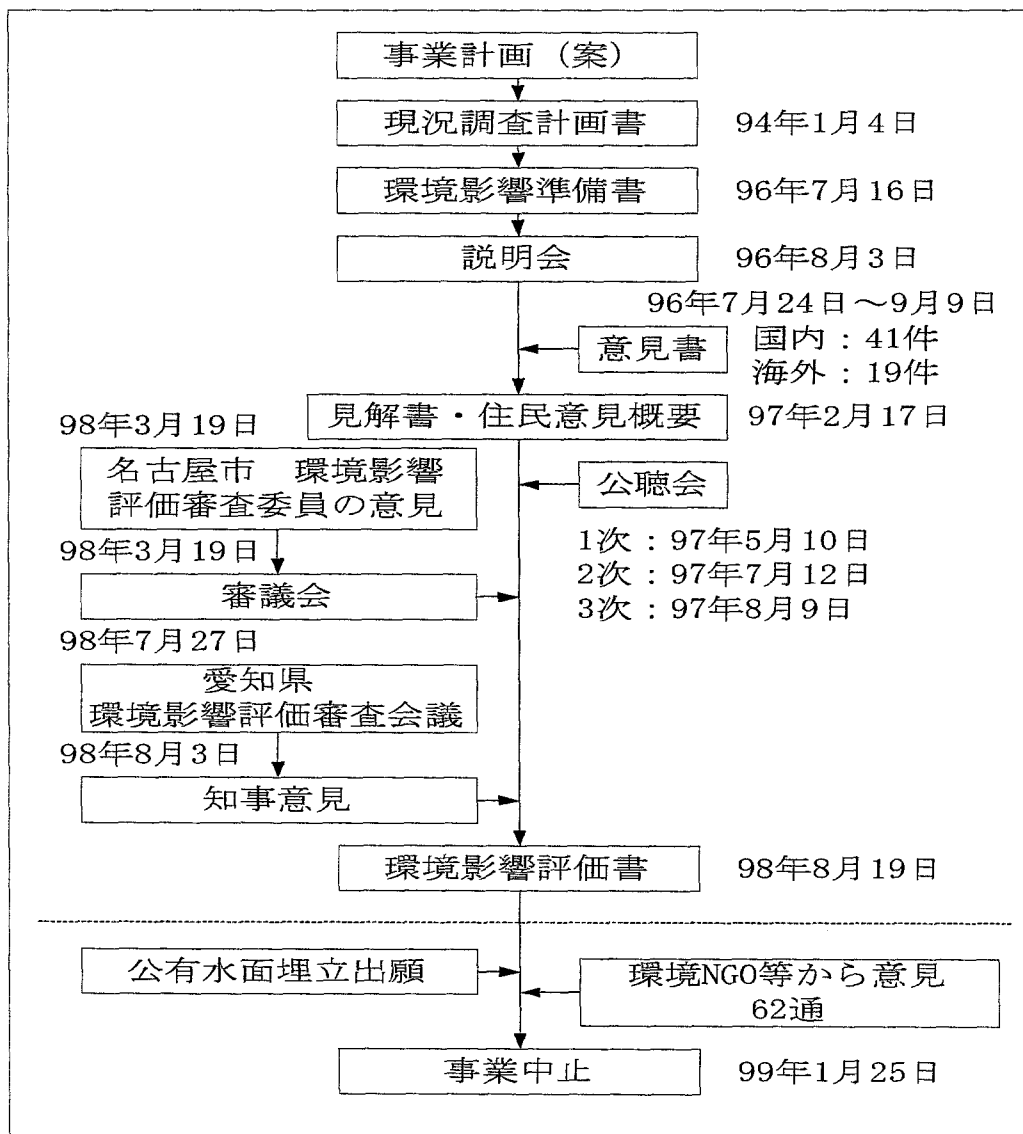


図5-3 藤前アセス等のフロー

### 5-3：環境 NGO の活動及びネットワークの把握

ここでは、前述した調査（5-1-3）をもとに、本事業計画が具体化した 1984 年から計画そのものが中止となった 1999 年 1 月 25 日までの間で行われた環境 NGO の活動を整理し、そこで見られた活動全体から主な環境 NGO の活動を抽出する。また、環境 NGO 間のネットワークの実態は、環境 NGO の全体活動をもとに、そこから見られた環境 NGO を抽出して活動地域を基準として地域 NGO と広域 NGO に分類し、環境 NGO 間のネットワークの実態やその協力内容を把握する。

#### 5-3-1 環境 NGO の活動の把握

ここでは、本事例のアセスと関連し、環境 NGO が行った活動を時系列に整理して主な活動を把握する。

まず、環境 NGO の活動を整理にあたっては、アセス手続の実施を中心として、埋立計画の発表（1984 年）からアセスが実施前（1993 年 12 月）までを（「アセス開始前」）に分類しており、アセス手続の実施（1994 年）からアセス手続の終了（1998 年 8 月）までは（「アセス手続中」）に分類する。そして、アセス終了後から埋立計画の中止発表（1999 年 1 月 25 日）までは（「アセス終了後」）に分けて整理した。

また、環境 NGO の活動を把握するにあたっては、本事例と一番深い関わりを持ち、積極的に関与してきた「藤前干潟を守る連絡会（アセス開始前：1987 年～1993 年）」の活動と、アセス開始後から事業の中止となった時点まで（1994 年～1999 年）は、「藤前干潟を守る会」の活動を中心として各環境 NGO の活動を把握した。

本事例と関連して環境 NGO が行った全体活動は、図 5-4～図 5-25 に示すとおりであり、環境 NGO の活動内容を整理する際には、環境 NGO の活動だけではなく、事業者の事業に関する発表、アセスに関する事項などにも重点をおきながら整理した。

以下では、環境 NGO の行った全体活動を整理し、図 5-4～図 5-25 に示す。

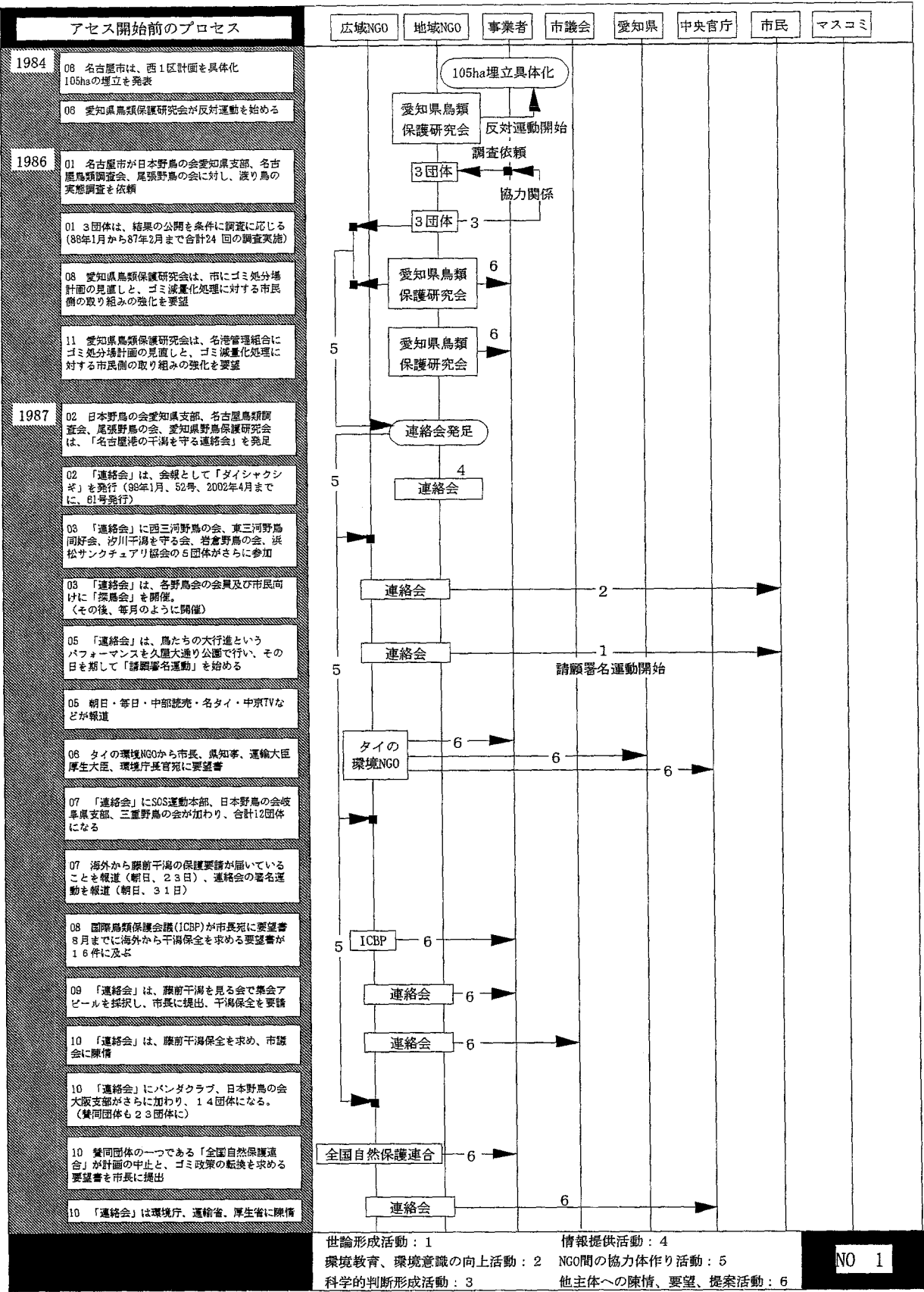


図5-4 環境NGOの活動整理(アセス開始前：その1)

第5章 環境NGOが役割を果たすための要因

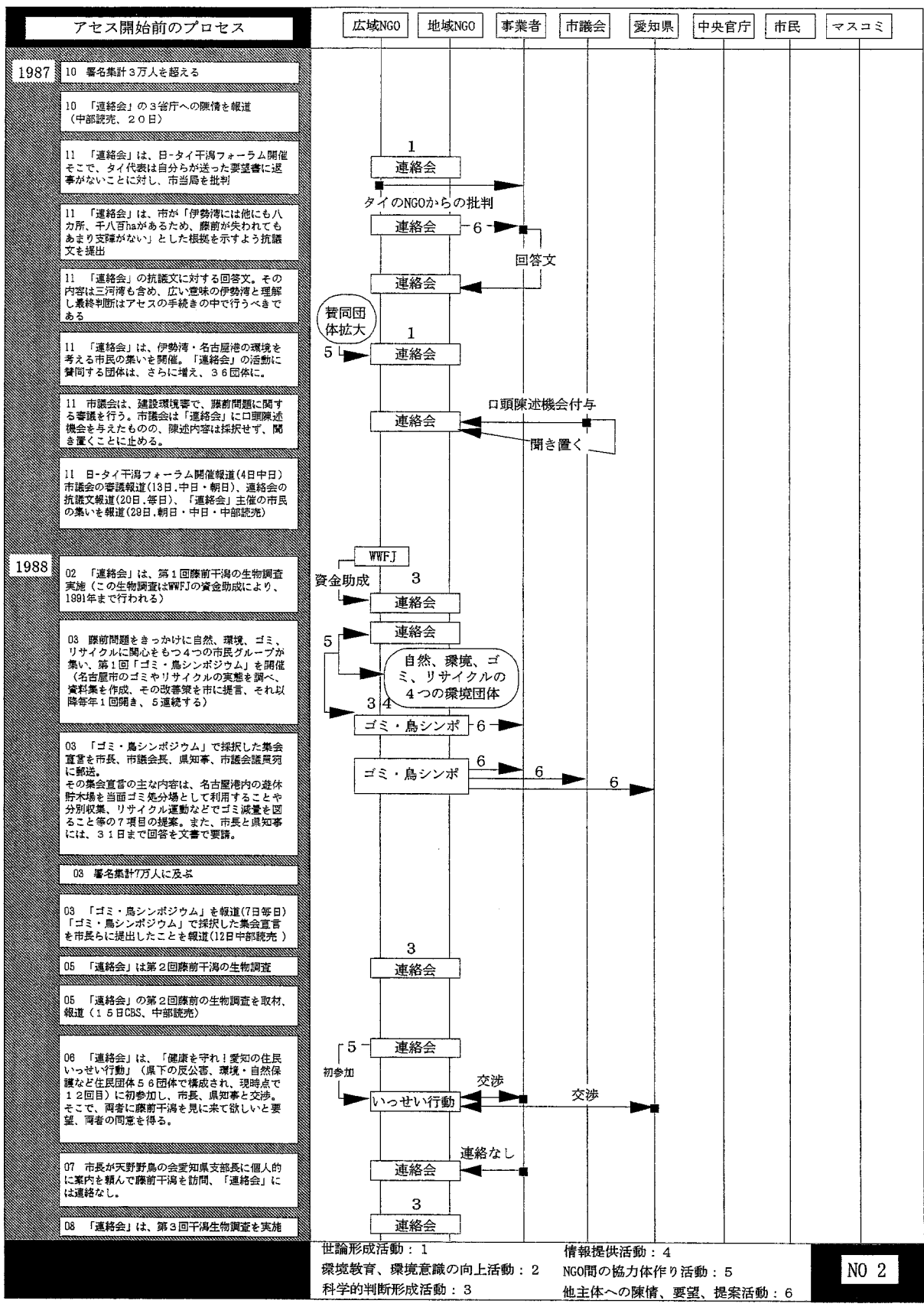


図5-5 環境NGOの活動整理(アセス開始前:その2)

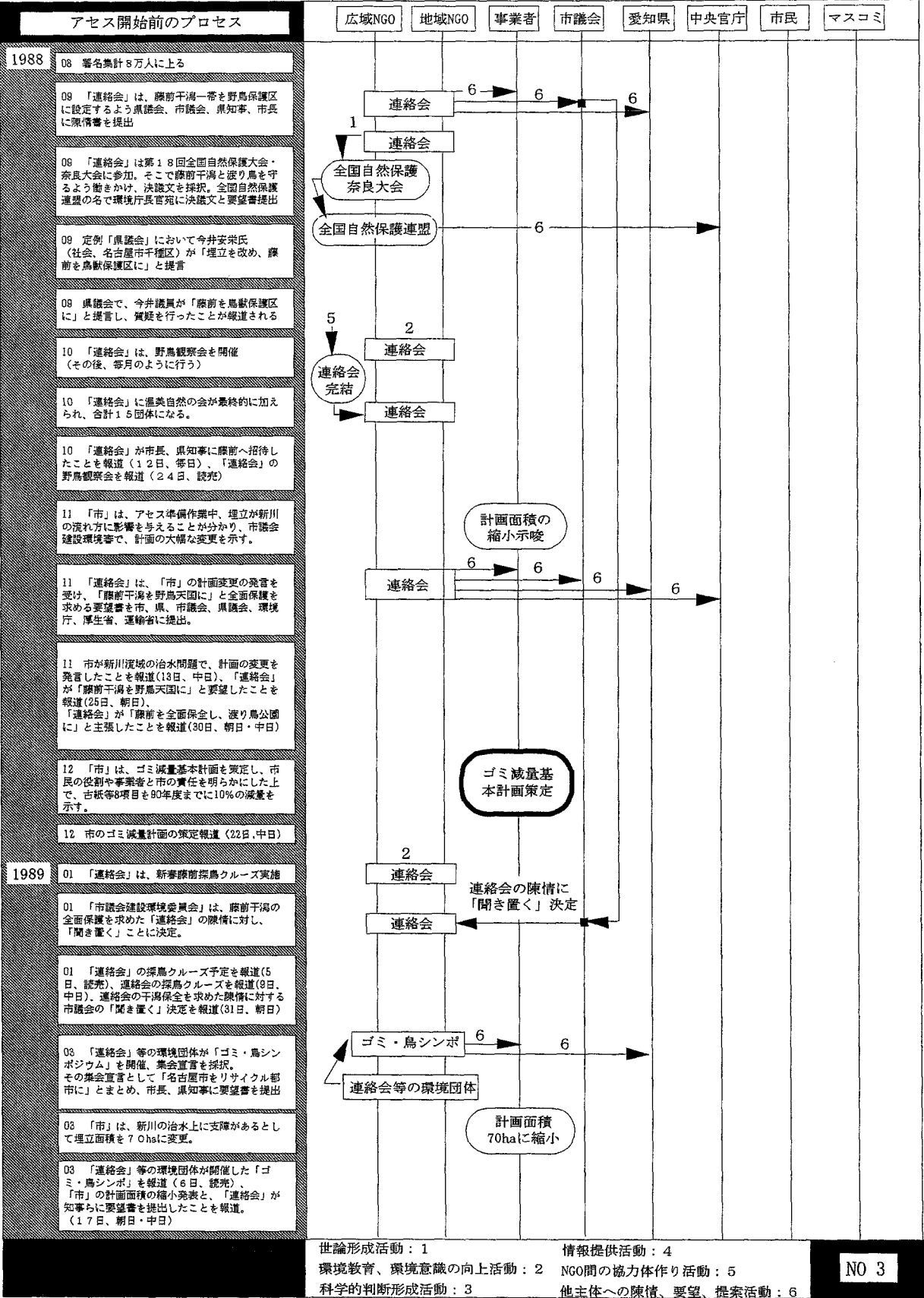


図 5-6 環境 NGO の活動整理（アセス開始前：その 3）

## 第5章 環境NGOが役割を果たすための要因

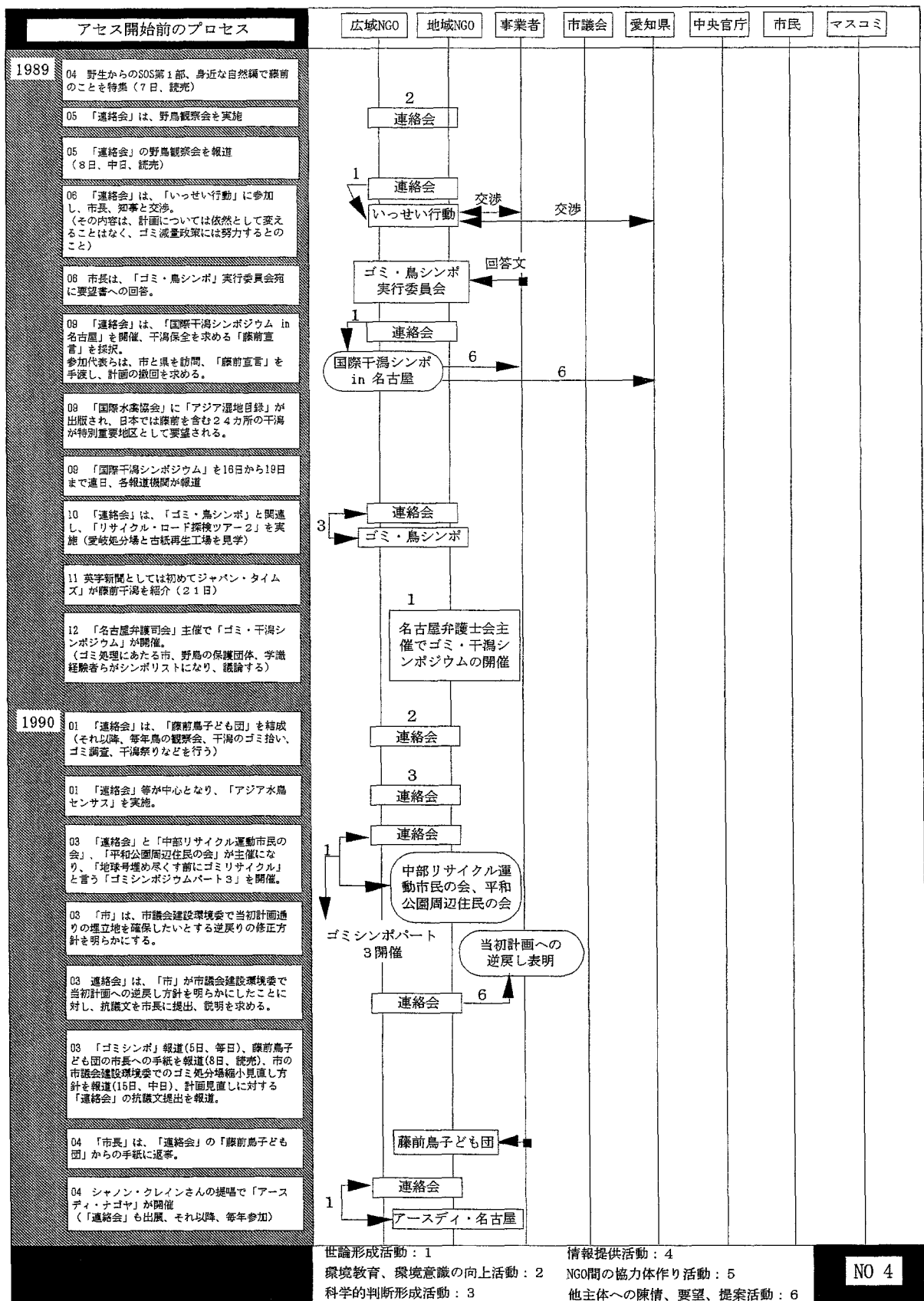


図 5-7 環境 NGO の活動整理 (アセス開始前：その 4)

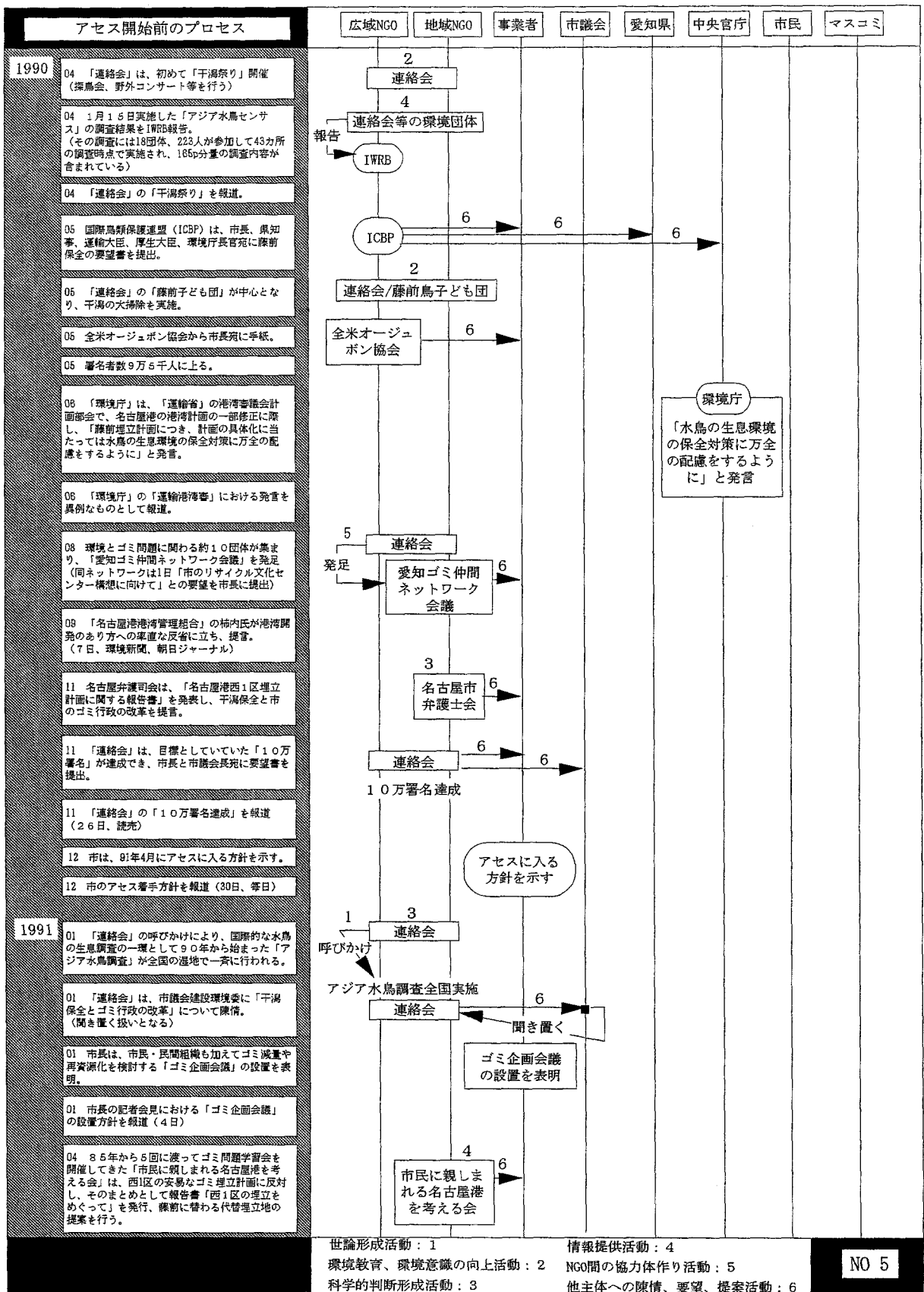


図 5-8 環境 NGO の活動整理（アセス開始前：その5）

## 第5章 環境NGOが役割を果たすための要因

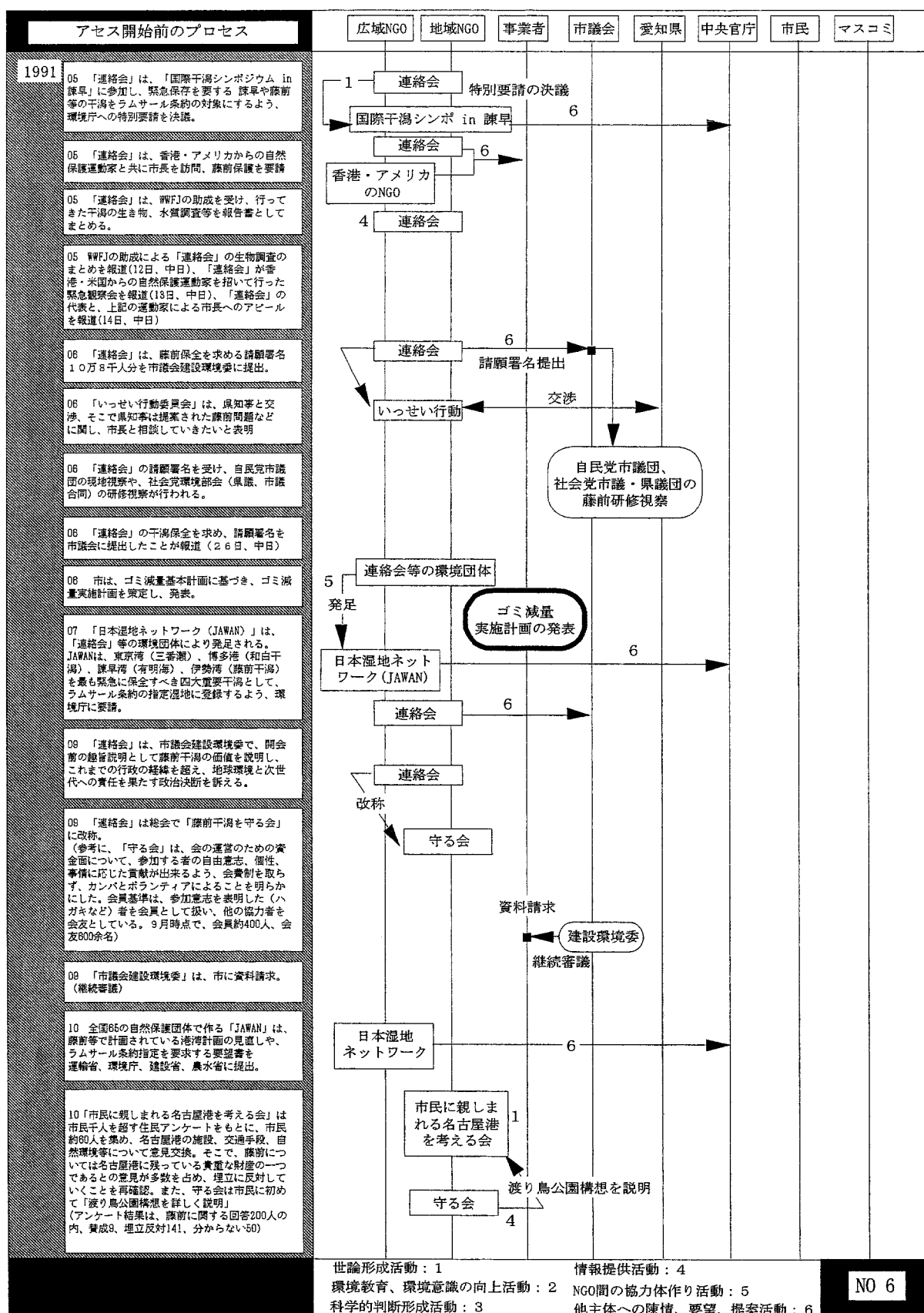


図 5-9 環境 NGO の活動整理 (アセス開始前：その 6)

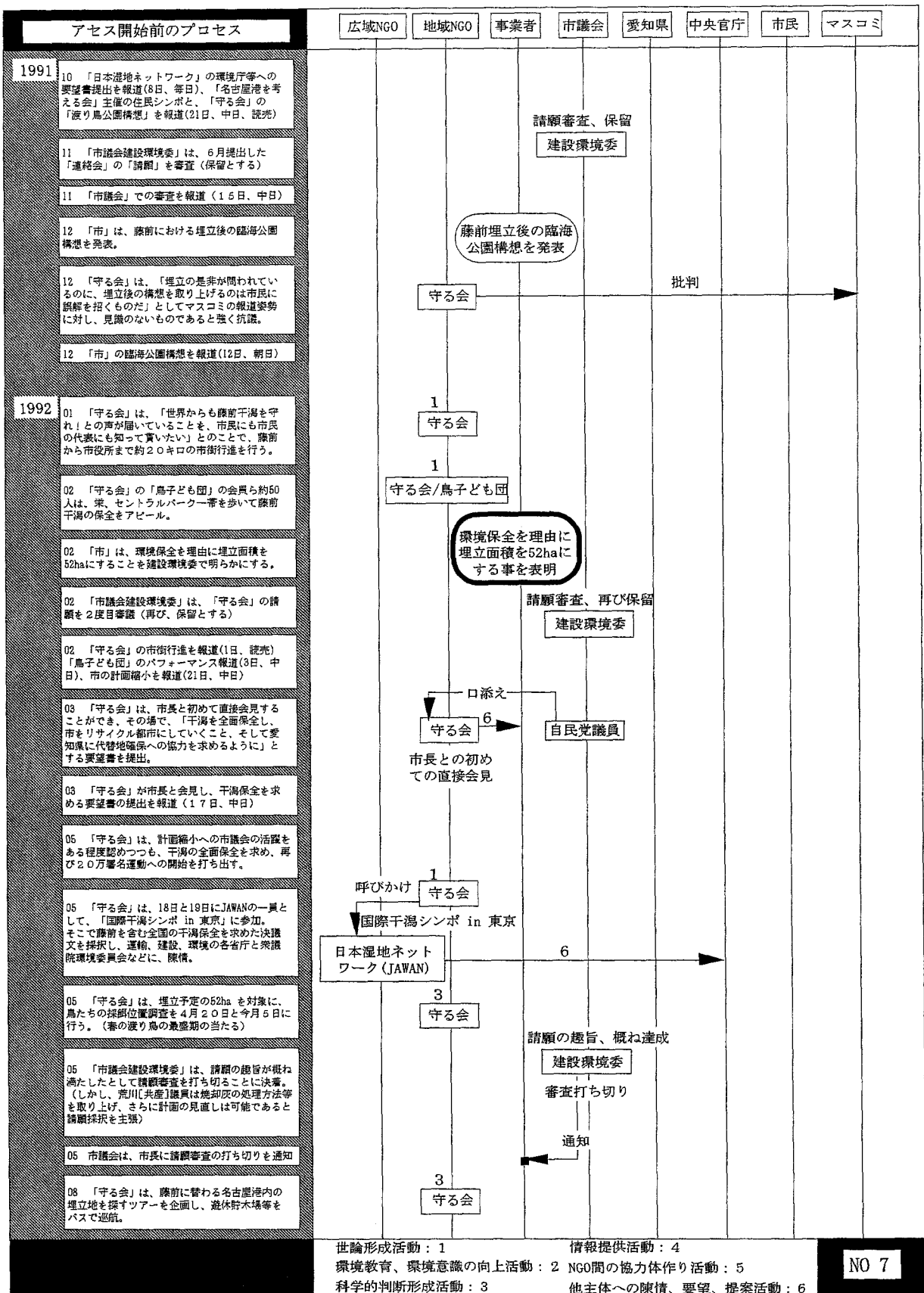


図 5-10 環境 NGO の活動整理 (アセス開始前：その 7)

第5章 環境NGOが役割を果たすための要因

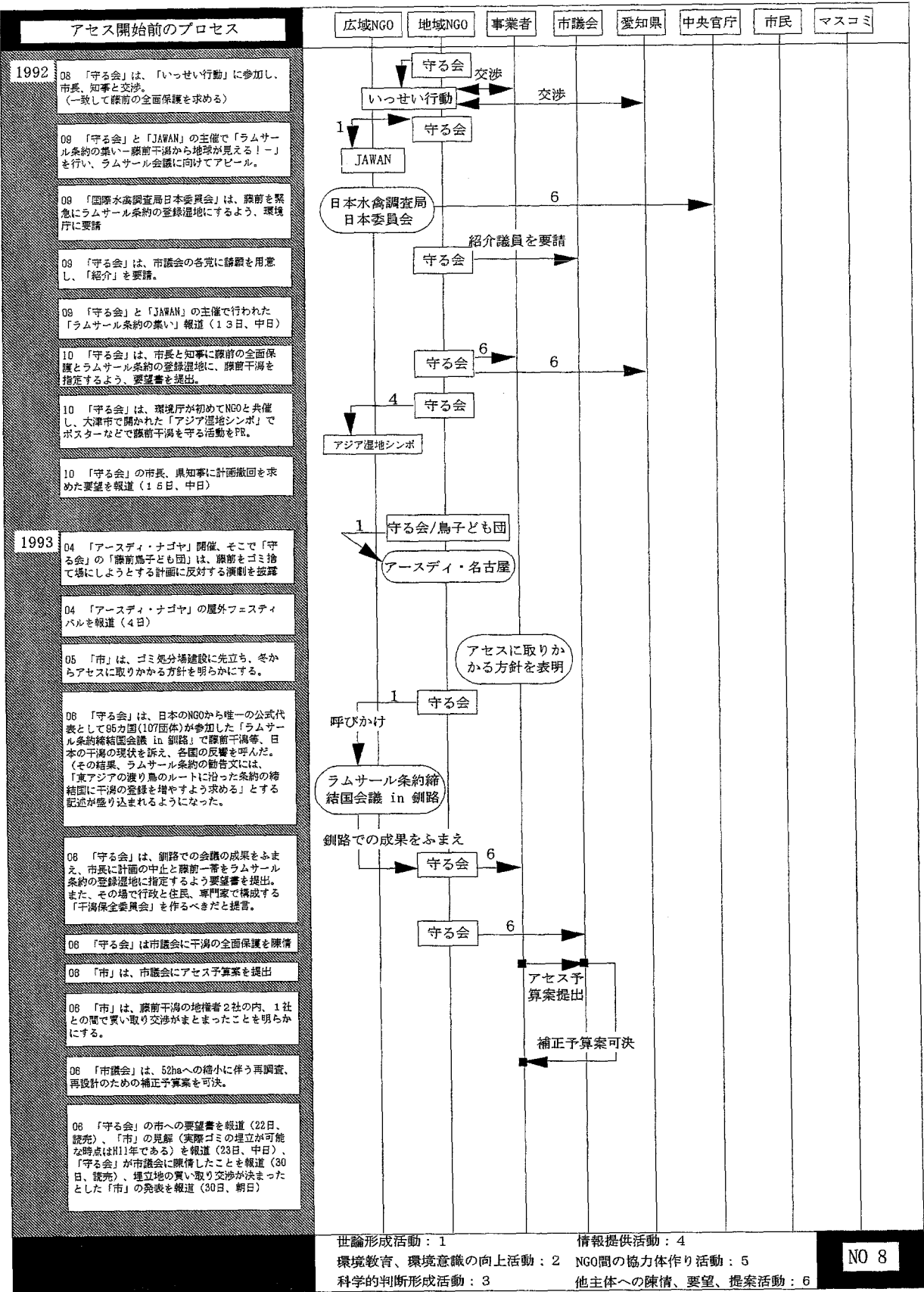


図 5-11 環境 NGO の活動整理 (アセス開始前：その 8)

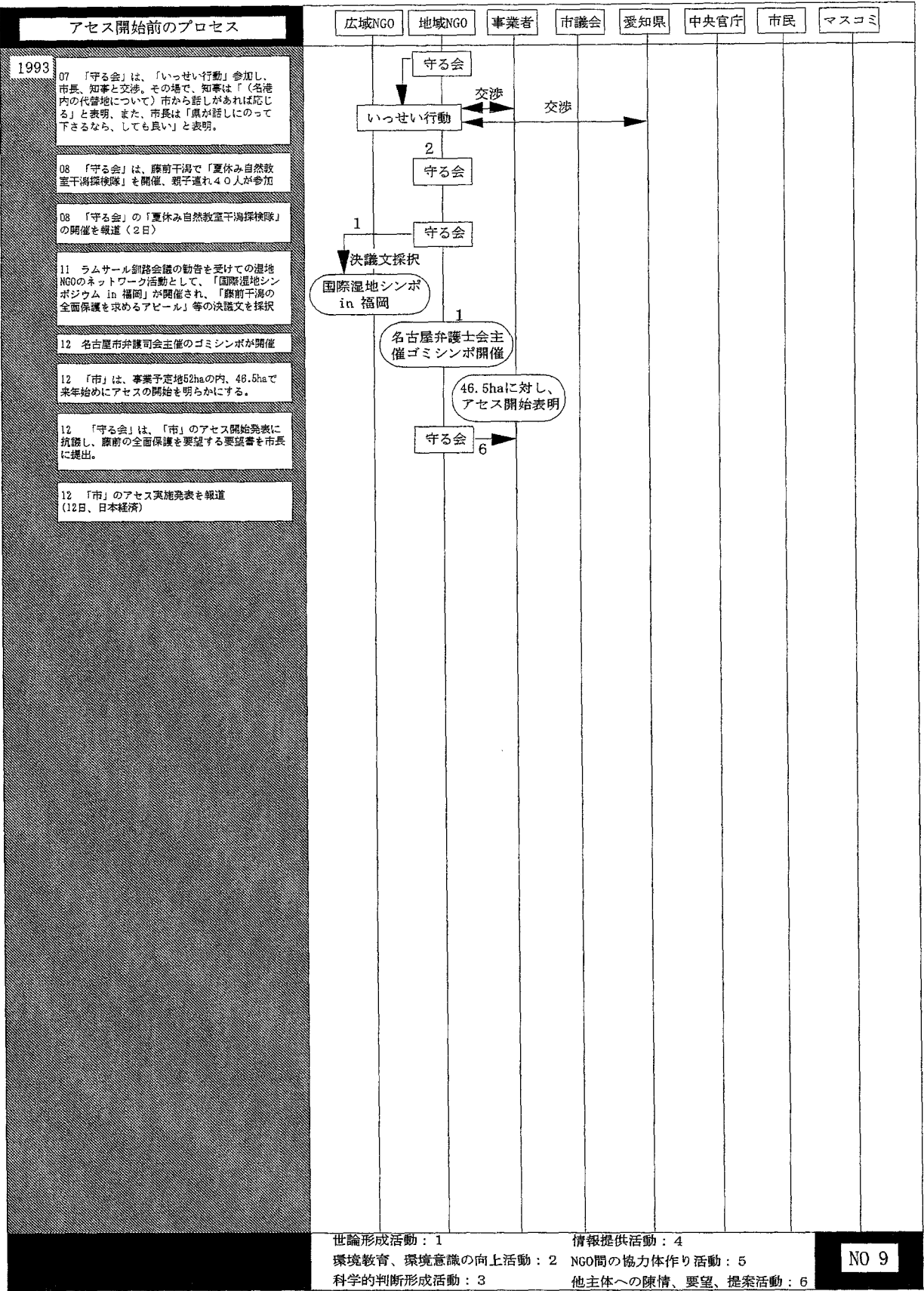


図 5-12 環境 NGO の活動整理（アセス開始前：その 9）

第 5 章 環境 NGO が役割を果たすための要因

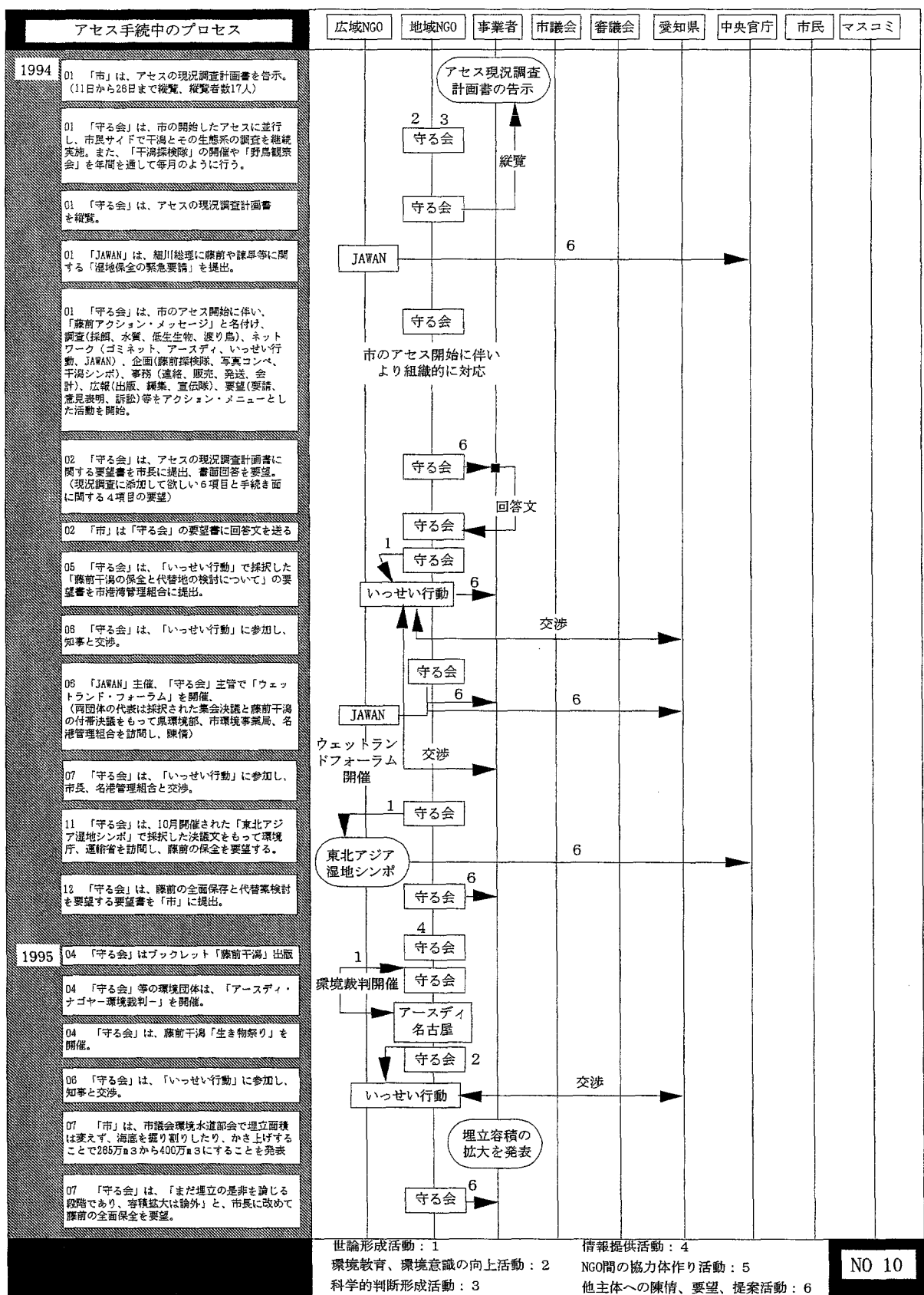


図 5-13 環境 NGO の活動整理 (アセス手続中：その1)

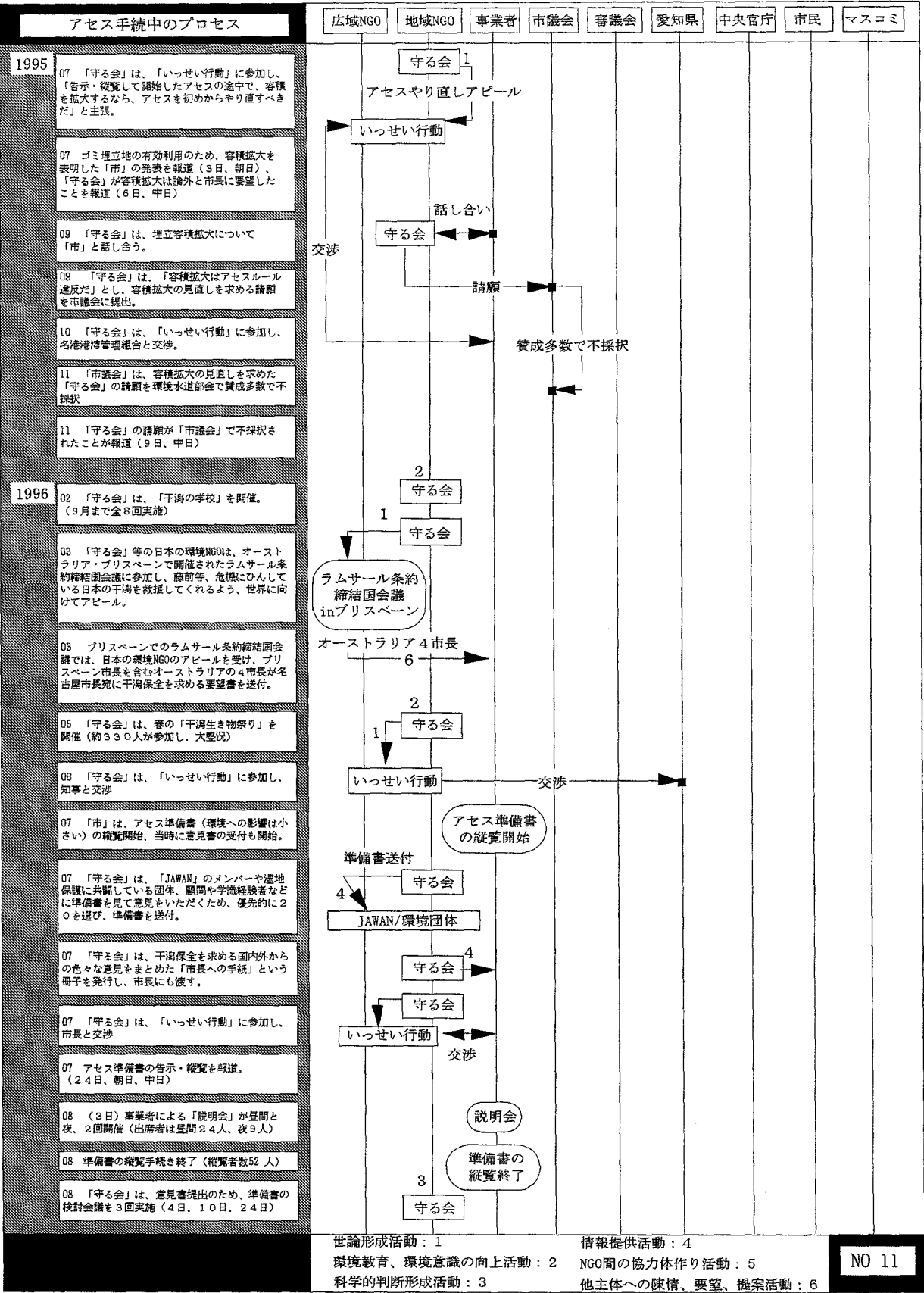


図5-14 環境NGOの活動整理（アセス手続中：その2）

第5章 環境NGOが役割を果たすための要因

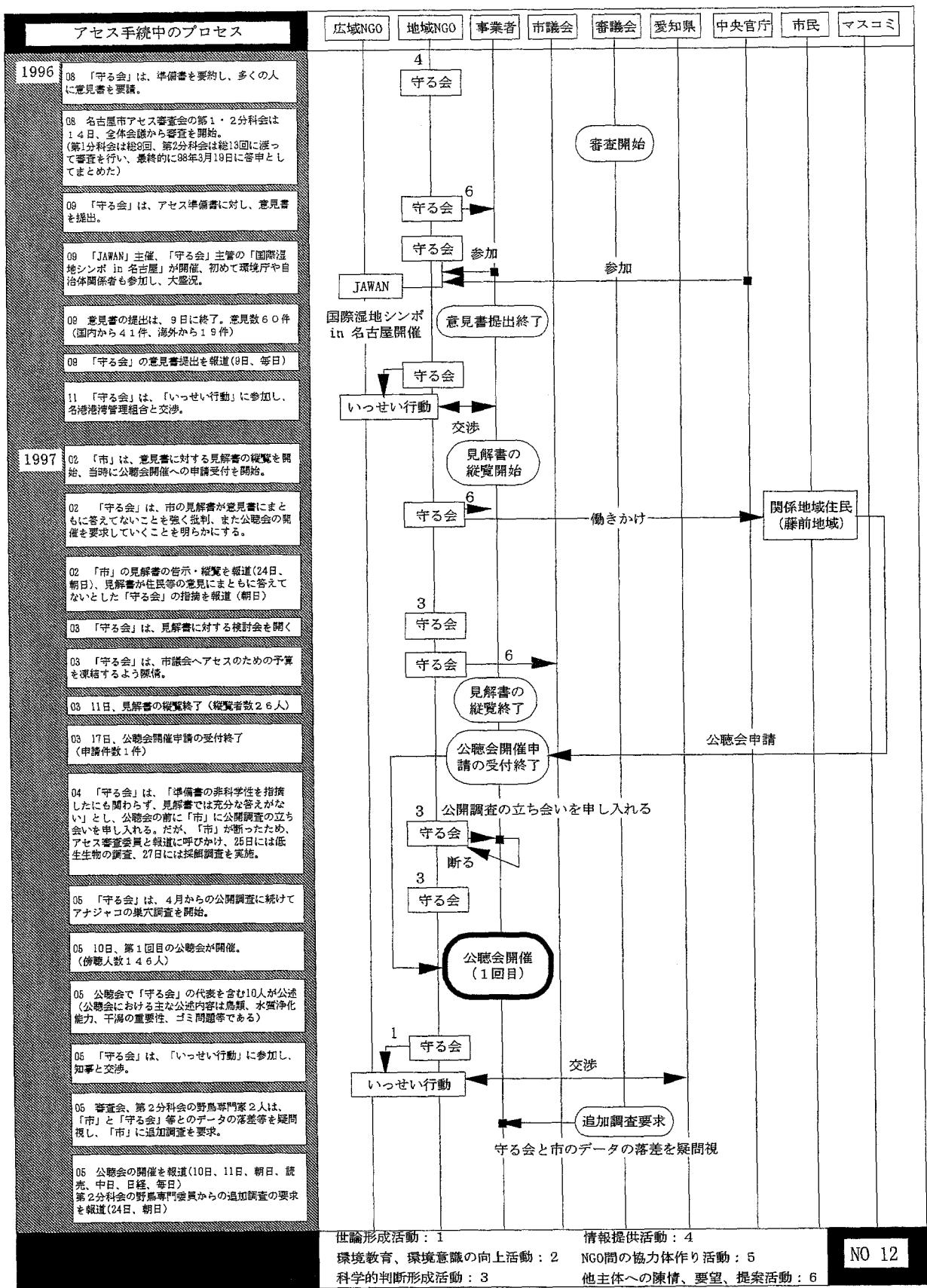


図5-15 環境NGOの活動整理(アセス手続中：その3)

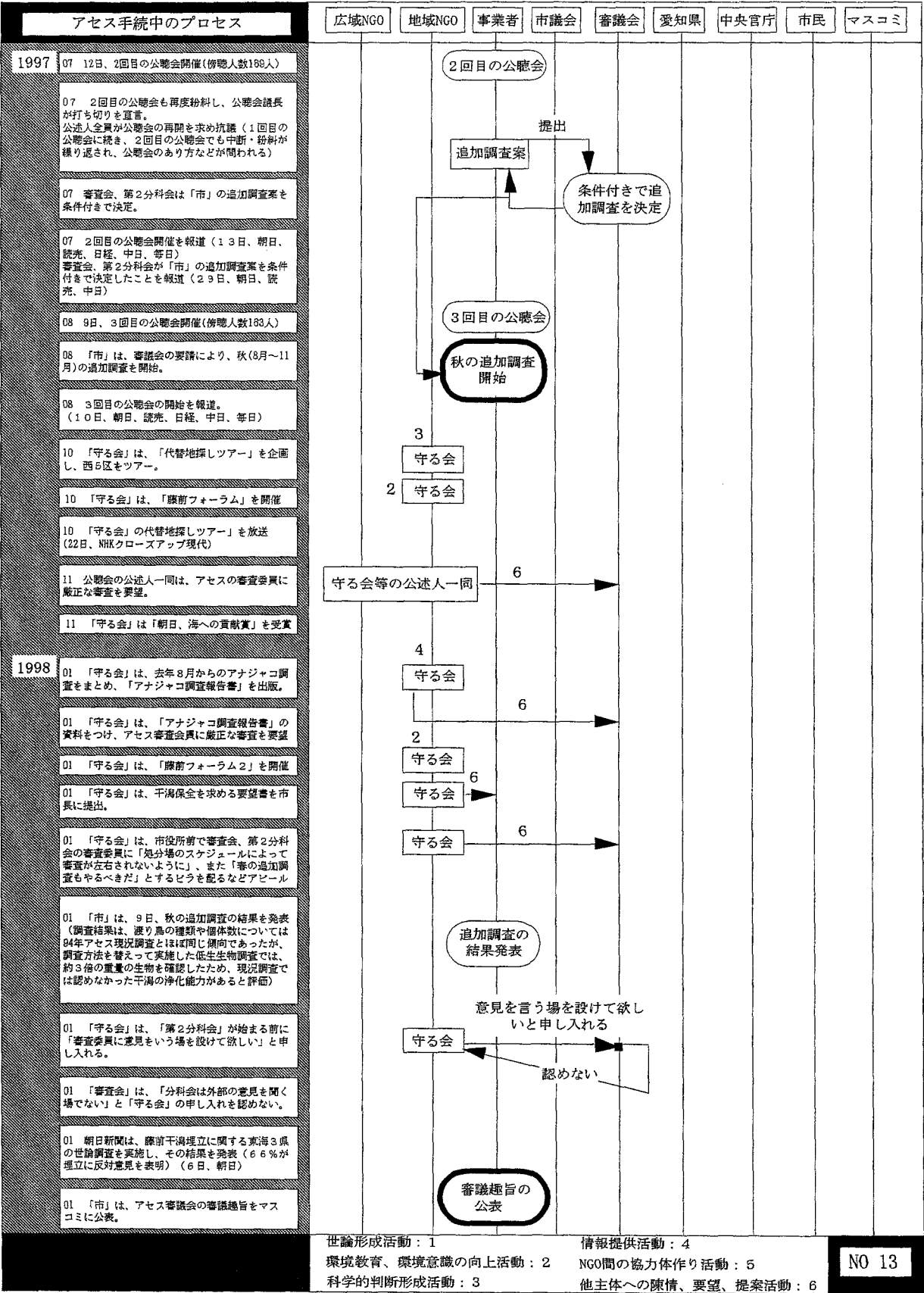


図 5-16 環境NGOの活動整理 (アセス手続中: その4)

## 第5章 環境NGOが役割を果たすための要因

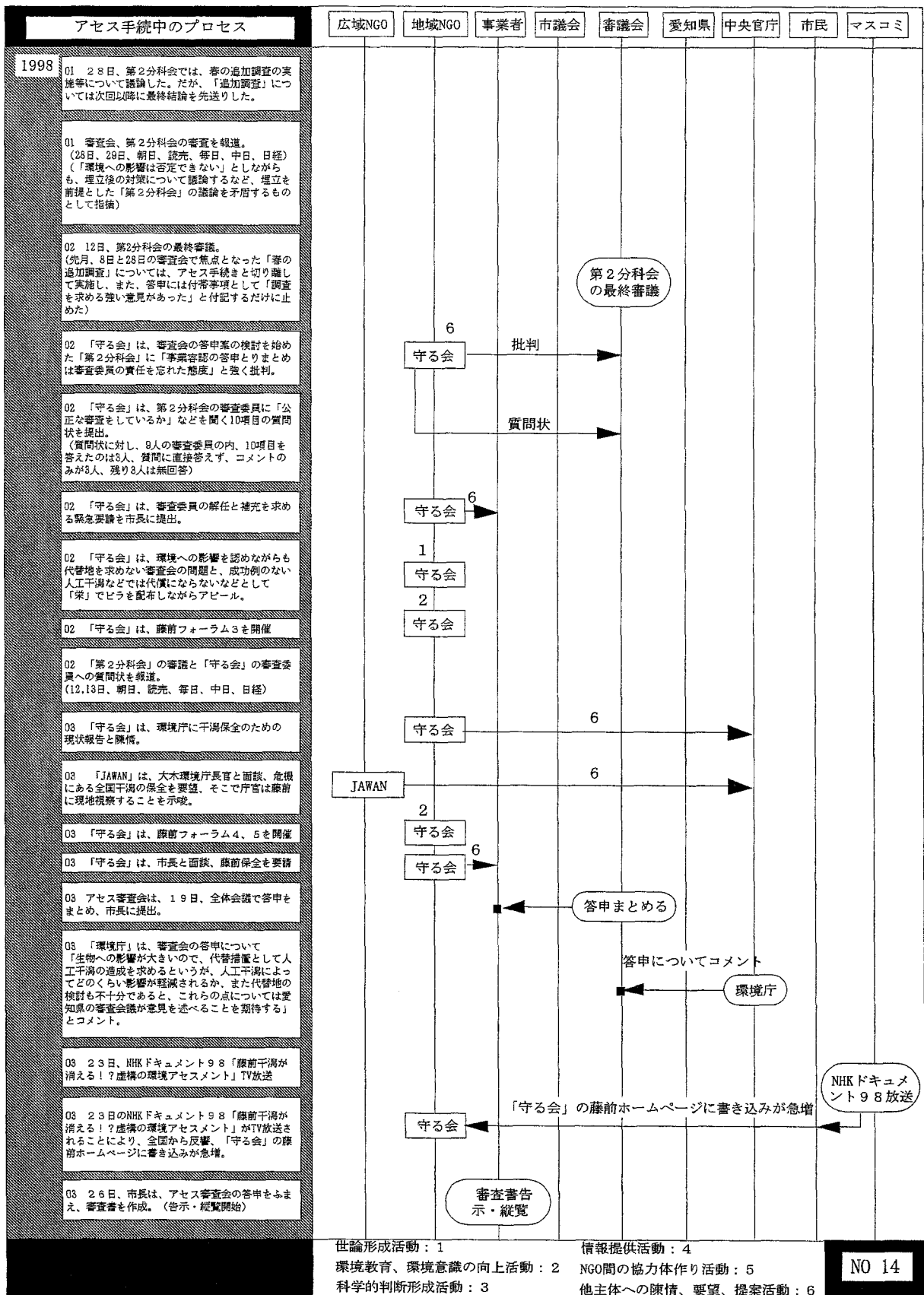


図 5-17 環境 NGO の活動整理 (アセス手続中：その 5)

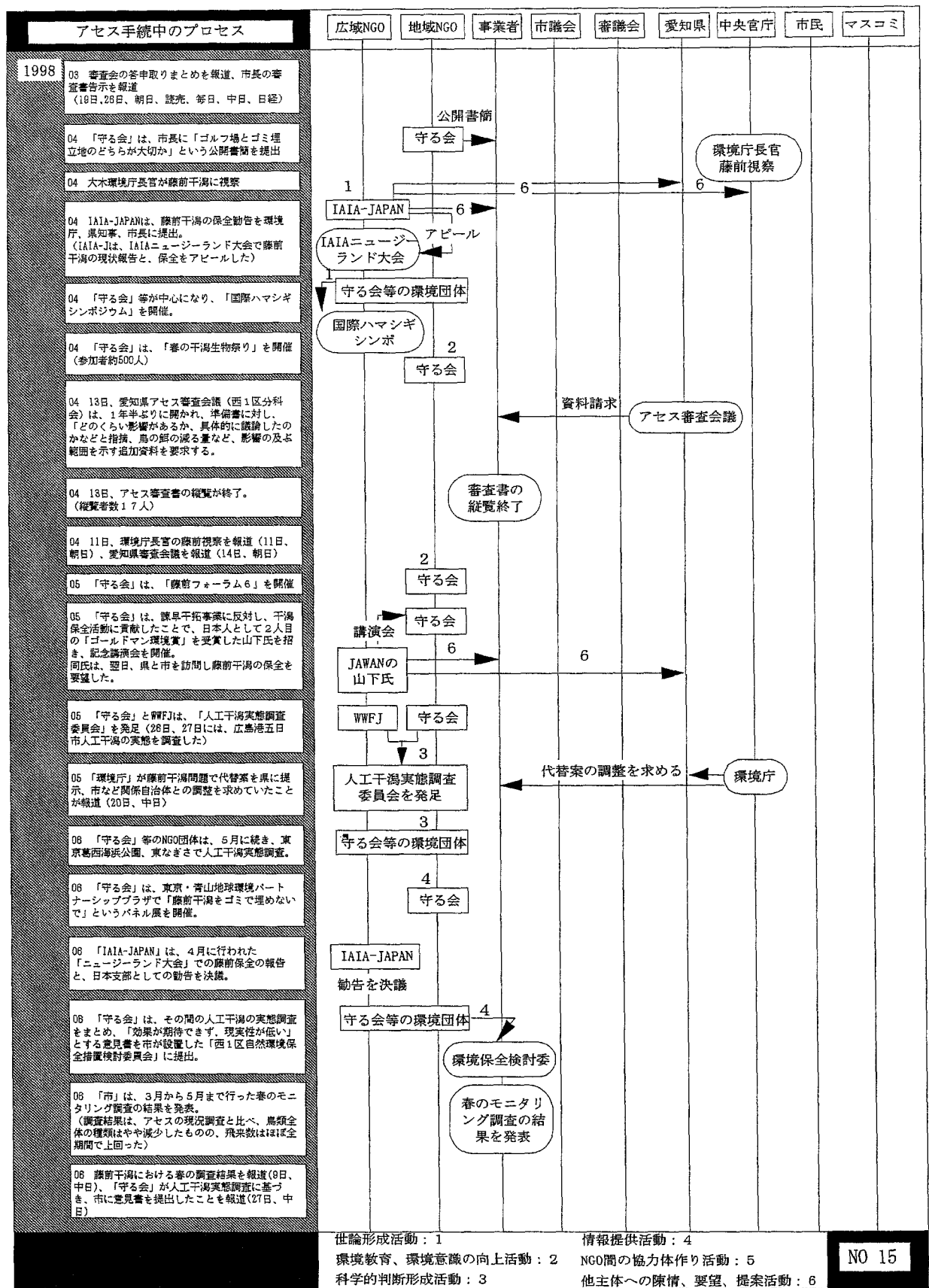


図5-18 環境NGOの活動整理(アセス手続中：その6)

## 第5章 環境NGOが役割を果たすための要因

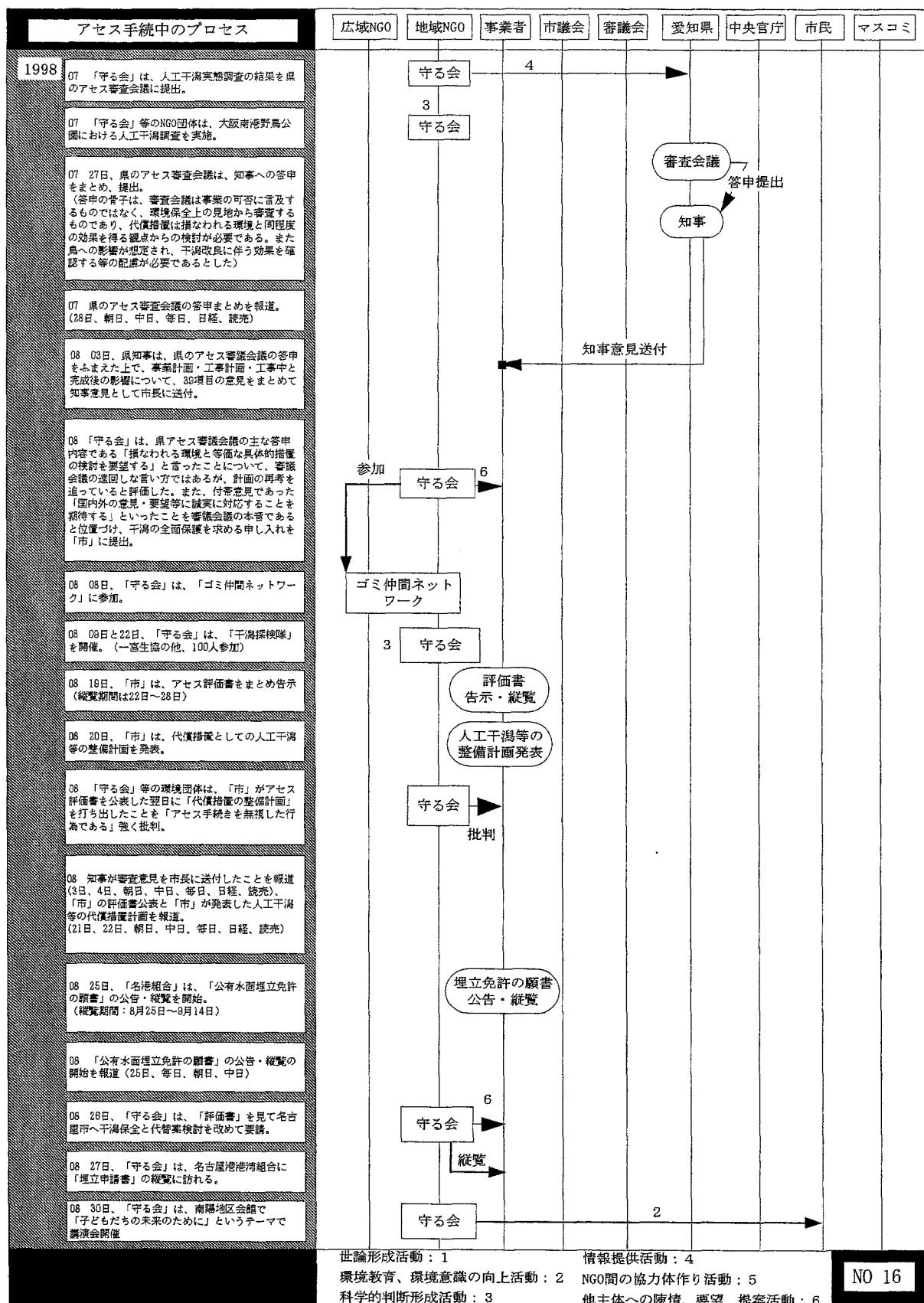


図 5-19 環境 NGO の活動整理 (アセス手続中：その 7)

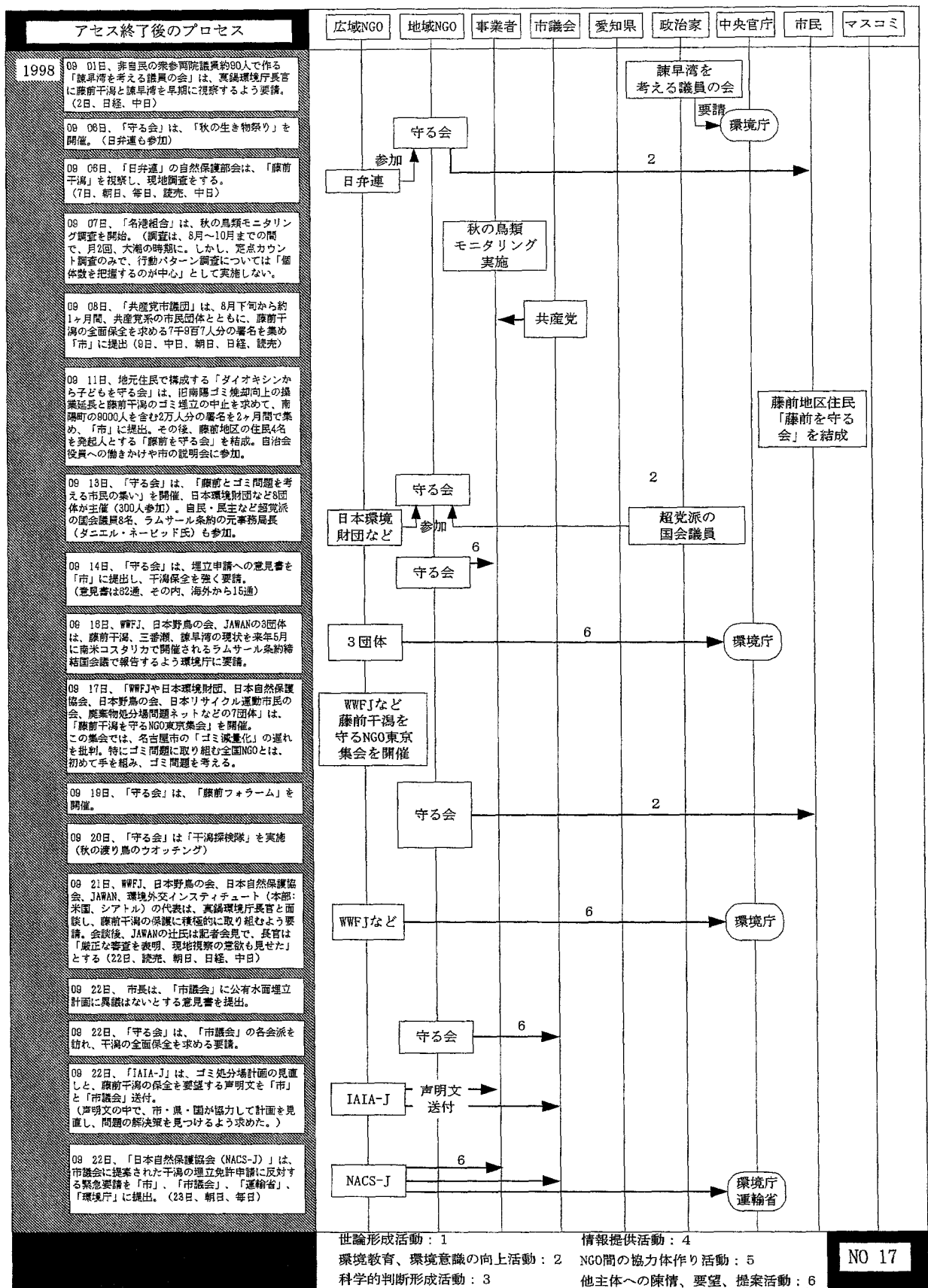


図5-20 環境NGOの活動整理(アセス終了後：その1)

第 5 章 環境 NGO が役割を果たすための要因

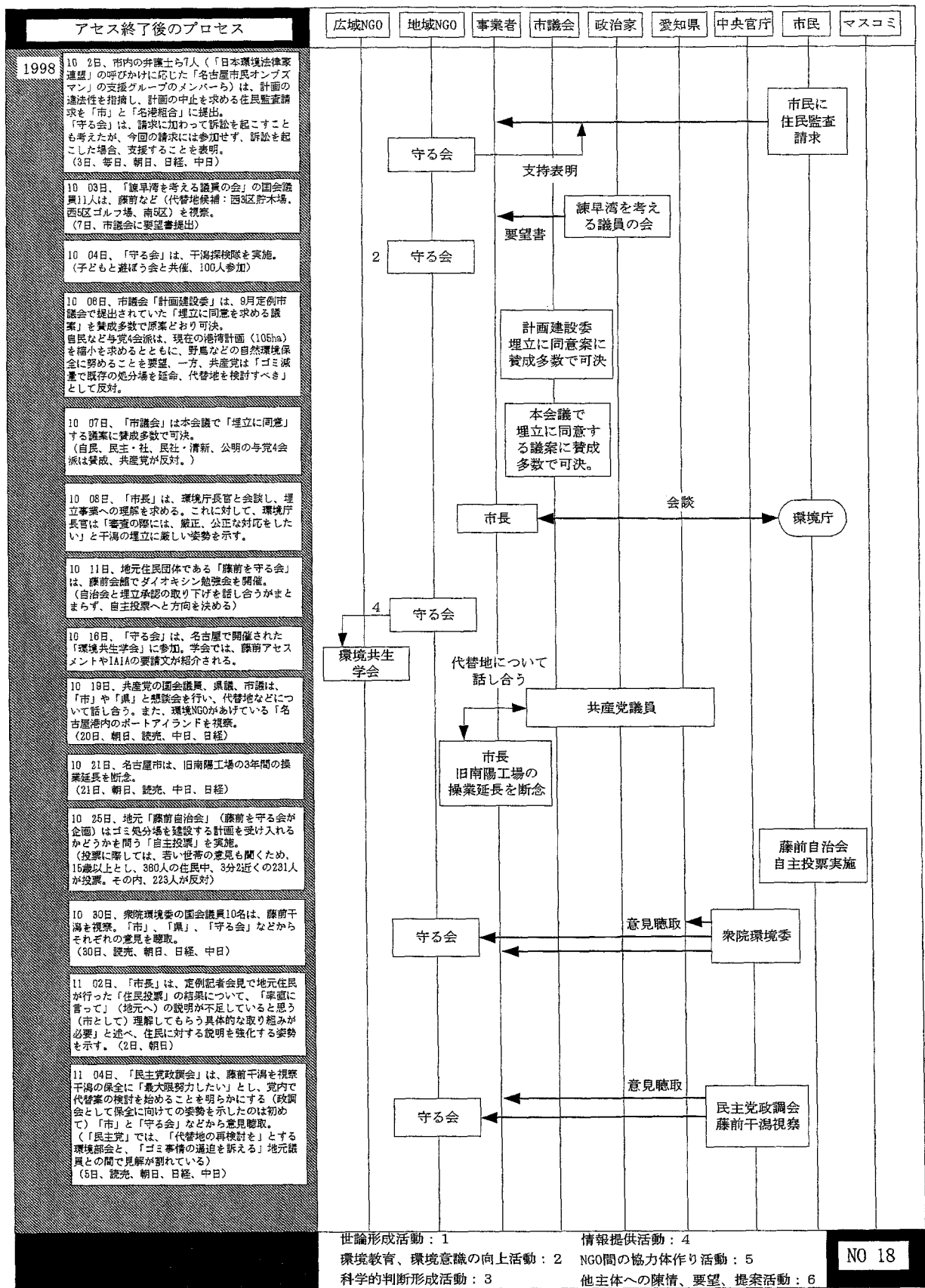


図 5-21 環境 NGO の活動整理（アセス終了後：その2）

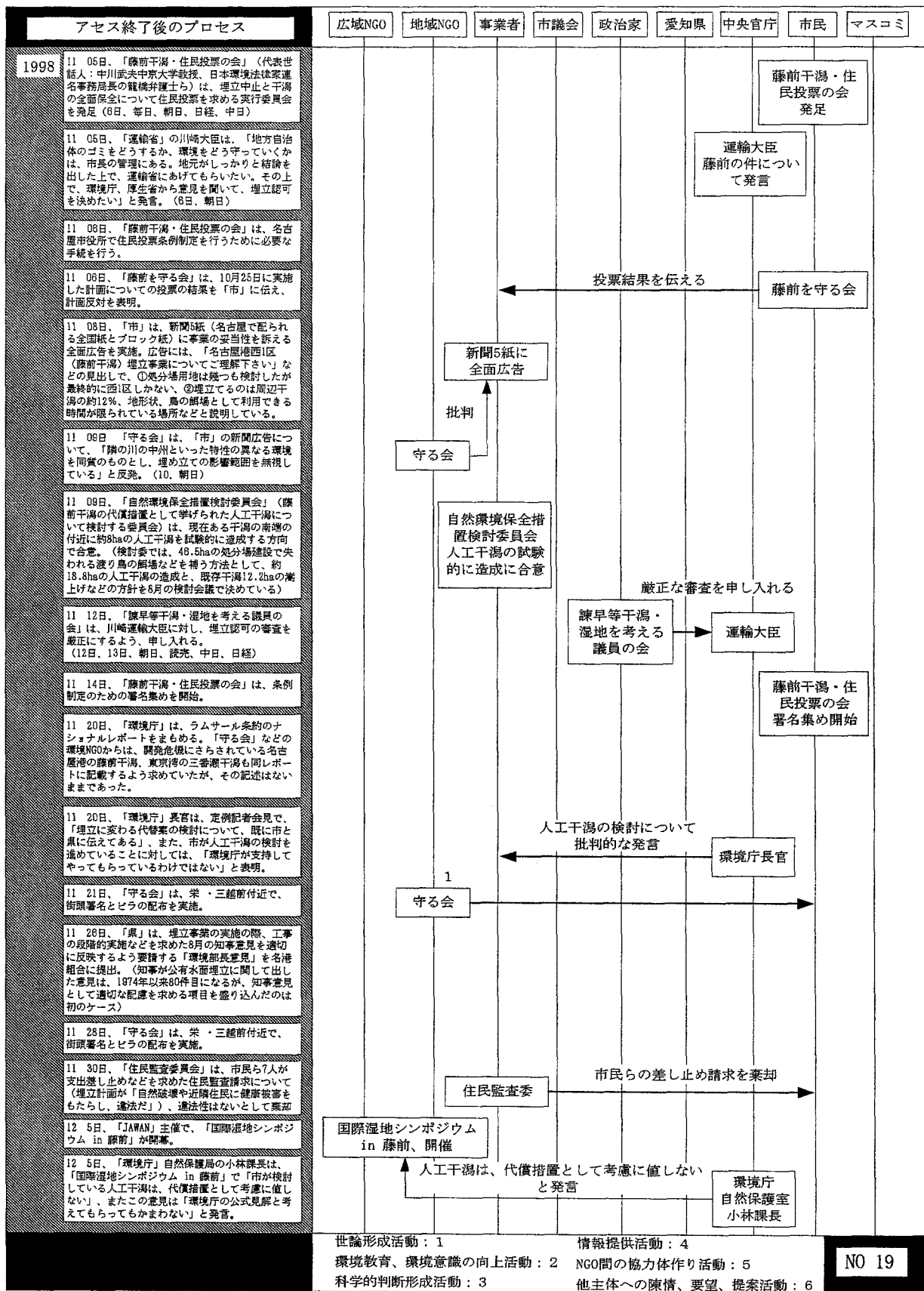


図5-22 環境 NGO の活動整理 (アセス終了後：その3)

第5章 環境NGOが役割を果たすための要因

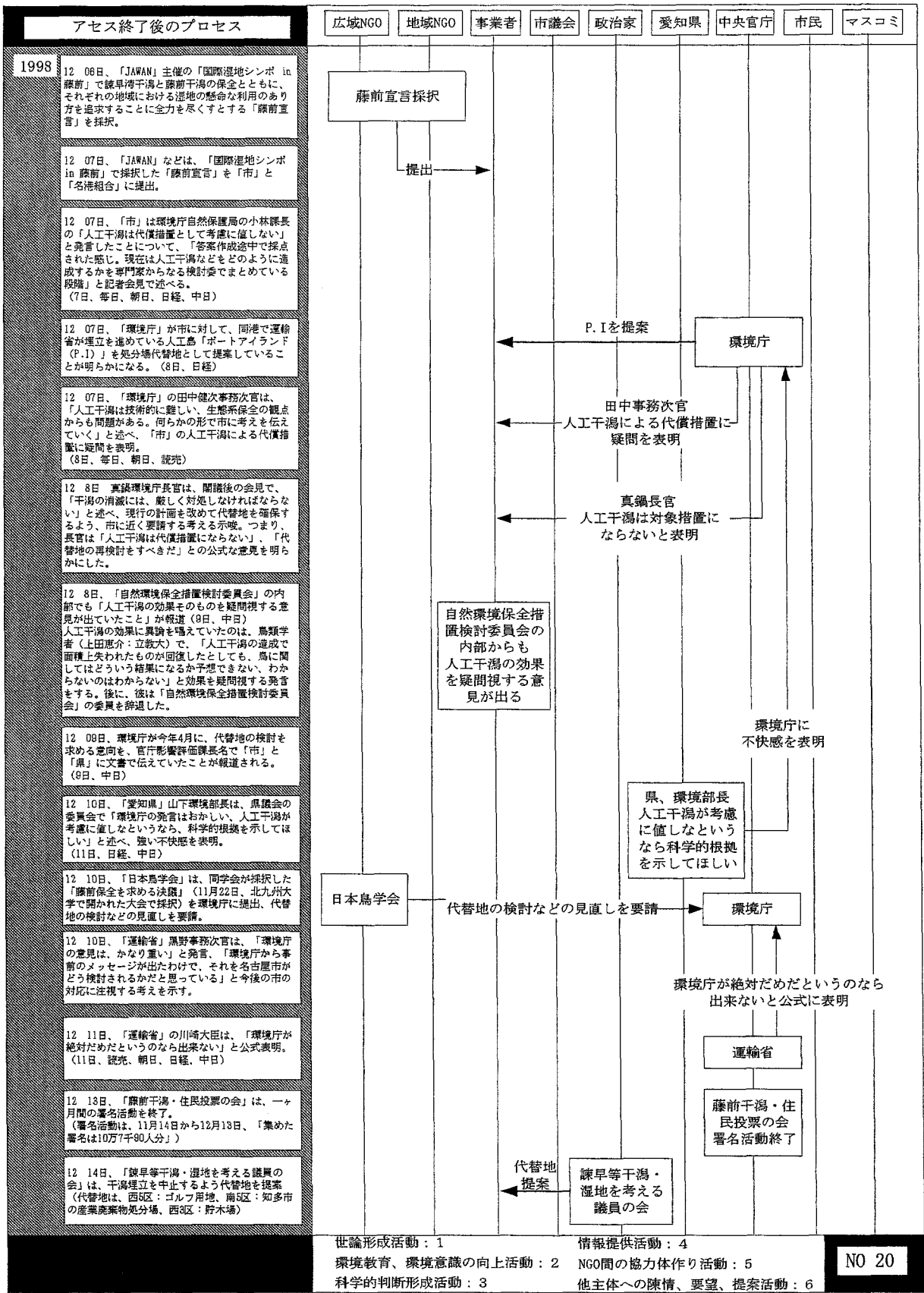
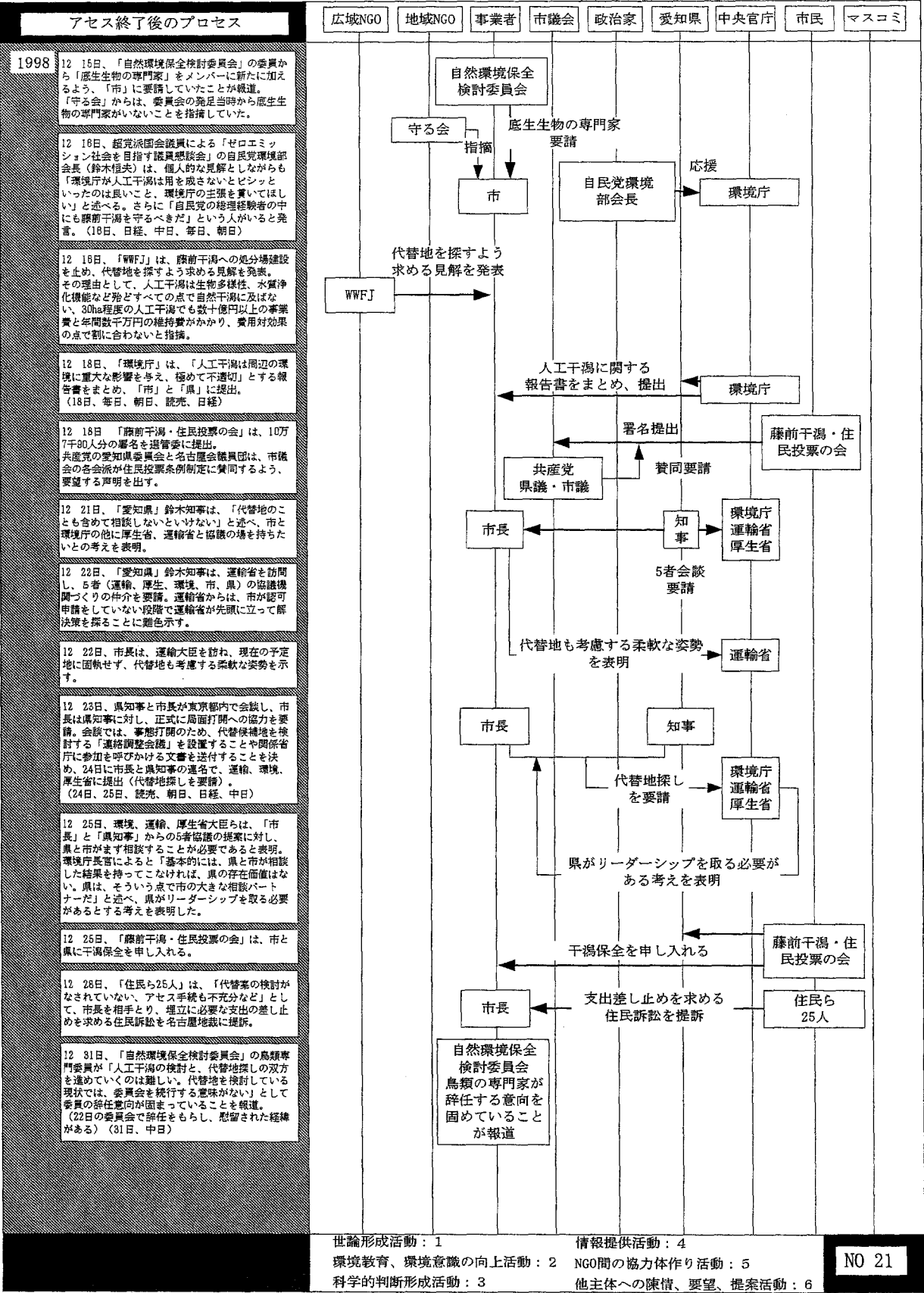


図5-23 環境NGOの活動整理（アセス終了後：その4）



第5章 環境NGOが役割を果たすための要因

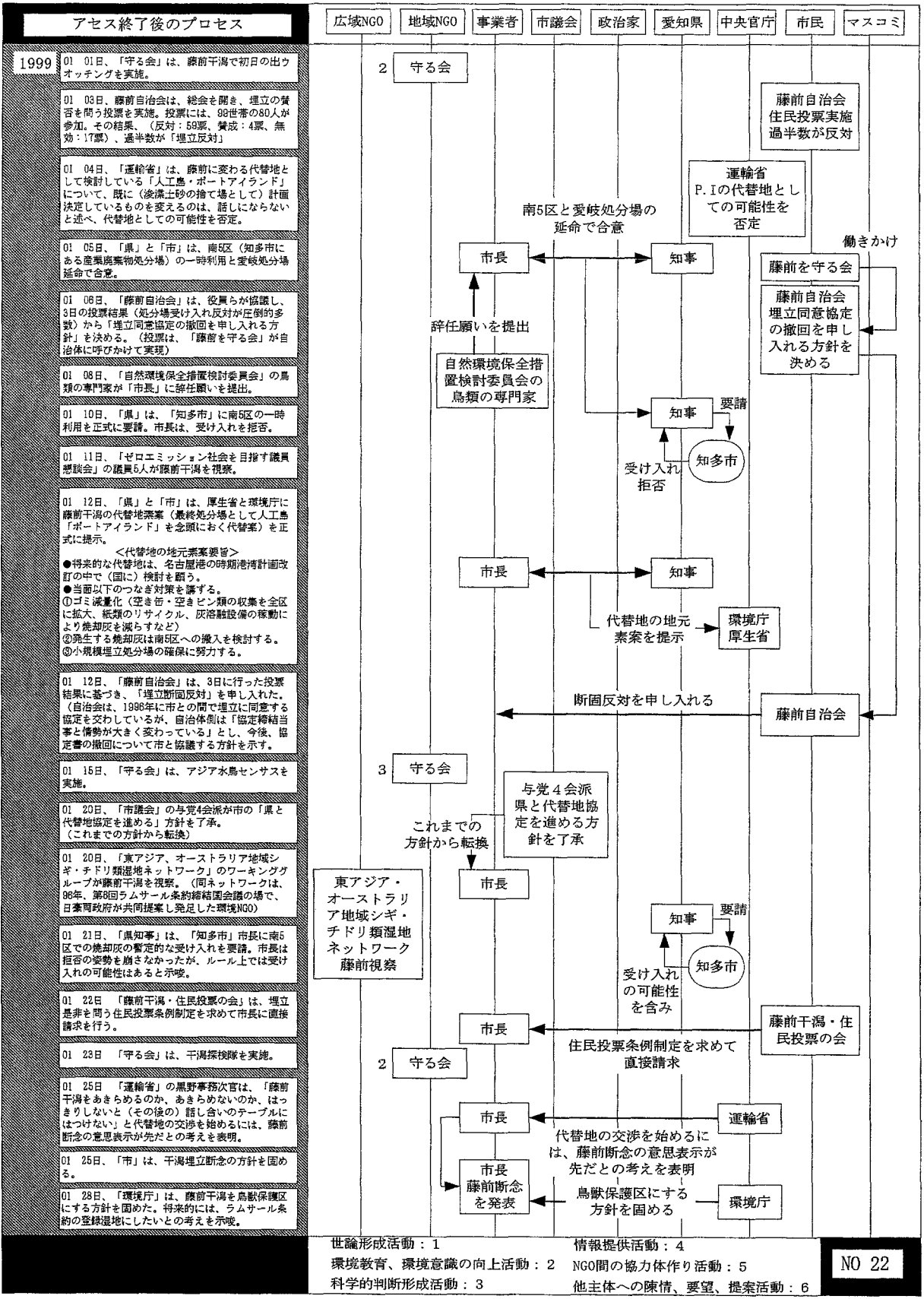


図5-25 環境NGOの活動整理（アセス終了後：その6）

以上で整理した約 15 年間の環境 NGO の全体活動を分析した結果、アセス開始前では鳥たちの大行進という市街行進、請願署名運動、環境 NGO 間のネットワーク化などの活動を行っており、アセス手続中では審議会に厳正な審議を求めるため行った街頭でのピラ配布、夏休みを利用した干潟祭り、アセスの参加プロセスを備え行った準備書・見解書の検討会、人工干潟実態調査等々の活動が行われていたことがわかった。なお、アセス開始前・手続中にかけて持続的に行われた活動としては、国内・国際シンポジウムの開催、毎月のように行われた探鳥会・野鳥観察会、市長や知事などの本事業の意思決定者に要望・陳情・抗議文を提出するなど、様々な活動が行われてきた。アセス終了後の段階では、干潟問題を考える国際湿地シンポジウムの開催、「藤前とゴミ問題を考える市民の集い」といった集会の開催など、アセス開始前からアセス手続中に掛けて行ってきた活動が持続的に行われているものの、とりわけ新たな活動はほとんど見られなかった。

一方、環境 NGO の活動には、事業プロセスの進捗に応じて重点的なものが見られた。すなわち、アセス開始前では環境 NGO 間のネットワーク化を図りつつ署名運動等を中心とした世論形成に重点を置いた活動であり、アセス手続中ではアセス準備書に対する意見書を提出するための検討会等、アセスの参加プロセスに応じた情報発信（意見書の提出、公聴会での公述）や要望・陳情といった働きかけに重点をおいた活動が行われていることがわかった。

以上のような活動の中から、主な活動として 20 項目の活動内容が抽出でき、個々の活動内容からも類似性を持つものが見られ、類似内容別に「活動の類型」として整理することができた<sup>1</sup>。以下には、環境 NGO の全体活動から抽出した主な活動内容及びそれを類型化した「活動の類型」を図 5-26 に示す。

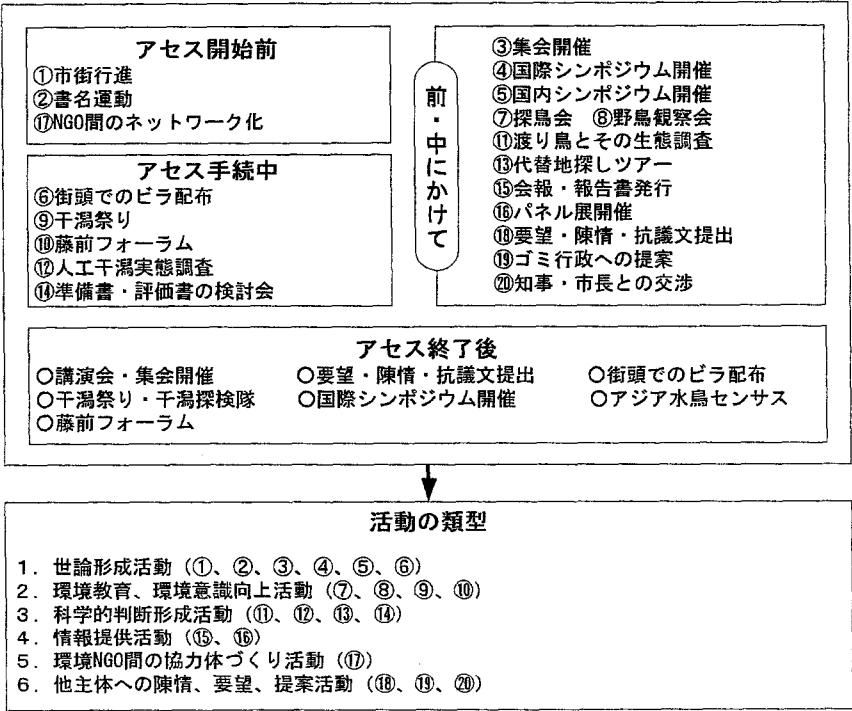


図 5-26 環境 NGO の主な活動内容

第5章 環境 NGO が役割を果たすための要因

5-3-2：環境 NGO 間のネットワークの実態

5-3-2-1：環境 NGO 間のネットワークの展開

名古屋市のゴミ埋立処分場計画の発表に伴い、地域の環境団体として反対運動を行っていた愛知県鳥類保護研究会と、名古屋市の要望によって1986年1月から1987年2月まで藤前干潟での調査活動を行った名古屋鳥類調査会、尾張野鳥の会、日本野鳥の会愛知県支部等の3団体は、藤前干潟の価値を再確認し、名古屋港の干潟を守る連絡会（以下：連絡会）を発足して保全活動を始める。→→（地域 NGO）

さらに、連絡会には、活動舞台を名古屋市以外とする西三河野鳥の会、東三河野鳥同好会、汐川干潟を守る会、岩倉野鳥の会、浜松サンクチュアリ協会、日本野鳥の会岐阜県支部、三重野鳥の会、パンダクラブ、日本野鳥の会大阪支部、渥美自然の会等、広域 NGO の11団体が加えられ、合計15団体からなる地域 NGO と広域 NGO のネットワークを形成する。

→→（[地域＋広域] NGO）

このように形成された連絡会は、1988年3月以前までは、野鳥保護活動を中心とした協力体作り活動をしていた。だが、その後は中部リサイクル運動市民の会や平和公園周辺の住民の会、愛知ゴミネットワーク会議等のゴミ問題やリサイクル等に関心を持つ環境団体へネットワークの輪を広げるとともに、より広域レベルで野鳥保護活動を行う日本湿地ネットワーク（JAWAN）等の全国規模の広域 NGO と関係していった。

→→（[地域＋広域] NGO＋全国規模の広域 NGO）

以下の図5-27には、前述した環境 NGO 間のネットワークの展開過程で主導的な活動を行った環境 NGO を抽出して示す。

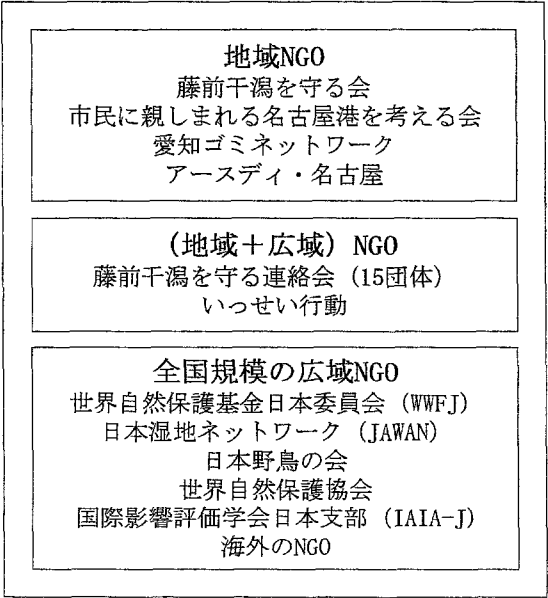


図 5-27 地域及び広域の主な環境 NGO

5-3-2-2：環境 NGO 間の協力内容

本事例における環境 NGO 間のネットワークは、アセス開始前の段階ではほぼ終っており、アセス開始後（アセス手続中・アセス終了後）の段階では、新たなネットワークがほとんど構築されていないことがわかった。それは、アセス開始前・後における重点的な活動内容の違いによるものであると考えられる。

つまり、アセス開始前では、地域 NGO と広域 NGO の連合体である連絡会が中心となり、計画そのものの不当性をより広く伝え、それを阻止するための請願署名運動等の世論形成活動を広範に行うことに重点をおいていたためである。しかし、連絡会は目標にしていた 10 万請願署名を達成してからは、アセス開始後に中心的な役割を果たした「藤前干潟を守る会」に名称を変えており、それはアセス開始に向け、より地域問題に密着した活動を展開するため、また、アセスの参加プロセスにおける住民参加を積極的に行うことに重点をおいていたためであると考えられる。

以上で述べてきたアセス開始前の署名運動や、アセス開始後の意見書の提出と公聴会での陳述などといったアセスの参加プロセスに重点を置いていたことは、環境 NGO 間の協力内容からもわかる。

以下の表 5-3 と表 5-4 には、環境 NGO 間の主な協力内容を示す。

表 5-3 地域 NGO と広域 NGO 間の協力内容（アセス開始前）

| 要望                                                                                                                               | 支援                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (地域+広域) NGO→全国規模の広域 NGO                                                                                                          | 全国規模の広域 NGO→(地域+広域) NGO                                                                                                       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●署名運動要望</li> <li>●国内及び国際シンポジウムでの呼びかけ</li> <li>●調査のための資金助成要望</li> <li>●全国一斉調査要望</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●署名運動支援</li> <li>●決議文を採択、市、県、中央官庁への働きかけ</li> <li>●調査資金支援</li> <li>●全国一斉調査実施</li> </ul> |

表 5-4 地域 NGO と広域 NGO 間の協力内容（アセス開始後）

| 要望                                                                                                                                        | 支援                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域 NGO→全国規模の広域 NGO                                                                                                                        | 全国規模の広域 NGO→地域 NGO                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●準備書に対する意見・諮問要望</li> <li>●公聴会における公述要望</li> <li>●国内及び国際シンポジウムでの呼びかけ</li> <li>●人工干潟実態調査実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●準備書に対する意見書提出</li> <li>●公聴会での公述</li> <li>●決議文を採択、市、県、中央官庁への働きかけ</li> <li>●人工干潟実態調査支援</li> </ul> |

## 第5章 環境 NGO が役割を果たすための要因

### 5-3-3. まとめ

以上のことから本節（分析 1）をまとめると、以下の 3 点に縮約できる。

第 1 に、環境 NGO の全体的な活動を整理した結果、主な活動として 20 項目の活動内容が抽出でき、個々の活動内容からも類似性を持つものが見られ、類似内容別に「活動の類型」として整理することができた。なお、環境 NGO の全体活動からは、アセス開始前・後の段階における重点的な活動目的の違いが見られた。アセス開始前では環境 NGO 間のネットワークを図りつつ、署名運動等を中心とした世論形成活動に重点をおいており、アセス手続中では準備書に対する意見書を提出するための検討会や、それに基づく意見書の提出、公聴会での陳述等、アセスの参加プロセスに応じた活動を中心として行っていたことが分かった。一方、アセス終了後の段階では、アセス開始前からアセス手続中にかけて行ってきた活動を持続的に行っており、新たな活動はほとんど見られなかった。

第 2 に、環境 NGO 間のネットワークの展開過程からは、2 つのパターンが見られた。一つは、野鳥保護やその生態を調査する地域 NGO が軸となり広域 NGO や全国規模の広域 NGO にそのネットワークが広がっていくものであり、もう一つは、活動対象が全く違う野鳥関連の地域 NGO（連絡会）と、ゴミ問題やリサイクル等に関心を持つ地域 NGO との連結であった。

第 3 に、環境 NGO 間のネットワークは、アセス開始前の段階でほぼ終っており、アセス開始後（アセス手続中・アセス終了後）の段階では、新たなネットワークはほとんど構築されていないことがわかった。

#### 5-4. 環境 NGO の果たした役割の評価

ここでは、2 章で提示した環境 NGO の役割仮説に基づき、本事例に関わった環境 NGO の果たした役割を評価する。

##### 5-4-1. 監視者としての役割

まず、アセス情報の監視として、準備書や公聴会における環境 NGO の意見から見てみる。

準備書への意見は国内外から 60 通（659 件）があり、そのうち、環境 NGO による意見は 48 通が確認できた。また、公聴会においては、10 人の公述人から 185 件の意見が出されており、そのうち、環境 NGO には 8 人の公述人の枠が当てられた。

準備書や公聴会における意見内容（表 5-5 参照）を見てみると、アセスに関わる事項（準備書への意見：182 件、公聴会での意見：30 件）、アセスの評価項目に関する意見（準備書への意見：364 件、公聴会での意見：43 件）、その他 {（事業全般について）準備書への意見：113 件、公聴会での意見：12 件} に関する意見が出されており、それはアセス全般に渡って出されたものであるといえる。なお、準備書に対する意見には、守る会の働きかけにより、海外の NGO から 19 通の意見が寄せられており、それは国内のみならず、世界からも本事例のアセスを注目していた証である。

ここで、環境 NGO がアセス情報の監視を行ったすべての意見について、一々検討することは出来ないが、特に意見が多かった「植物と動物（野鳥等の生息環境）」と「水質汚濁」に関する項目（図 5-28 を参照）に絞って例証する。

まず、「植物と動物（野鳥等の生息環境）」についてである。

環境 NGO は、事業者による「鳥の採餌量」の調査について、「（前略）14 種のシギ・チドリについて延べ 48 時間、ダイゼン、シロチドリ、トウネン、ハマシギについては、それぞれ延べ 6 時間、すべての採食行動、排泄行動の回数を数え、食べた餌の内容も、ゴカイ、巻貝、カニ、魚、その他の類に整然と見分けてある。多少とも採餌量調査を試み、その難しさを経験している私たちには、どこで、だれが、何人で、どうやって？と教えてほしいばかりだ。特に、トウネン、ハマシギなど小型の、すばやい動きで連続的なつつき行動を取るものたちは、つつきの回数を数えるだけでも大変なことであり、餌の内容を観察で見分けるなど至難の業と思うからである。その精密さに比べて、採餌量の不自然な結果が、またわからない。1 分あたりの採餌回数が意外に小さいこと、餌の平均体重から計算された採餌量、表 6-9-5（準備書）に出ているハマシギ 1.89、トウネン 1.60、ダイゼン 1.24g/h と結果は、信じられないのである。前 2 種と体重が 3-6 倍は違うダイゼンが小さなものより少ししか餌がとれなくては死んでしまうであろう。何個体を観察したかの重要な記述がないので、それが本当に調子の悪い個体に当たっただけの異常値なのか、判断が出来ない。この数字に個体するをかけて、地域ごとの採餌量を計算しているから、その信頼性が根底から揺らぐことになる」と指摘している<sup>2</sup>。

## 第5章 環境 NGO が役割を果たすための要因

つまり、環境 NGO からは、長年の調査活動に基づいてこの採餌量の調査を見てみると、不自然なほど正確に調べられていること、なお、体重差が何倍もあるにもかかわらず、食べる量が少ないということはあるとありえないとし、アセス調査そのものに疑問を提起している。

このような環境 NGO からのアセス情報の監視が有効なものであったかどうかを明らかにするため、アセス審査会では「鳥の採餌量」がどのように議論されたかについて、ヒアリングを行った。その結果、審査会でも鳥の専門委員（小笠原委員）から同じ意見<sup>3</sup> {「トウネンとダイゼンの餌の量が、トウネンより大きいダイゼンの方が餌の量が少ない（体重が 7.3 倍なのに小さい）。データがおかしいとしか思えない。どうやってカウントしたのか」} が出力されており、アセス調査を行った担当者を審査会の場に呼び出し、説明を求めていることが分かった。また、鳥の専門委員は、こうした不自然な調査結果などを理由に名古屋市に追加調査を求めていることが関係者へのヒアリングから明らかとなった。

次に、「水質汚濁」についてである。ここでは、特に「埋立による底生生物への影響」と関連し、事業者と環境 NGO との間で底生生物の「調査方法」が争点となった。

環境 NGO は、事業者による「調査方法」{スミス・マッキンタイヤ採泥器を使用（海底 10cm まで採取）} が正しいかどうかについて、疑問を提起している。

そこで、環境 NGO によるアセス情報の監視が有効なものであったかどうかを明らかにするため、審査会では底生生物の「調査方法」について、どのような議論が行われたかを水質環境の専門家<sup>4</sup>に行ったヒアリング内容<sup>5</sup>から演繹する。

八木教授：「底泥の問題についてもかなり論議にされたんですよ。底泥の、その何センチくらいまで生物がすんどるかどうかっていうことね。それで、NGO の人たちが調べた、鹿児島大の佐藤さんですか、アナジャコの問題ね。いわゆるアナジャコが、約 2 メートル近くまでおるんだという、そういうこともかなり、周囲の NGO のデータで最初はせいぜい 10cm ～ 30cm くらいのところでしょうと、というような意見がそりゃあったことはあったです。でも実際、市が調査したのはせいぜい 15cm くらいなものでしたから、まあいくら深くても 30cm なかったかもわからん。だから、それについてももう 1 回やり直せと、ということで追試でやったわけですからね。」

木村：「なるほど。その、追加の調査が、市が納得した要因というのはどういうところにあったんでしょうか。なかなか難しいんじゃないかと思うんですが、、、」

八木教授：「いや、それは委員が、動物の先生も鳥の先生も、水の浄化に関しても、このデータはね、過小すぎると、きちんと干潟という特徴を捉えてデータを出してこないと。だから、NGO の人たちが言うことも正しい。じゃあ一回、市でも独自にやってみなさいと。こ

れはもう、実は最初からだったんですよ。ま、最初の、そうですね 2、3 ぶんくらいから、追試を夏から春までやるもんだと思っておったんです、実は。ところが突然やらないと、そんなものやらなくていいと、突然市が言い出すもんで、それで委員会は粉碎しましたね、ちょっと。かなりもめました。」

さらに、審査会の答申書<sup>6</sup>では、「深さ 10cm 以下に生息する底生生物を考慮しなければ、干潟の浄化機能を正確に評価することができないという理由で、事業者に追加調査を要請したことが記されている」としている。

以上のことから、環境 NGO が行った「調査方法」に関する指摘は、アセス審査会の専門家からも同様の指摘を受けており、アセス審査会は藤前干潟の浄化機能を正確に評価するため事業者に追加調査を要請していることが明らかとなった。

次に、情報交流の場への監視として、環境 NGO による説明会や公聴会への参加について見ていく。

説明会は、1996 年 8 月 3 日に名古屋市南陽地区会館（午後 2 時）と、南陽工場（夜）で 2 回行われた。環境 NGO は午後 2 時の説明会に参加し、WWFJ の花輪氏と守る会の辻氏が野鳥調査や干潟の浄化能力などについて質問をしており、全参加者（約 20 人）のうち、半数以上が環境 NGO のメンバーによる参加であったことがヒアリングから分かった。

一方、公聴会は、3 回行われた（1997 年 5 月 10 日、同年 7 月 12 日、同年 8 月 9 日）。

公聴会では、前述のように 10 人の公述人のうち、環境 NGO から 8 人が公述し情報交流の場へ主導的に関わっていることが分かる。

以上のことを踏まえて考えると、環境 NGO は事業者のアセス情報が地域の環境を正しく調査・把握したものかどうかについて監視を行っていることがわかる。なお、環境 NGO が意見書や公聴会の場を通して、例えば、「鳥の採餌量」や底生生物の「調査方法」等、具体的に指摘したことは、アセス審査会の内部における議論からしても適切な指摘であることが分かる。従って、環境 NGO は、アセス情報や情報交流の場における監視者としての役割を十分に果たしたといえる。

以下には、意見書や公聴会において、環境 NGO から出された全体意見を表 5-5 に示す。また、評価項目に関してどのような項目に意見が多かったかを視覚的に見るため、グラフにして図 5-28 に示す。さらに、表 5-6 には意見書における環境 NGO の意見のポイントを示す。

第 5 章 環境 NGO が役割を果たすための要因

表 5-5 意見書及び公聴会における環境 NGO の意見  
(評価書の付属図書を参考に筆者が作成)

| (1) 環境影響評価に関わる事項に関する意見 |            |     |      |     |      |     |        |    |
|------------------------|------------|-----|------|-----|------|-----|--------|----|
| 大項目                    | 小項目        | 意見書 | %    | 公聴会 | %    | 小計  | %      | 順位 |
| 事業者の名称及び事業者名           |            | 1   | 1%   | 0   | 0%   | 1   | 0.5%   | 19 |
| 環境影響評価の目的              |            | 28  | 15%  | 2   | 7%   | 30  | 14.2%  | 1  |
| 事業の目的及び内容              | 事業の背景      | 5   | 3%   | 2   | 7%   | 7   | 3.3%   | 13 |
|                        | 事業の経緯      | 6   | 3%   | 1   | 3%   | 7   | 3.3%   | 10 |
|                        | ゴミ減量の推進    | 13  | 7%   | 6   | 20%  | 19  | 9.0%   | 4  |
|                        | ゴミ減量の啓発    | 19  | 10%  | 4   | 13%  | 23  | 10.8%  | 3  |
|                        | ゴミ処分場・埋立処分 | 6   | 3%   | 1   | 3%   | 7   | 3.3%   | 10 |
|                        | 産業廃棄物処理    | 5   | 3%   | 1   | 3%   | 6   | 2.8%   | 13 |
|                        | 埋立処分場の確保   | 6   | 3%   | 1   | 3%   | 7   | 3.3%   | 10 |
|                        | 土地利用       | 4   | 2%   | 0   | 0%   | 4   | 1.9%   | 15 |
|                        | 工事工程       | 2   | 1%   | 0   | 0%   | 2   | 0.9%   | 16 |
|                        | 護岸工法等      | 8   | 4%   | 0   | 0%   | 8   | 3.8%   | 8  |
|                        | 遮水の確保      | 12  | 7%   | 0   | 0%   | 12  | 5.7%   | 6  |
|                        | 浸出水の処理     | 10  | 5%   | 2   | 7%   | 12  | 5.7%   | 7  |
|                        | 廃棄物の埋立     | 6   | 3%   | 1   | 3%   | 7   | 3.3%   | 12 |
| 関係地域の区域の設定             | 関係地域の区域    | 2   | 1%   | 0   | 0%   | 2   | 0.9%   | 16 |
| 環境項目の設定                | 環境項目の追加    | 13  | 7%   | 0   | 0%   | 13  | 6.1%   | 5  |
| 地域の概況                  | 自然環境の状況    | 1   | 1%   | 0   | 0%   | 1   | 0.5%   | 19 |
|                        | 社会環境の状況    | 2   | 1%   | 0   | 0%   | 2   | 0.9%   | 16 |
| 環境保全目標                 | 環境保全目標の設定  | 1   | 1%   | 0   | 0%   | 1   | 0.5%   | 19 |
| 現況調査                   | 現況調査の期間    | 1   | 1%   | 0   | 0%   | 1   | 0.5%   | 19 |
|                        | 追加調査       | 7   | 4%   | 5   | 17%  | 12  | 5.7%   | 9  |
| その他                    |            | 24  | 13%  | 4   | 13%  | 28  | 13.2%  | 2  |
| 合 計                    |            | 182 | 100% | 30  | 100% | 212 | 100.0% |    |

| (2) 環境影響評価の評価項目に関する意見 |         |     |       |     |      |     |        |    |
|-----------------------|---------|-----|-------|-----|------|-----|--------|----|
| 大項目                   | 小項目     | 意見書 | %     | 公聴会 | %    | 小計  | %      | 順位 |
| 大気汚染                  | 現況      | 2   | 0.5%  | 0   | 0%   | 2   | 0.5%   | 22 |
|                       | 環境保全目標  | 8   | 2.2%  | 2   | 5%   | 10  | 2.5%   | 13 |
|                       | 予測      | 15  | 4.1%  | 3   | 7%   | 18  | 4.4%   | 7  |
|                       | 評価      | 10  | 2.7%  | 1   | 2%   | 11  | 2.7%   | 9  |
| 水質汚濁                  | 現況      | 14  | 3.8%  | 2   | 5%   | 16  | 3.9%   | 8  |
|                       | 環境保全目標  | 1   | 0.3%  | 0   | 0%   | 1   | 0.2%   | 24 |
|                       | 予測（工事中） | 19  | 5.2%  | 0   | 0%   | 19  | 4.7%   | 5  |
|                       | 評価（工事中） | 3   | 0.8%  | 0   | 0%   | 3   | 0.7%   | 17 |
|                       | 予測（存在時） | 61  | 16.8% | 11  | 26%  | 72  | 17.7%  | 2  |
|                       | 評価（存在時） | 10  | 2.7%  | 0   | 0%   | 10  | 2.5%   | 10 |
| 騒音                    | 環境保全目標  | 1   | 0.3%  | 0   | 0%   | 1   | 0.2%   | 25 |
|                       | 予測      | 5   | 1.4%  | 0   | 0%   | 5   | 1.2%   | 14 |
|                       | 評価      | 3   | 0.8%  | 0   | 0%   | 3   | 0.7%   | 18 |
| 振動                    | 環境保全目標  | 2   | 0.5%  | 0   | 0%   | 2   | 0.5%   | 23 |
|                       | 予測      | 3   | 0.8%  | 0   | 0%   | 3   | 0.7%   | 19 |
| 悪臭                    | 予測      | 3   | 0.8%  | 0   | 0%   | 3   | 0.7%   | 20 |
| 地形・地質                 | 現況      | 1   | 0.3%  | 0   | 0%   | 1   | 0.2%   | 26 |
|                       | 予測      | 4   | 1.1%  | 0   | 0%   | 4   | 1.0%   | 16 |
| 植物と動物                 |         |     |       |     |      |     |        |    |
| (1)陸生植物の生育環境          | 現況      | 1   | 0.3%  | 0   | 0%   | 1   | 0.2%   | 27 |
| (2)陸生動物（鳥類）の生息環境      | 現況      | 38  | 10.4% | 5   | 12%  | 43  | 10.6%  | 3  |
|                       | 環境保全目標  | 1   | 0.3%  | 0   | 0%   | 1   | 0.2%   | 28 |
|                       | 予測      | 28  | 7.7%  | 1   | 2%   | 29  | 7.1%   | 4  |
|                       | 評価      | 84  | 23.1% | 7   | 16%  | 91  | 22.4%  | 1  |
| (3)水生生物の生息環境          | 現況      | 19  | 5.2%  | 4   | 9%   | 23  | 5.7%   | 6  |
|                       | 予測      | 9   | 2.5%  | 4   | 9%   | 13  | 3.2%   | 11 |
| 景観                    | 現況      | 1   | 0.3%  | 0   | 0%   | 1   | 0.2%   | 29 |
|                       | 予測      | 1   | 0.3%  | 0   | 0%   | 1   | 0.2%   | 30 |
| 野外レクリエーション地           | 現況      | 5   | 1.4%  | 0   | 0%   | 5   | 1.2%   | 15 |
| 環境保全対策等               | 環境保全対策  | 9   | 2.5%  | 3   | 7%   | 12  | 2.9%   | 12 |
|                       | 環境の監視   | 3   | 0.8%  | 0   | 0%   | 3   | 0.7%   | 21 |
| 合 計                   |         | 364 | 100%  | 43  | 100% | 407 | 100.0% |    |

| (3) その他  |          |     |     |     |     |    |     |    |
|----------|----------|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|
| 大項目      | 小項目      | 意見書 | %   | 公聴会 | %   | 小計 | %   | 順位 |
| 事業全般について | 干潟の価値    | 59  | 52% | 8   | 67% | 67 | 54% | 1  |
|          | 生態系      | 32  | 28% | 3   | 25% | 35 | 28% | 2  |
|          | ヒートアイランド | 1   | 1%  | 0   | 0%  | 1  | 1%  | 7  |
|          | 責任者      | 7   | 6%  | 0   | 0%  | 7  | 6%  | 3  |
|          | その他      | 4   | 4%  | 0   | 0%  | 4  | 3%  | 6  |

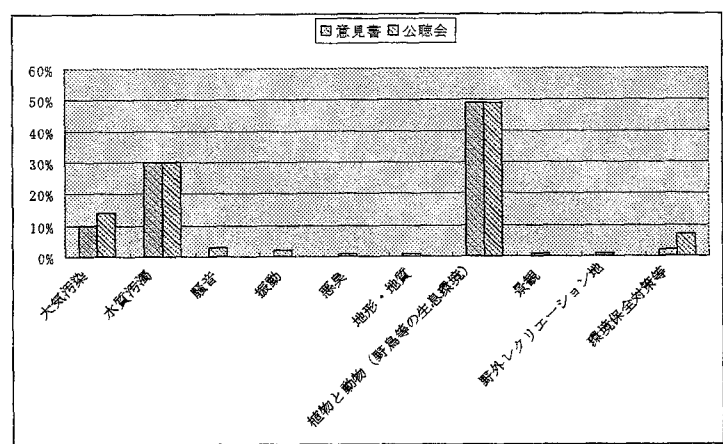


図 5-28 環境 NGO の意見書及び公聴会における意見 (評価項目に関するもの)  
(評価書の付属資料を参考に筆者が作成)

表 5-6 環境 NGO による提出意見の一覧<sup>7</sup>

| N0 | 氏名                            | 所属                   | 意見のポイント      |
|----|-------------------------------|----------------------|--------------|
| 1  | 辻 淳夫                          | 藤前干潟を守る会 (代表)        | 渡り鳥の採餌生態     |
| 2  | 吉田 としみ                        | 藤前干潟を守る会             | 干潟で楽しむ価値     |
| 3  | 沢辺 朋宏                         | 藤前干潟を守る会             | 遊び場          |
| 4  | 亀井 浩次                         | 藤前干潟を守る会             | 環境教育         |
| 5  | 深井 弘道                         | 藤前干潟を守る会             | 用地選定         |
| 6  | 小島 健仁                         | 藤前干潟を守る会             | 水質汚濁         |
| 7  | 鈴木 晃子                         | 藤前干潟を守る会             | プランクトン       |
| 8  | 中村 民子                         | 藤前干潟を守る会             | アセスメント手続き    |
| 9  | 杉浦 明子                         | 藤前干潟を守る会             | ゴミゼロエミッション   |
| 10 | 曾我部 行子                        | 物見山自然観察会             | 自然との共生       |
| 11 | 藤岡 純治、えり子                     | 汐川干潟を守る会             | 野鳥生態調査       |
| 12 | 加藤小織                          | パンダクラブ愛知 (代表)        | 再調査          |
| 13 | 大羽 康利                         | 渥美自然の会               | 自然の価値        |
| 14 | 坂口 久巳                         | 海を漁民の手に戻す会           | 伊勢湾における干潟    |
| 15 | 佐々木 克之                        | 中央水産研究所              | 生態系の物質循環     |
| 16 | 寺井 久慈                         | 湿地生態系研究会             | 生態系          |
| 17 | 佐藤 正典                         | 鹿児島大学理学部             | 生態系、低生生物     |
| 18 | 大沼 淳一                         | 愛知県環境調査センタ           | 水質汚濁         |
| 19 | 羽倉 信也                         | WWF-JAPAN (代表)       | 国際評価         |
| 20 | 黒田 長久                         | 日本野鳥の会 (代表)          | 野鳥保護と湿地保全    |
| 21 |                               | 日本野鳥の会愛知支部           | 野鳥調査と分析      |
| 22 | 日本野鳥の会徳島県支部、<br>パンダクラブ徳島 (連名) |                      | 吉野川のネット参加    |
| 23 | 山下弘文                          | 日本湿地ネットワーク (代表)      | 干潟の生産力       |
| 24 | 鈴木 マギ                         | 日本湿地ネットワーク (国際担当)    | ラムサール条約      |
| 25 | 堀 良一                          | 博多港市民の会 (事務局長)       | 保護区設定が先      |
| 26 | 脇 義重                          | 博多港会議 (事務局長)         | 干潟の生産価値      |
| 27 | 山本ひろ子                         | 和白干潟を守る会 (事務局長)      | 和白干潟の経験      |
| 28 | 石川 敏雄                         | 千葉県野鳥の会 (会長)         | 三番瀬の生態系調査    |
| 29 | 田久保 晴孝                        | 千葉の干潟を守る会            | 東京湾との比較      |
| 30 | 山本 里平                         | よみがえれ東京湾の会           | 干潟喪失         |
| 31 | 柏木 実                          | 日本湿地ネットワーク東京事務所      | 渡来地ネットワーク    |
| 32 | 早川 正容                         |                      | 環境基本法        |
| 33 | 神 達雄                          | 名古屋大学職員労組            | 代替地          |
| 34 | 中川 武夫                         | 日本科学者会議アセスメント部会      | 175項目の指摘     |
| 35 | 鈴木 護                          | 東京大学大学院農学生命          | 大気汚染         |
| 36 | 中地 重晴                         | 環境監視研究所              | 浸出水汚染        |
| 37 | Michael Smart                 | ラムサール条約事務局           | ワイズユースと代替地   |
| 38 | Dr. Andrew Geering            | QWSG オーストラリア         | 渡り鳥保護とエコツアー  |
| 39 | Dr. Pavel S.Tomkovich         | RWGW ロシア             | シギチドリの繁殖地から  |
| 40 | Shannon M.Heskler             | 環境生態学者 (アメリカ)        | 藤前を渡り取り野生公園に |
| 41 | Coral Smith                   | オーストラリア              | シギチドリの生きる権利  |
| 42 | Poul O'Neill                  | オーストラリア              | 国際的な損失       |
| 43 | Brian Everingham              | NSW 国際公園協会 (オーストラリア) | わずかに残る干潟     |
| 44 | Ruth Gravanis                 | アメリカ                 | 国際的な問題       |
| 45 | Joyce G.Harding               | QWSG オーストラリア         | モートン港とのつながり  |
| 46 | Till Chamberlain              | WPSQ オーストラリア         | シギチドリの採餌が必要  |
| 47 | George Crane                  | アメリカ                 | 干潟は国際的な財産    |
| 48 | Foggy Deane                   | IACN オーストラリア         | 万博理念との矛盾     |

第5章 環境 NGO が役割を果たすための要因

5-4-2. 情報提供者としての役割

藤前アセスをめぐり、事業者と環境 NGO との間で、特に争点となったのは、「埋立によるシギ・チドリ類への影響」と「埋立による底生生物への影響」に関するものである。そこで、争点となった2つのことを中心とし、事業者はどのような調査に基づき地域環境を評価しているか、また、それに対して環境 NGO は、どのような独自の調査活動に基づき地域の環境情報を事業者等に提供したかを見ていく。

5-4-2-1. 鳥類への影響

まず、事業者による調査とその予測結果を見た上で、環境 NGO はどのような独自の調査活動に基づき、鳥類への影響に関する環境情報を事業者等に提供したかを見ていく。

5-4-2-1-1. 事業者による調査

事業者は、野鳥への影響を予測するために、事業予定区域が持つ野鳥の生息環境としての価値を①鳥類の出現割合、②日中の利用率、③干潟としての利用可能な程度、④採餌固体数の4つの項目について実測値をもとに予測し、周辺の干潟と比較することで評価した。

ここで、特に環境 NGO と争点となったのは「干潟の利用率」であった。事業者は、「干潟の利用率」を予測するため、事業予定区域を含めた日光川、新川、庄内川河口部を6地区に分け、鳥の行動パターン調査を行った。行動パターン調査<sup>8</sup>では、日の出から日没まで1時間ごとに、鳥が各地区に何羽分布しているかを種別にカウントした。なお、年間を通しての傾向を把握するために、冬の大潮、春の大潮、秋の大潮と春の小潮の計4回調査を行った(表5-7)。そして、各地区に分布している個体の累積数を地区ごとに計算し、全地域での累積固体数に対する割合を各地区の利用率とした。

表 5-7 事業者による調査時期

| 時期   | 調査日             | 調査時刻      | 合計調査時間 |
|------|-----------------|-----------|--------|
| 冬の大潮 | 1994 年 2 月 15 日 | 07 時～17 時 | 11 時間  |
| 春の大潮 | 1994 年 5 月 12 日 | 05 時～18 時 | 14 時間  |
| 春の小潮 | 1994 年 5 月 19 日 | 05 時～18 時 | 14 時間  |
| 秋の大潮 | 1994 年 9 月 06 日 | 06 時～18 時 | 13 時間  |

このような調査により、事業者は周辺地区全体に対する事業予定区域のシギ・チドリ類の利用率が 0.6%であると算出しており、鳥類全種(表 5-8)については、1.3%であるとした。そして、「事業予定区域 46.5ha(うち干潟面積 29.9ha)の利用可能な程度<sup>9</sup>は、年間で周辺地区全体で 1.8%、最も利用率が高い月で 3.1%」であるとした。

以上のような結果をもとに、事業者は準備書において「埋立地の存在により野鳥の生息環境が検証した場合にも、現在、事業予定区域で採餌・休憩している野鳥は、周辺地区で充分生息できると予測されることから、埋立地の存在が野鳥に与える影響は小さいと考えられる」という結論<sup>10</sup>を導き出した。

表 5-8 事業者による各調査日におけるシギ・チドリ類の利用率（単位：％）

|      | 庄内新川橋<br>上上流地区 | 庄内川河口<br>地区 | 新川河口<br>地区 | 日光川河口地区     |             | 西2区地区 |
|------|----------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------|
|      |                |             |            | 事業予定<br>区域外 | 事業予定<br>区域内 |       |
| 冬の大潮 | 0.0            | 47.2        | 34.8       | 14.9        | 0.1         | 3.0   |
| 春の大潮 | 1.6            | 53.4        | 16.2       | 23.9        | 1.9         | 3.0   |
| 春の小潮 | 1.0            | 72.3        | 17.2       | 3.8         | 0.0         | 5.6   |
| 秋の大潮 | 3.2            | 53.4        | 7.9        | 33.3        | 0.4         | 1.8   |
| 平均   | 1.5            | 56.6        | 19.0       | 19.0        | 0.6         | 3.4   |

準備書 資 6 - 32～6 - 43 より作成

#### 5-4-2-1-2. 環境 NGO による調査

まず、アセス開始前における野鳥の調査に関する独自の調査から見ていく。

地域 NGO<sup>11</sup>は、藤前干潟及びその周辺を対象とし 1970 年代の初頭から探鳥会などを行ってきた。しかし、本研究では、事業計画が打ち出された 1984 年からの環境 NGO の活動を対象としているため、1984 年以前のことは、調査の対象から外した。

以下において、1984 年から地域 NGO が行った主な調査活動を整理する。

最初の調査としては、日本野鳥の会愛知県支部、名古屋鳥類調査会、尾張野鳥の会が行った渡り鳥の実態調査（1986 年 01 月）が挙げられる。この調査は名古屋市の依頼により、行ったものであるが、3 団体は結果の公開を条件に調査に応じた。調査は、1986 年 1 月から 1987 年 2 月まで、合計 24 回、渡り鳥の実態調査が行われた。

また、1986 年に調査を行った 3 団体と愛知県鳥類保護研究会が中心となり、15 団体からなる「藤前干潟を守る連絡会」を結成（1987 年 2 月）し、探鳥会を開始した。探鳥会は、連絡会の結成の翌月（1987 年 3 月 29 日）から始まり、現在（2002 年 5 月）まで毎月のように行っている。

その後、連絡会は IWRB（国際水禽湿地調査局）の要請に応じて、「アジア水鳥センサス」を実施した。「アジア水鳥センサス」は、「国際干潟シンポジウム in 名古屋」（1989 年 9 月）に参加した団体を中心に、全国の干潟や湿地で水鳥のカウントを行い、その調査結果を IWRB に報告している<sup>12</sup>（1990 年 4 月）。また、その翌年にも連絡会の呼びかけにより、全国の湿地で一斉に行われた<sup>13</sup>（1991 年 1 月）。

さらに、連絡会は、名古屋市が埋立予定地として計画していた 52ha を対象とし、春の渡りの最盛期に当たる 1992 年 4 月 20 日と同年 5 月 5 日に調査を実施している。この調査の概要と結果は、表 5-9 のとおりである。

表 5-9 環境 NGO による調査内容とその結果（アセス開始前）

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査目的    | 藤前干潟に渡来する水鳥たちの採餌生態（どんな餌を、どれだけの量、いつ、どこで、どんな方法で、食べているか）を調べることで、餌場としての重要性和、干潟の生物や生態系の働きを明らかにする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 調査方法    | 藤前干潟に飛来する水鳥たちの採餌位置を、干潮時刻の前後 3 時間、30 分ごとに調べる。（位置の同定は、干潟中央部の東西南北 100m 間隔に立てた標識棒や、干潮位に応じて露出する干潟の形状によって行い、特に埋立計画域との関連を正確に見るため、埋め立て計画線の東北端から、種ごとの採餌位置と個体数を観察し、干潟の形状とともに記録した）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 調査日     | 1992 年 4 月 20 日（干潮時刻：13 時 43 分、潮位 16cm）<br>1992 年 5 月 05 日（干潮時刻：13 時 35 分、潮位 4cm）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 調査員     | 辻淳夫他 6 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 調査結果の概要 | 干潟の水鳥の代表種である、ハマシギとオオソリハマシギの 2 種類から、次の諸点が明らかになった。<br>①鳥たちは、干潟の干出に従って、刻々移動しながら採餌し、干潟の全面を広く利用している。しかし、その採餌位置にはかなりの偏りと集中が見られる。<br>②種によって、位置の違いはあるが、汀線付近、即ち、干潟底泥の露出した部分とまだ海面下にある、浅くなった干潟周辺でする採餌ものが多い。<br>③東側の新川サイドより、西側の日光川サイドをもっぱら利用している。新川の流れて削られる東側より、干潟の発生方向に当たって、傾斜の緩やかな西側の方が、採餌可能面積が広くなる（当時に採餌出来る鳥の数が多い）のが、一つの大きな理由であろう。<br>④以上の結果として、干潟が露出し始めたときと、満潮で冠水する直前には、計画区域外の部分で採餌しているが、70%以上の時間量を埋立計画地区内で採餌している。従って、52ha の埋立計画は、この点だけから見ても、彼らの生存条件に決定的なダメージを与えることになる。<br>⑤調査結果のうち、1992 年 4 月 20 日の調査では、ハマシギの採餌位置（利用率）は、計画区域内：69%、計画区域外：31% オオソリハマシギは、計画区域内：85%、計画区域外：15% |

藤前干潟を守る会の会報「ダイシャクシギ」No.27 から引用

次に、アセス開始後における野鳥の調査を見てみると、「藤前干潟を守る会」（以下：守る会）は、事業者が環境影響評価の現況調査計画書を告示したとと並行して、藤前干潟の生態系調査を継続実施している。この調査は、最干時刻の前後 3 時間（計 6 時間）に各地区で採餌している個体数を 1 時間ごとにカウントし、1994 年 2 月から 5 月まで 4 回行われた。その結果は表 5-10 のとおりである<sup>14</sup>。

表 5-10 環境 NGO による調査時期と調査対象（アセス開始後）

| 調査日（1994 年） | 調査時刻       | 対象種（シギ・チドリ類のみ） |
|-------------|------------|----------------|
| 2 月 27 日    | 9 時半～15 時半 | ハマシギ           |
| 3 月 27 日    | 8 時半～14 時半 | ハマシギ・シロチドリ     |
| 4 月 24 日    | 7 時半～13 時半 | ダイゼン・オオソリハマシギ  |
| 5 月 08 日    | 7 時半～13 時半 | ダイシャクシギ・オウロクシギ |

表 5-11 環境 NGO による事業予定区域における干潟の利用率 (単位：%)

|                         | 庄内川河口 | 新川河口 | 藤前干潟 | 飛島干潟 |
|-------------------------|-------|------|------|------|
| ハマシギ<br>(94年2月27日)      | 25    | 47   | 26   | 2    |
| ハマシギ                    | 12    | 28   | 56   | 5    |
| シロチドリ                   | 9     | 1    | 57   | 34   |
| カンムリカイツブリ<br>(94年3月27日) | 15    | 0    | 85   | 0    |
| ダイゼン                    | 45    | 42   | 11   | 2    |
| オオソリハマシギ<br>(94年4月24日)  | 34    | 33   | 32   | 0    |
| ダイシャクシギと<br>オウロクシギの合計   | 47    | 0    | 44   | 9    |
| ダイサギ<br>(94年5月8日)       | 37    | 9    | 42   | 12   |

表 5-12 環境 NGO による藤前干潟の干出時間における利用率 (単位：%)

|                         | 干出時間   | 干満 (cm) | 藤前干潟の干出時間における利用率 |
|-------------------------|--------|---------|------------------|
| ハマシギ<br>(94年2月27日)      | 12時54分 | 23cm    | 63               |
| ハマシギ                    | 11時54分 | 15cm    | 88               |
| シロチドリ                   | 11時54分 | 15cm    | 66               |
| カンムリカイツブリ<br>(94年3月27日) | 11時54分 | 15cm    | 85               |
| ダイゼン                    | 10時47分 | 22cm    | 31               |
| オオソリハマシギ<br>(94年4月24日)  | 10時47分 | 22cm    | 96               |
| ダイシャクシギと<br>オウロクシギの合計   | 10時40分 | 41cm    | 58               |
| ダイサギ<br>(94年5月8日)       | 10時40分 | 41cm    | 42               |

守る会は、この調査（1994年）以降にも前述したように探鳥会など、野鳥の観察や調査を続けている。だが、藤前アセスでは、1994年に行った調査が事業者の提出した準備書と比較され、両者間の論点の違いを明確にしている。

以下においては、事業者と環境 NGO との調査内容や結果を比較し、なぜ、このような違いが生まれたのかを見ていく。

第 5 章 環境 NGO が役割を果たすための要因

5-4-2-1-3. 事業者と環境 NGO との調査内容の比較

それでは、なぜ、守る会と事業者との間で干潟の利用率を巡り、このような違いが生じたかについて見ていく。

事業者は、「干潟を特に利用するシギ・チドリ類への影響を予測・評価するには、シギ・チドリ類がこの地域一帯の干潟を 1 日の内、どのように利用するかを把握することが極めて重要である」と考え、「日の出から日の入りまで 1 時間ごとに各地域の種類・個体数を調査し、これを行動パターン調査としてまとめ、1 日の延べ個体数に対する各地区の利用割合を算出し、その結果を利用率として表している」<sup>15</sup>としている。つまり、事業者は干潟の利用率を算出する際に、事業予定区域が干出ししない時間も含めて計算している。

一方、環境 NGO 側は、「渡り鳥の渡来地としての重要性とは、通年、そして干潟が干出ししないときまでも含めた利用率でなく、渡り鳥が当地を訪れたときに利用できる干潟の広さと豊富な餌とにより決まるものである」<sup>16</sup>としている。つまり、環境 NGO は、藤前干潟の干出時間が短く、シギ・チドリ類が利用できる時間が短くても、渡り鳥がある特定時間に集中し利用するならば、そこは渡り鳥にとって重要な干潟であるという考え方である。

以上のことをまとめ、事業者と環境 NGO の調査内容・調査結果を比較してみると、表 5-13 のとおりである。

表 5-13 野鳥への影響に関する事業者と環境 NGO の調査内容・調査結果の比較

|        | 調査時期（1994 年）                                                         | 調査方法                                            | 干潟の利用率に関する考え方                                        | 事業予定区域におけるシギ・チドリ類の利用率 |
|--------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------|
| 事業者    | 冬の大潮（2 月 15 日）<br>春の大潮（5 月 12 日）<br>春の小潮（5 月 19 日）<br>秋の大潮（9 月 06 日） | 日の出から日の入りまで 1 時間ごとに各地域の種類・個体数をカウント              | 日の出から日の入りまでに、全調査地でカウントされた個体数に対する事業予定区域でカウントされた個体数の割合 | 0.6%                  |
| 環境 NGO | 2 月 27 日<br>3 月 27 日<br>4 月 24 日<br>5 月 08 日                         | 最干時刻の前後 3 時間（計 6 時間）に各地区で採餌している個体数を 1 時間ごとにカウント | 藤前干潟が最も干出している最干時間（1 時間）に、調査区全体で採餌していた個体数の割合          | 31～96%                |

以上で見てきたように、事業者と環境 NGO との間では、事業予定区域におけるシギ・チドリ類の利用率をめぐる調査結果に大きな違いが生じたが、その根本的な原因は両者間の干潟の利用率に関する考え方の違いから起因していることが分かる。

5-4-2-2. 底生生物への影響

まず、事業者が底生生物への影響を把握するために行った調査と、その予測結果を見た上で、環境NGOはどのような独自の調査活動に基づき底生生物に関する環境情報を事業者等に提供したかを見てみる。

5-4-2-2-1. 事業者による調査

事業者は、埋立地の存在が水生生物に与える影響を把握するために、動物・植物プランクトンや魚介類などの項目とともに、マクロベントス<sup>17</sup>調査を行った。このうち、マクロベントスの調査が底生生物への影響を把握する代表的なものである。

事業者は埋立地の存在により、マクロベントスの消失量がどのくらいであるかを予測するため、まず、事業予定区域にどのくらいのマクロベントスが存在しているかを調査する必要があった。そこで、スミス・マッキンタイヤ型の採泥器（採泥面積：0.05 m<sup>2</sup>）を使い、各地区の表層泥を2回採取し、1mm目のフライに残るものについて種の同定、種別個体数の計数、種別湿重量の測定を行った。

調査は春・夏・秋・冬の4回行っており、調査地点は150mメッシュでとり、合計119地点であった（うち事業予定区域内は22ヶ所）。調査予定区域内の調査結果と、マクロベントスが最も多く採取された新川河口干潟での調査結果を表5-14に示す。

表5-14 事業者によるマクロベントス生息量の調査結果<sup>18</sup>

| 調査時期 | 調査日（1994年）    | 平均湿重量                 |                        |                       |
|------|---------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|
|      |               | 事業予定区域内の干潟            | 新川河口干潟                 | 全調査域 <sup>19</sup>    |
| 冬    | 1月31日～2月7日    | 16.8 g/m <sup>2</sup> | 114.1 g/m <sup>2</sup> | 36.3 g/m <sup>2</sup> |
| 春    | 5月13日～5月14日   | 40.3 g/m <sup>2</sup> | 130.9 g/m <sup>2</sup> | 54.8 g/m <sup>2</sup> |
| 夏    | 8月23日～8月25日   | 13.9 g/m <sup>2</sup> | 203.4 g/m <sup>2</sup> | 63.5 g/m <sup>2</sup> |
| 秋    | 11月19日～11月21日 | 11.5 g/m <sup>2</sup> | 66.1 g/m <sup>2</sup>  | 25.3 g/m <sup>2</sup> |

事業者は、このような調査結果をもとに、次のような結論を出している。

「埋立地の存在により、事業予定区域内に生息する底生生物はそのまま消失することが考えられる。現地調査によると、事業予定区域及びその周辺干潟に生息する底生生物の現存量は、年間平均で約126トンである。埋立地の存在によって、事業予定区域内の干潟（29.9ha）に外周護岸前面の被覆石部分の干潟（1.9ha）を含めた31.8ha内の約7トンの底生生物と干潟以外の約2トンの底生生物が消失されると推測される。しかし、事業予定区域周辺には約225haの干潟が残り、この部分には約119トンの底生生物が生息していると考えられる。さらに、干潟以外の浅海域にも相当量の底生生物が生息していると推定されることから、影響は小さいと考えられる。また、水質の予測結果によると、埋立地の存在による水質の変化の程度は小さいと考えられ、埋立地の存在が底生生物に与える影響は小さいと考えられる<sup>20</sup>」。

第 5 章 環境 NGO が役割を果たすための要因

5-4-2-2-2. 環境 NGO による調査

まず、アセス開始前における底生生物に関する独自の調査から見てみると、連絡会は、WWF-J から資金調整（毎年 30 万円、3 年間）を受け、1988 年 2 月から 1989 年までに合計 9 回の底生生物の調査を藤前干潟で行っており、その調査結果<sup>21</sup>は以下の表 5-15 のとおりである。

表 5-15 環境 NGO による底生生物の調査結果（アセス開始前）

| 生物種   | 調査日<br>1988 年 (2.21、5.15、8.23、10.2)<br>合計 4 回、3 地点で各 1 サンプル |                      | 調査日<br>1989 年 (2.26、4.23、6.18、8.18、10.1)<br>合計 5 回、3 地点で各 2 サンプル |                      |
|-------|-------------------------------------------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------|
|       | 最大個体数/m <sup>2</sup>                                        | 平均個体数/m <sup>2</sup> | 最大個体数/m <sup>2</sup>                                             | 平均個体数/m <sup>2</sup> |
| ゴカイ   | 5,000                                                       | 1,500                | 4,500                                                            | 810                  |
| 小型ゴカイ | 56,000                                                      | 25,000               | 118,000                                                          | 32,000               |
| ヨコエビ  | 9,000                                                       | 2,000                | 93,000                                                           | 12,000               |
| ゴマツボ  | 3,000                                                       | 630                  | 2,500                                                            | 500                  |
| 二枚貝   | 1,000                                                       | 290                  | 1,500                                                            | 300                  |

ここで、連絡会が行った第 1 回、第 2 回の調査について少し敷衍する。  
1988 年 2 月の調査（第 1 回干潟生物調査：1988 年 2 月 21 日）では、ジュース缶 1 本分の泥の中から以下の生物が発見されたとしている<sup>22</sup>。

|                                                           |
|-----------------------------------------------------------|
| ゴカイ：30 個体、貝：2 個体、エビ：1 個体、ケイソウ：70,000,000 個体<br>調査員：約 30 名 |
|-----------------------------------------------------------|

また、1988 年 5 月の調査（第 2 回干潟生物調査：1988 年 5 月 15 日）では、干潟の 3 定点で①ゴレドラート法（25×25×10cm 深の泥を 1.5mm メッシュでふるう）、②ジュース缶法（20cm<sup>2</sup>×5cm 深の泥をバットで精密にふるう）の 2 通りの方法で調査し、3 地点の平均を次のように示している<sup>23</sup>。

| 生物種                 | 1 m <sup>2</sup> あたり | 藤前干潟（120ha）全体で |
|---------------------|----------------------|----------------|
| ゴカイ                 | 1,900 匹              | 23 億匹          |
| スピオゴカイ              | 37,000 匹             | 444 億匹         |
| ヨコエビ                | 6,700 匹              | 80 億匹          |
| アサリ                 | 300 匹                | 3.6 億匹         |
| 他にバカガイ、シジミ、ウミゴマツボなど |                      |                |
| 調査員：約 30 人          |                      |                |

次に、アセス手続中における底生生物に関する独自の調査を見てみると、守る会は 1994 年から事業者によるアセスと並行し独自で調査を行っており、その調査の中に底生生物の調査も含まれている<sup>24</sup>。さらに、守る会等は、準備書が縦覧されてから事業者による調査結果

と比較するため独自の調査を行った。意見書<sup>25</sup>によれば、守る会は「干潟の生物量調査は、干潮時に手で掘って採取することと、生きた巣穴を並行して行わなければ、とても正確な調査はできない」として干潮時にスコップを用いて調査を行っている。その調査結果は表 5-16 のとおりである<sup>26</sup>。

表 5-16 環境 NGO による底生生物の調査結果（アセス手続中）

| 調査日             | 地点 1                | 地点 2                | 地点 3                | 平均                  |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 1996 年 8 月 28 日 | 160g/m <sup>2</sup> | 676g/m <sup>2</sup> | 688g/m <sup>2</sup> | 508g/m <sup>2</sup> |

なお、公聴会が開催される直前からは、アナジャコの調査を行い藤前干潟の約 1m 以下にも底生生物が存在していることを明らかにしている。

以上のような調査に基づき、守る会は意見書を通して「藤前干潟で 1988 年から 1989 年にかけて行った調査では、平方メートルあたりの平均個体数で 1～4 万個体が記録されているし、最近調査した湿重量でも 600 g/m<sup>2</sup>以上になっている<sup>27</sup>」ことを事業者に伝えている。

#### 5-4-2-2-3. 事業者と環境 NGO の調査内容の比較

事業者と守る会等の環境 NGO との調査内容及び調査結果（最大湿重量）を比較すると表 5-17 のとおりである。

事業者の調査では、事業予定区域とその周辺地区を比較するために、冠水時にスミス・マッキンタイヤ型の採泥器を使用し、事業予定区域で最大 40.3 g/m<sup>2</sup>の湿重量を測定している。

一方、守る会による調査では事業予定区域に絞って、そこに生息する底生生物を出来るだけ過小評価しないよう手掘りの調査方法を採用しており、事業予定区域で最大 688g/m<sup>2</sup>の湿重量を測定し、それは事業者の調査結果と 10 倍以上の差が見られた。

それでは、なぜ、調査結果にこのような大きな違いが生まれたのであろうか。それは、両者間の調査方法の違いから起因していることが明らかであり、なお、両者によって異なる調査方法を選択する背景には、両者間の環境に対する価値観の違いによるものと考えられる。

表 5-17 底生生物に関する事業者と環境 NGO の調査内容・調査結果の比較

|        | 調査時期              | 調査方法                   | 調査結果 <sup>28</sup>       |
|--------|-------------------|------------------------|--------------------------|
| 事業者    | 1994 年<br>春・夏・秋・冬 | 冠水時にスミス・マッキンタイヤ型採泥器を使用 | 13.9g/m <sup>2</sup> （夏） |
| 環境 NGO | 1996 年（夏）         | 干潮時に手掘り                | 688g/m <sup>2</sup>      |

以上で述べてきたように、守る会等の環境 NGO は、渡り鳥に関する調査を 1970 年代初頭から、そして干潟の底生生物に関する調査を 1988 年から行ってきた。つまり、環境 NGO はアセスが行われるずいぶん前から藤前干潟を対象に独自の調査を行う中で、藤前干潟が渡り鳥にとって重要な場所であることを十分に把握していたことがわかる。

## 第5章 環境 NGO が役割を果たすための要因

以下では、長年にわたって蓄積してきた地域の環境情報を、どのように事業者等に提供したのかについて見ていく。

環境 NGO は、前述した図 5-28 から分かるように、植物と動物（野鳥等の生息環境）や水質汚濁について圧倒的に多くの意見を出しており、それはアセス手続を通して意見書や公聴会での公述という形で、独自の調査に基づく調査結果を事業者提供している証である。これにより、事業者をはじめ、アセス審査会、中央官庁（環境庁・運輸省・厚生省）などの他主体に、独自の調査に基づいた地域の環境情報を提供することができた。また、一般市民にもホームページ<sup>29</sup>や、新聞等のメディアを通して事業者のアセス情報に対する判断材料を提供している。例えば、準備書の縦覧手続中の新聞記事<sup>30</sup>を見てみると、次のようなことを明らかにしている。

{事業予定区域内の鳥類の利用率が非常に低かった評価について、藤前干潟を守る会の辻淳夫代表は「藤前干潟の中でも、埋め立て予定地となる西側の方がより多くの鳥がえさを採りに来る。ここが一番大事な場所です」とし、名古屋市などの評価に真っ向から対立する。

1992年4・5月に干潮時刻の前後三時間、三十分ごとに藤前干潟に飛来した水鳥の採餌(さいじ)場所を調べたところ、7～8割が事業予定区域内だったという。

名古屋市は「干潟として出現する時間が少ないから、鳥の利用も少ない」と主張する。これに対して、辻さんは「干潟ができる前の浅瀬にも、多くの鳥がえさを採りに来る」と反論する。名古屋鳥類調査会の森井豊久さんも「鳥は潮が引いて干潟ができると、周囲から移動して来る。埋め立て計画のある西側は潮の引きは遅いが、潮が引き始めると、鳥がどっと集まる。えさも多い感じだ」という。

藤前干潟全体の利用率でも15%前後にとどまるとの評価結果についても、名古屋市の委託を受けて、86、87年に日本野鳥の会愛知県支部など三団体が行った鳥類現況調査によると、大潮の時には、ダイゼンやハマシギなどの水鳥は庄内川河口よりも藤前干潟で多くいたという。

一方、干潟の浄化能力は、周辺の水質の影響評価に加味しているが、埋め立てで失われる干潟の影響については算出されていない。藤前干潟の浄化能力を研究している寺井久慈・名古屋大助教授（微生物生態学）は「干潟が一部でもなくなれば、それだけ浄化機能は低くなる。きちんと調べるべきだ」と話している}

以上のことを踏まえて考えると、環境 NGO は、長年にわたって蓄積してきた地域の環境情報を事業者をはじめ、他主体に提供しており、特にアセス手続を通して行った情報提供は、事業者のアセス情報を判断する上で有効に作用していることが分かる。従って、環境 NGO はアセス手続における情報提供者としての役割を十分に果たしているといえる。

ここで、一つ敷衍しておく。

環境 NGO と事業者との間では、前述のように調査結果に大きな違いがあった。しかし、これは両者のどちらかが作為を持ってデータそのものにうそをついているとは思わない。ただ、両者間の調査方法の違いに原因があり、この異なる調査方法を選択する背景には、両者間の環境に対する認識や価値観の違いがあったはずでと思われる。

アセス法では、従来の閣議アセスとは異なり、新たな評価視点が導入され環境に対する多様な価値も評価に入れられた。このような観点から言えば、本事例における環境 NGO の情報提供は、今後のアセスに示唆する点が多い。

つまり、環境 NGO が長年の調査から体得した地域の環境情報を、アセス手続にのっとり事業者等に提供したことで事業者によるアセス結果だけで事業の影響を判断せず、環境 NGO からの調査結果との比較によって環境への影響を判断することができ、より環境に配慮した意思決定に繋がっており、こうした情報提供が今後のアセスでは以前よりまして重要である。

#### 5-4-3. 働きかけ者としての役割

ここでは、環境 NGO の働きかけがどのように作用したかを明らかにするために、その働きかけによる因果関係を時系列的に整理して分析を行った<sup>31</sup>。その結果、アセス開始前では名古屋市のゴミ行政の変化と計画面積の縮小に作用しており、アセス開始後では公聴会の開催と追加調査の実施といったアセスプロセスに作用していることが分かった。

以下では、アセス開始前・後における環境 NGO による働きかけの詳細を見ていく。{本論文の付録に、環境 NGO の働きかけによる因果関係を時系列的に整理して示す。<図 i ~ iii (アセス開始前) と図 iv ~ vii (アセス開始後) >}

##### 5-4-3-1. アセス開始前における働きかけ

アセス開始前における働きかけとしては、名古屋市のゴミ行政における変化と、計画面積の縮小が挙げられる。まず、名古屋市のゴミ行政における変化から述べる。

###### 5-4-3-1-1. 名古屋市のゴミ行政における変化

環境 NGO は、埋立事業に関する事項のみならず、本事業の本質と関連するゴミ問題についても事業の意思決定者、特に名古屋市に働きかけている。これは、事業そのものの環境配慮に働きかけたものではないが、事業の根本にあるゴミ問題に働きかけることにより、本事業がより環境に配慮した計画になるよう、働きかけたという点で重要な意味を持つ。

それでは環境 NGO の働きかけにより、名古屋市のゴミ行政にどのような変化があったのかについて、以下から見ていく。

###### 5-4-3-1-1-1. ゴミ減量基本計画の策定 (1988 年 12 月)

ゴミ行政に関する最初の意見としては、後日、連絡会の発足メンバーでもある愛知県鳥類保護研究会が事業者である名古屋市と名港管理組合にゴミ埋立計画の見直しとゴミ減量化対策に対する市民側の取り組みを強化するように要望したことが挙げられる (1986.8)。

その後、野鳥保護活動を中心とした連絡会は、ゴミ問題などに関わる市民グループと連係して「第 1 回ゴミ・鳥シンポジウム<sup>32</sup>」を開催し、そこで採択された集会宣言をもって市長等 (市議会議長、県知事、市議会議員) に働きかけている (1988.3)。その内容を見てみると、名古屋港内の遊休貯木場を当面の処理場として利用することや、分別収集やリサイクルなどでゴミ減量を計るべきであるといった 7 項目の具体的な提案が行われていることがわかる。

ここで、提案された 7 項目 (1988 年 3 月) を敷衍しておく。

その内容は、{①藤前干潟を保存することを大前提として、現在の処分場の延命、遊休埋立地の利用などの代替策を立てる。②ゴミ問題での先進的諸都市や事例に学び、徹底的な分別収集、リサイクル (再資源化) のシステムを作り、ゴミの減量、減容を図る。③リサイクルの業者を育成し、ペイとは別の価値判断で社会に貢献できる道を拓く。④デポジット制の採用、リターナブル容器の奨励、ノン・リターナブル容器の規制など、リサイクルへの経済的、社会的、法的動機付けを進める。⑤生産者が生産物の廃棄あるいは再資源化までの責任と負

担を明確にする「廃棄規格」を設定する。⑥「大量生産・大量消費」を是認する使い捨て（ワン・ウェイ）思想と決別し、生産－流通－消費－再生産のシステムをトータルに改革する。⑦市民に開かれたゴミ問題政策提言委員会を設置し、「リサイクル都市宣言」の具体的立案を早急に行う} ということであった。

つまり、ゴミ行政への提案において、その活動主体が野鳥保護団体だけでなくゴミやリサイクル運動を行う団体との関係を広げたことで、より具体的な提案活動が出来、また名古屋市のゴミ行政の遅れを指摘するに当たっても説得力を持つ提案が出来た。

名古屋市は、このような環境 NGO の提案や年々増えつづけるゴミの問題<sup>33</sup>に応えるため、古紙、廃プラスチック、台所ゴミ、空き缶、空き瓶、廃家電製品、古雑誌、有害廃棄物等の8品目を減量対象とし、市民の役割や事業者と市の責任を明確にした上でゴミの排出前、収集時、収集後のそれぞれの段階で減量を図っていくといった「ゴミ減量基本計画」を策定するようになった。このゴミ減量基本計画は、ゴミの減量・再資源化を総合的に行うことで1990年までに現在の10%減量を目指したものである。

#### 5-4-3-1-1-2. ゴミ減量実施計画の策定（1991年6月）

名古屋市によるゴミ減量基本計画が策定されてからも、環境 NGO 側ではゴミ・鳥シンポジウムの開催や愛知ゴミ仲間会議の発足など、そのネットワークの輪をより広げ、名古屋市のゴミ行政への提案・要望活動を続けた。また、名古屋市弁護士会という多少中立的な立場の組織からも、藤前干潟での2年間に及ぶ独自の調査研究、名古屋市と NGO の両サイドからの聞き取り、「ゴミと干潟シンポジウム」の開催など、第3者的立場から「名古屋港西1区埋立計画に関する報告書」を発表し干潟保全とゴミ行政の改革を提言していた（1990.11）。さらに、名古屋市職員労組清掃支部という行政内部の組織からも、市民と一緒にゴミ問題を考えようという「ゴミシンポジウム」を開催し、ゴミ行政の改善と藤前干潟の保全を強調した提案・要望活動が行われている（1990.11）。環境 NGO 側は、これらの環境 NGO 以外の組織による集会においてもシンパリストとして参加して積極的に意見を発している。

以上のような環境 NGO などの働きかけにより、名古屋市は以前までの態度を変え、市民、民間組織もゴミ減量策を担うパートナーとして取り入れて考えようとした「ゴミ企画会議（仮称）」の設置（1991.1）の表明」や「ゴミ減量実施計画の策定（1991.6）」といったより具体的な取り組みを打ち出すようになった。このゴミ減量実施計画は、環境事業局内にゴミ減量実施計画策定検討委員会を設置し、ゴミ量の将来予測、排出前、排出時、排出後のゴミ減量施策を検討し、具体的な減量目標やそのための収集体制及び施設の整備について検討を重ね、ゴミ減量基本計画に基づいて作られた具体的な取り組みを定めたものである。

以下の図 5-25 には、環境 NGO の全体活動から名古屋市のゴミ行政に働きかけたものを整理してその因果関係を示す。

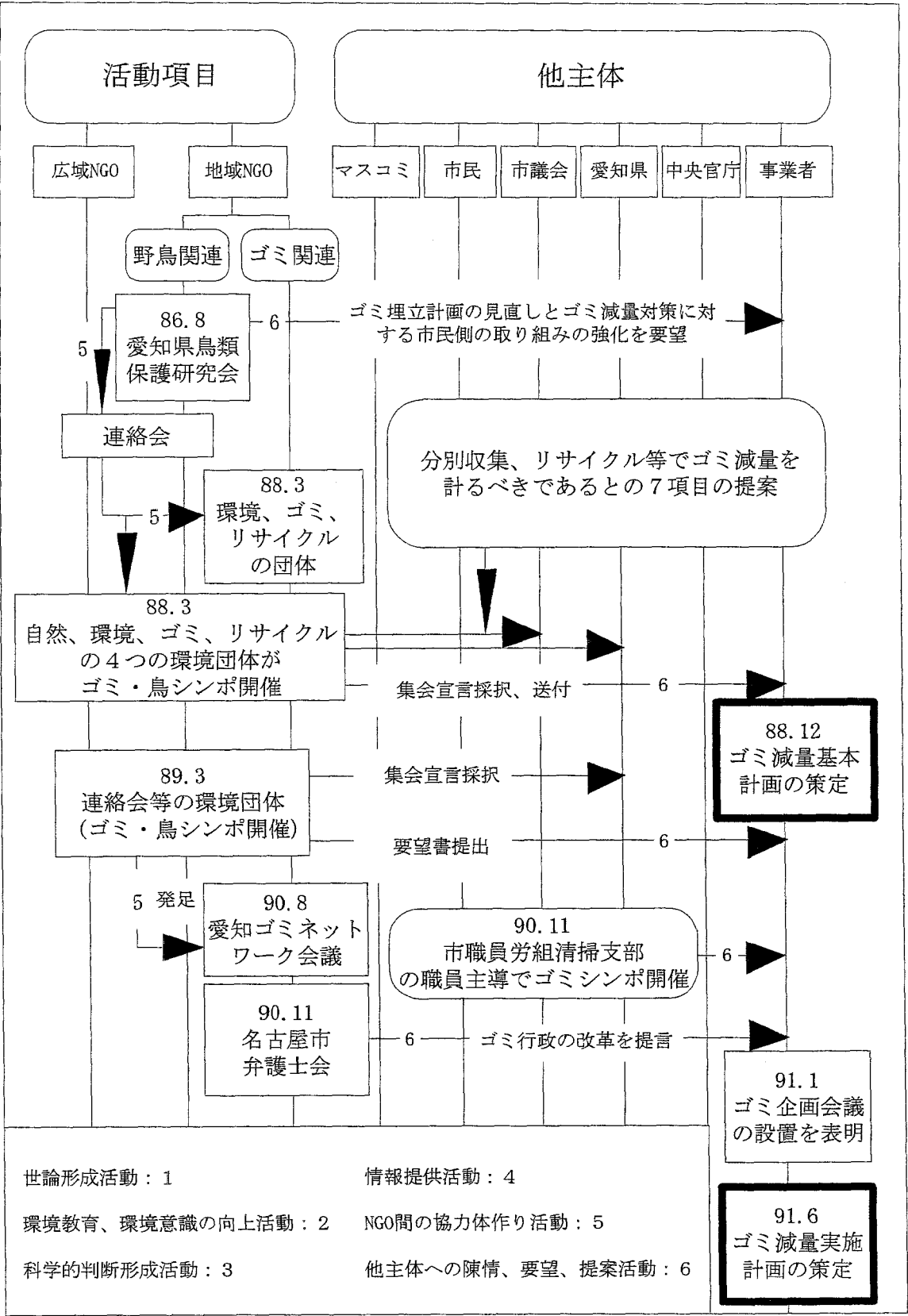


図 5-29 名古屋市のゴミ行政における変化

#### 5-4-3-1-2. 計画面積の縮小

本事業と関連し、計画面積の縮小は3回行われた。その中で、環境 NGO の働きかけによるものとしては、底生生物や干潟の分布状況から野鳥と、その生息環境に与える影響を緩和するためとし、環境保全を理由とした2回目の計画面積の縮小（52ha）が挙げられる。

連絡会等の環境 NGO は、計画が発表された直後から事業の意思決定に関係のある多様な主体（名古屋市、名古屋市議会、愛知県、環境庁、運輸省、厚生省など）に、藤前干潟の重要性を指摘し、藤前干潟の一带を野鳥保護区域にするよう働きかけてきた。

しかし、環境 NGO による働きかけは、ほとんど受け入れてもらえなかったため、1988年から署名運動を開始し、1990年11月に10万8千人分の署名を集めた。その後、環境 NGO は10万8千人分の請願署名をもとに市議会へ働きかけており、それが2回目の計画面積の縮小に大きく貢献していることが因果関係から見られた。

つまり、市議会は、環境 NGO 側の陳情に対し、3回目（1987.6、1988.9、1991.1）まではその間の態度を変えず、ただ聞き置くことに止めていたものの、10万8千人分の請願署名として提出された時（1991.6）は、自民党市議団や社会党市議、県議団が藤前干潟を研修視察したり、名古屋市に対し資料を請求したりするなど、より積極的に審議に臨んでいることが分かる。特に、4回目の陳情においては、市議会の全会派の団長が紹介議員となったこともあって、名古屋市は10万人の請願署名から伺える世論の盛り上がりや、環境保全の世界的なうねりに配慮し、計画面積を当初計画の半分にまで減らした。

また、中央官庁としての環境庁が運輸省の港湾審議計画部会において「水鳥の生息環境の保全対策に万全の配慮をするように」と異例の発言（1990年6月）をしたことや、公有水面埋立申請の際には環境庁長官が意見を述べる立場にある<sup>34</sup>ことを鑑みると、名古屋市にとっては環境庁の意見が示唆したことが多かったと考えられる。

以上のことから、環境 NGO の世論を喚起し行った請願署名運動は、市議会へのより強い働きかけとなり、事業者に当初計画面積の半分まで縮小させて、より環境に配慮させることができたといえる。

以下には、1回目と3回目における計画の縮小について、敷衍しておく。最初の計画面積の縮小（70ha）は1989年3月のことである。名古屋市は、その間に行ったアセスの準備調査の結果から計画どおりに埋め立てると、予定地のすぐ東側を流れる新川の河口部を狭め、治水上、悪影響を与えることが分かった。そこで、埋立予定地の東側境界線を西方にずらし、埋立面積を減らすか、あるいは新川河口部を浚渫し、流れをよくするかのいずれかの対応に迫られた。だが、結局、市は浚渫する場合には浚渫土砂の処理地がなく、費用も十億円余り余分にかかるという難点もあったため計画面積を減らすことにした。次に、3回目の計画の縮小（46.5ha）は1993年12月のことである。市はその間、干潟の海面下の土地を所有している民間企業2社<sup>35</sup>と用地買収交渉をしていたが、それが難航を繰り返し、やっと1993年7月に一社から埋立予定地を含む107haを47億円で買収することが出来た。だが、残る一社が所有する7.8haは、未買収のままで、その内2.8haが事業予定地に組み込まれていた。

第5章 環境NGOが役割を果たすための要因

そこで、市は用地買収が難航したことで当初共用開始時期としていた1996年から既に3年も先送りされたこともあり、事業の早期実現を図るためとして計画面積の変更を行った。

以下の図5-30には、環境NGOの全体活動から、環境NGOの働きかけにより、埋立面積における変化を及ぼしたものを整理してその因果関係を示す。

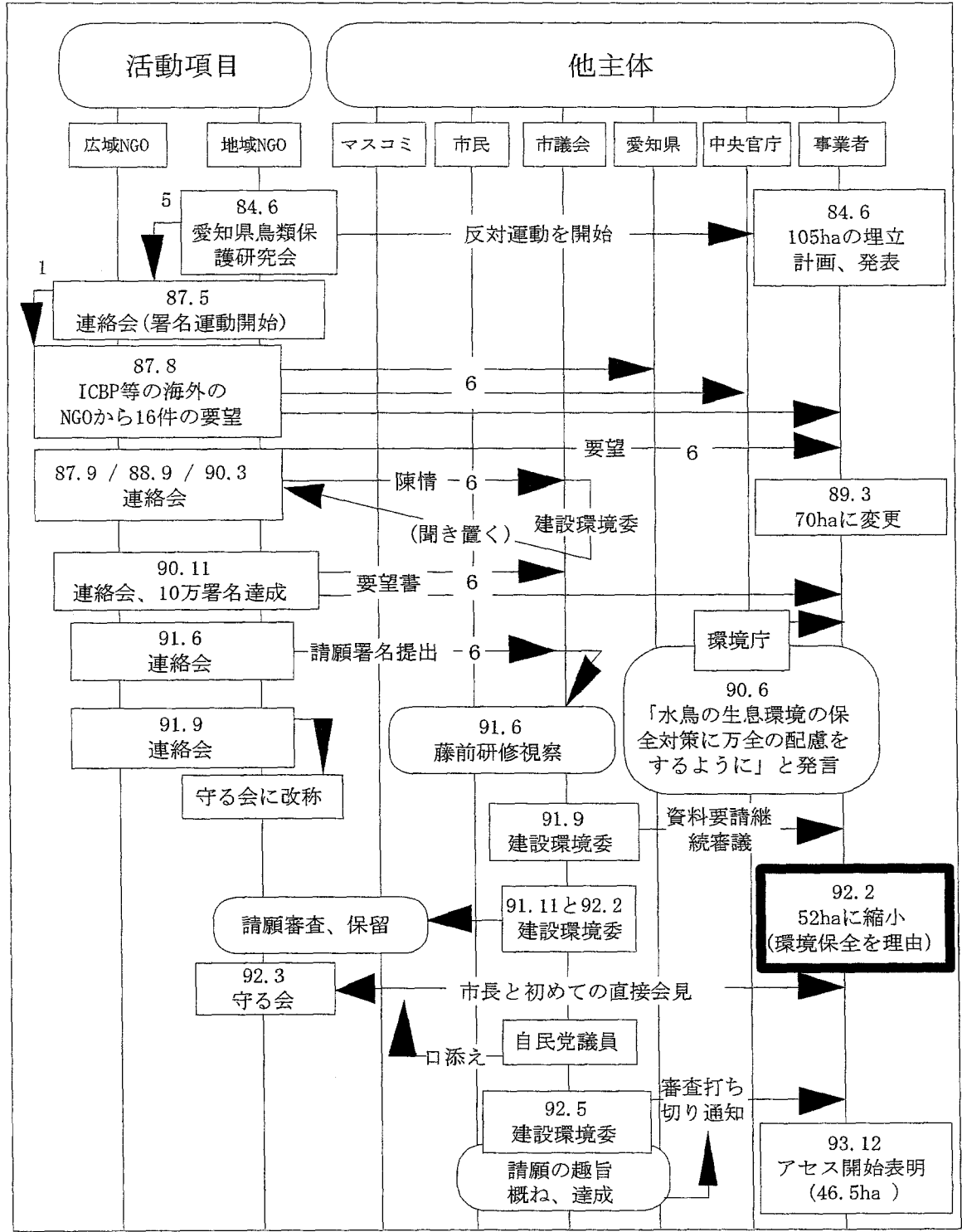


図5-30 計画面積の縮小

5-4-3-2. アセス開始後における働きかけ

アセス開始後、特にアセス手続中における働きかけとしては、アセスプロセスに及ぼした変化があり、具体的には公聴会の開催、秋の追加調査の実施などが挙げられる。

5-4-3-2-1. アセスプロセスに及ぼした変化

5-4-3-2-1-1. 公聴会の開催

名古屋市のアセス要綱では、準備書に対し意見書を提出する際に、意見提出者の地域制限はなかったものの、公聴会の開催には見解書について意見を有する関係地域の住民から申請があった時に限って公聴会を開くことになっていた。本事例の場合、意見書は前述のように国内外から 60 件が寄せられたが、本事例と直接的な利害関係を持つ関係地域の住民（藤前地区）からは 1 件の意見書も出されていない<sup>36</sup>。つまり、このことから反対意見を示していない藤前住民の自らの意志による公聴会の申請は考えにくい。

しかしながら、公聴会の開催を求めた申請件数が 1 件あった。これは、直接的な利害関係を持つ地域住民の自力的な申請に代わって、環境 NGO の働きかけにより関係地域住民が公聴会の開催を申請しており、それについては関係者へのヒアリングから確認した<sup>37</sup>。

ここで評価すべきことは、環境 NGO が事業者との書面でのやり取りだけに止まらず、公聴会という話し合いの場を作るため、積極的に藤前住民に働きかけたことであり、それが結果的に事業者と環境 NGO との意見の違いを明らかにする上で有効であったことである。

表 5-18 公聴会における陳述人と事業者の主張の違い

|        | 陳述人の主張                                                                                                                   | 事業者の主張                                                                      |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 野鳥と干潟  | 干潟が現れない時間も含め低い利用率をはじき出し「影響が少ない」とするのは意味がない。調査は飛来のピークを外している。                                                               | 干潟がでる時間だけを見ても一断面だけを捉えただけ。周辺を含めてどう利用しているかが重要。ピークは外していない。                     |
| 水質浄化能力 | 底生生物の数などから藤前干潟の水質浄化能力が少ないとしているが、調査は浅くしか掘っておらず不充分。算定に使った数値も疑問が残る。                                                         | 底生生物は調査地点を細かく取って把握した。実験もして、現地に即した生態系モデルを用い浄化能力は低いと判断した。                     |
| 水質     | 埋立が及ぼす浄化機能の減少分と、ゴミから出る汚水の負荷分が実質どれだけあるかを評価すべきだ。埋立の影響を言うのに他の条件を一定にするのは非科学的な暴論。                                             | 将来の水道普及と総量規制効果で水質は今より良くなる。汚水は直接海に出さず上流の下水処理場へ放流するから影響はない。                   |
| 大気     | 名古屋市の環境基準は 0.06ppm と明記すべき。その上で市の全域で達成出来ている環境保全目標 0.04ppm に対して本事業の影響を評価すべき。浮遊粒子状物質についての予測手法は環境庁がマニュアルを出している。きちんと定量評価すべきだ。 | NO2 の環境保全目標 0.04~0.06ppm を満たす。浮遊粒子状物質（ダイオキシンなど）の解析予測は困難。散水するから、海側だから影響は小さい。 |
| ゴミ減量   | ゴミ事情が逼迫していると言うがカンや瓶の分別回収を 7 区しか実施していないなどこれまで市はゴミ減量に積極的に取り組んでこなかった。                                                       | 瓶、カンの分別収集は平成 13 年には全市に拡大する。これまでも様々な減量施策を展開しているが今後も努力する。                     |
| 干潟の価値  | 国際的な渡り鳥の飛来地。渡りの中継地点がなくなれば影響は大きい。埋立は国際的に理解されない。                                                                           | 保全は大切だが、ゴミ問題を避けることは出来ない。残る干潟があり、飛来地としての役割は果たせる。                             |
| 代替案    | 名古屋市に奇跡的に残った最後の自然を壊す前に、二十数年間放置してある、西 5 区などの未利用遊休地を使う代替案との比較検討をすべきだ。                                                      | 代替案も検討したが名古屋港内にはないと言う結論になった。ゴミ減量に努力しており環境保全に配慮して当初計画を半分にしたから理解してほしい。        |

(1997 年 8 月 10 日、中日新聞、環境と創造 No.16 pp50~51)

## 第5章 環境 NGO が役割を果たすための要因

本事例における公聴会は、前述のとおり、環境 NGO が藤前住民に働きかけ実現されたもので、1997年5月10日、7月12日、8月9日の3回に渡って行われた。その内、1回目、2回目の公聴会では、議事進行や準備書の内容をめぐる紛糾し、中断、紛糾が繰り返されるなど、公聴会そのもののあり方が問われた面もあった。

しかしながら、公聴会の開催は、準備書に対する事業者と環境 NGO との間で生じていた論点の違いをより明確にさせており、そういったことは表5-18で示した公聴会における陳述人と事業者の主な主張内容からも明らかである。

### 5-4-3-2-1-2. 秋の追加調査

名古屋市は、準備書の中で藤前干潟は鳥の餌場としての利用率が低く、水質浄化能力においても底生生物の数からして少ないなどとし、全体としての影響は小さいとした。しかし、環境 NGO 側はそのような結果を生み出した調査の方法及び算出方式に対し、疑問を抱き、意見書や公聴会の場で独自の調査による結果を公表すると共に再調査を強く要求した。

環境 NGO 側と名古屋市とのデータの食い違いは、前述の5-4-1と5-4-2で示したとおりであるが、ここで簡単に敷衍すると、野鳥の調査では、名古屋市は準備書に1994年の春の大潮・小潮、秋、冬の大潮の計4日間、鳥類行動調査を行ない、処分場予定地でのシギ、チドリの利用率が日の出から日の入りまでの周辺干潟を合わせた全体の0.6%という低い数字になっていた。一方、守る会等の独自の調査では、同じ1994年春の調査（最大干潮時前後の6時間）において、周辺干潟を含めたシギ、チドリの31-96%が藤前干潟全体を利用していると示しており、また、1992年春の調査（最大干潮時前後の計4時間）では、干潟にいたハマシギの69-81%が処分場予定地を利用していたと反論している。

水質浄化能力についても、名古屋市は、藤前干潟ではシジミなどの底生生物の量が周辺に比べて圧倒的に少ないことを挙げその浄化能力が少ないとしていた。だが、環境 NGO 側は大潮の時に船の上から海底10cm程度の表層部分を採集する名古屋市の方法では本当の量が分からないと、公聴会の場において指摘しており、独自の調査では名古屋市の調査結果に比べ大幅に多いゴカイや、もっと深いところではアナジャコも見つかったと反論している。

このような環境 NGO 側の独自調査による情報提供は、自然環境等を審査したアセス審査会、特に第2分科会の野鳥等の専門家に、名古屋市と守る会等の NGO 側とのデータの落差などに疑問を与え、審査会が名古屋市に追加調査を求める際の有効な働きかけとなった。

一方、追加調査が可能になったことには、野鳥と水質の審査を担当した特別委員による事業者への働きかけも大きな役割を果たしていることが関係者へのヒアリングから分かった。

第2分科会の佐藤正孝氏<sup>38</sup>によれば、審査会の内部では「鳥の専門委員は、どの程度の餌を取っているかわからない、夜間にどう行動しているかもわからないなどの指摘があったし、底生生物の専門委員からも現存量の把握が不十分であるなどの指摘」があったとする。

しかし、審査会から要請した追加調査はなかなか実現できず、その過程においては野鳥等の専門委員から辞任の発言も出されていた。当時、鳥の専門委員であった小笠原氏によれば、

追加調査の要請に対して、名古屋市は「あれ、やらないことにしました」とのことで「中村先生<sup>39</sup>が怒っちゃって、私も非常に無力感を感じまして、こんな委員会には駄目だと思って、たまたま同じ日に二人が辞任を申し出たんです」とふりかえてくれた。

以上のように、環境 NGO と審査会の特別委員による事業者への積極的な働きかけにより、追加調査が実施されることとなった（1997年8月～11月）。だが、環境 NGO 側と第2分科会の野鳥の専門家らは、年間を通した通年調査を求めているものの、名古屋市は逼迫したゴミ処分場問題を理由に通年調査は受け入れず、秋の追加調査だけを行った<sup>40</sup>。

しかしながら、追加調査の結果は、環境 NGO 側の主張していた鳥への影響と水質浄化能力を認めることに繋がった。

以下の表5-19には、秋の追加調査の詳細を示す。また、表5-20には、春の追加調査をめぐる行われた環境 NGO 側と行政側の論点の違いを示す。

表 5-19 秋の追加調査

|      |                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査期間 | 秋の渡りが見られる 8 月から 11 月まで                                                                                                                                                                                                                     |
| 調査方法 | ● 鳥の調査においては目測ではなくレーザやレーダを使用<br>● 低生生物の調査においては深さ 1 メートルまで深く調査                                                                                                                                                                               |
| 調査地域 | ゴミ処分場建設予定地（46.5ha）を含む庄内川、日光川、新川の河口約 650ha を対象                                                                                                                                                                                              |
| 調査回数 | 合計 11 回                                                                                                                                                                                                                                    |
| 調査項目 | ● 藤前干潟周辺に飛来する野鳥の種類と個体数<br>● 野鳥の採餌行動<br>● 野鳥の餌とする干潟の生物などの 3 項目とした。                                                                                                                                                                          |
| 調査結果 | 事業者である名古屋市と名港管理組合が H10 年 1 月 9 日追加調査の結果を発表した。それによると、渡り鳥の種類や個体数は 1994 年の環境アセス現況調査とほぼ同じ傾向であった。一方、追加調査では渡り鳥の食べた餌の量について「説明に不十分な点があった」と算出方法が一部修正された。また、低生生物の調査も、方法を変えたことで約 3 倍の重量を確認した。それで、現況調査では認めていなかった夏の干潟の浄化能力があることを認め、浄化能力を評価しなかった姿勢を修正した。 |

表 5-20 春の追加調査に関する環境 NGO 側と事業者との論点の違い

|         | 環境 NGO 等                                                                                              | 事業者側                                                                                                      |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 渡り鳥への影響 | 春の利用率の調査は、1 日しかしていない。秋と春とでは、飛来する鳥の種類も数も違う。餌の種類に不明なものが多すぎる。                                            | 秋の追加調査では、レーダーやレーザなど機器を使って精度を高めたし、秋の追加調査でも前回の調査と同じ様な傾向が出たので、正確さが検証された。                                     |
| 干潟の浄化能力 | 冬と夏ではなく、光合成が高まる春も合わせた通年調査が必要。追加調査ではアナジャコなど大型底生生物も確認された。                                               | 底生生物は深さ何センチまで調べるべきか定説はないが、秋は一メートルまで調べた。浄化能力を予測する技術は未確立で、予測には限界がある。                                        |
| 代替地の有無  | 処分場の逼迫状況でアセスが影響を受けるのは本末転倒。市は代替案を示していない。名古屋港には南 5 区の産業廃棄物処理場や西 5 区のゴルフ場予定地がある。計画を一時凍結し、代替案の再検討をすべきである。 | 春の調査をすると着工が遅れ、3・4 カ月の間、街にゴミがあふれてしまう。<br>処分場は県内外で広く検討したが、地元の同意を得るのは困難で市内の海面に求めざるを得ない。名古屋港の他地域も利用計画が決まっている。 |

（1998 年 1 月 28 日 朝日新聞、29 日 読売新聞参照）

以下の図 5-31 には、環境 NGO の働きかけによるアセスプロセスの変化を示す。

第5章 環境NGOが役割を果たすための要因

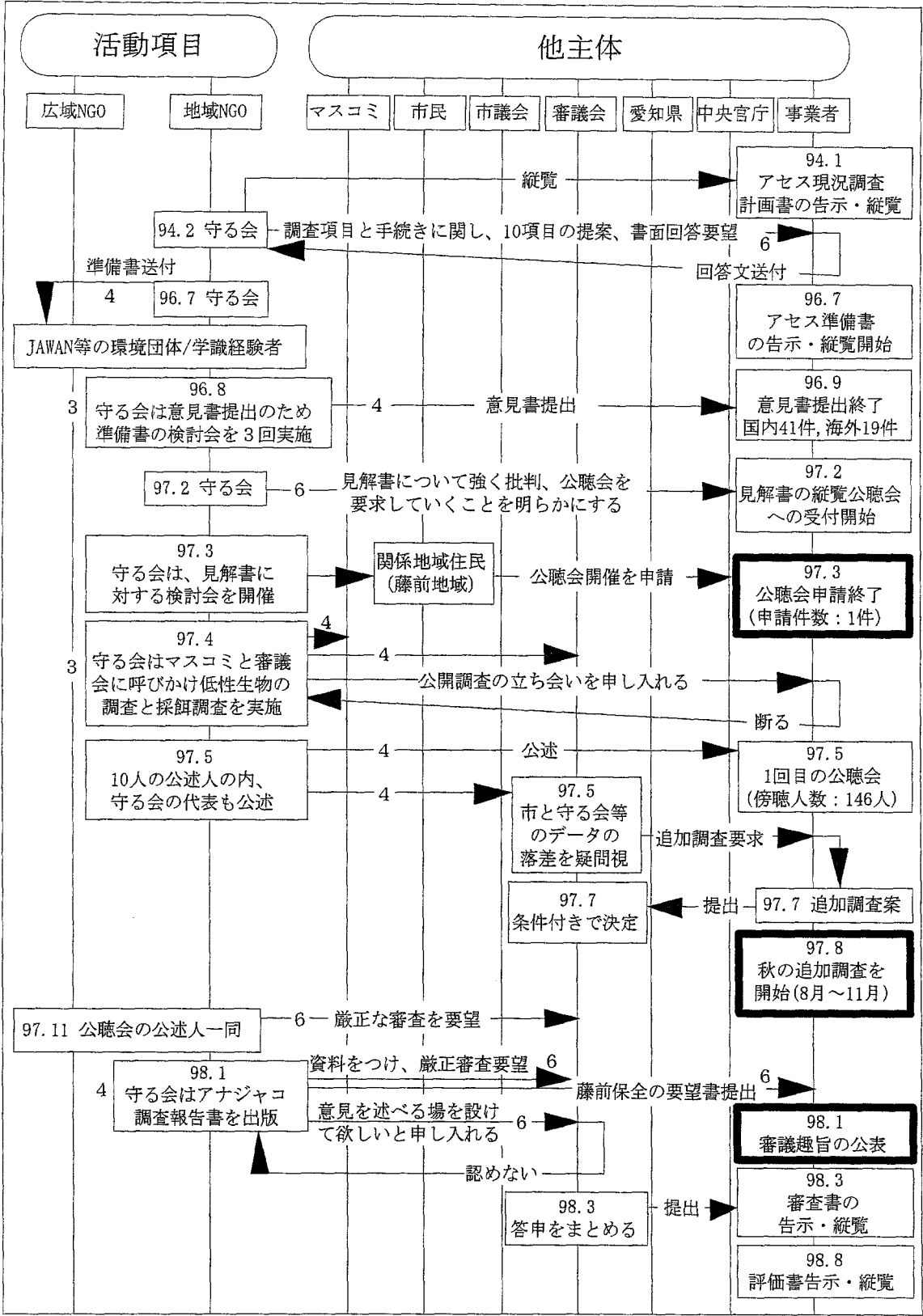


図5-31 環境NGOの働きかけによるアセスプロセスの変化

以上で述べてきた環境 NGO によるアセス開始前・後における働きかけを踏まえて考えると、環境 NGO は多様な主体を通して直接的・間接的に働きかけたことが明らかである。その働きかけは、アセス開始前では本事業の本質と関連するゴミ行政の変化と計画面積の縮小に繋がっており、また、アセス開始後ではアセスの充実を図る上で重要な公聴会の開催と、追加調査の実施に有効に作用していることが分かった。従って、環境 NGO は環境配慮が行われるよう働きかけ者としての役割を十分に果たしているといえる。

#### 5-4-4. 環境 NGO の役割に及ぼした環境 NGO 間のネットワークの評価

ここでは、前述の 5-3-2（環境 NGO 間のネットワークとその協力内容）を踏まえて、環境 NGO の 3 つの役割にどのように作用したかを評価した。その結果、環境 NGO 間のネットワークは、環境 NGO が 3 つの役割を果たす上で有効に作用しており、そういったことは環境 NGO 間の協力内容や、個々の役割を検証する過程で明らかになった。

まず、監視者としての役割への作用から見ていく。事業者のアセス情報を監視し、意見書を提出した者の所属を見てみると、守る会から 10 通、広域 NGO から 26 通（確認されたもののみ）、海外の NGO から 19 通である。このことは、地域 NGO である守る会からの意見数より、広域 NGO や海外の NGO からの意見数が約 5 倍ぐらい多い。なお、前述の表 5-5 から分かるように、意見内容も画一的なものでなく、アセス全般に渡るものである。このように、地域 NGO だけでなく、広域 NGO や海外の NGO からも多くの意見が出されたことは、環境 NGO 間のネットワークが形成され有効に機能したことの証である。

次に、情報提供者としての役割について見ていく。本研究では、環境 NGO が情報提供者としての役割を果たす上で重要な要素として独自調査に基づく情報提供を挙げた。このような観点から地域 NGO の独自の調査を見ると、広域 NGO である WWFJ は守る会に調査資金の助成を行っており、野鳥の調査では WWFJ などのメンバーが直接参加し協力している。さらに、広域 NGO は守る会の呼びかけにより、シギ・チドリ類の全国一斉調査も行っており、その結果、国内における藤前干潟の重要性がより明確になった。なお、調査結果はアセスプロセスを通して事業者等に提供されており、そういった過程においても地域 NGO だけでなく広域 NGO との協力が見られ、全体的に環境 NGO 間のネットワークは有効に作用しているといえる。

最後に、働きかけ者としての役割について述べる。環境 NGO による働きかけの分析結果、ゴミ行政の変化では、野鳥保護を行う環境 NGO（守る会など）とゴミ問題に関わる環境 NGO（愛知ゴミネットなど）との連携が背後的效果を生み出していることが分かった。また、計画面積の縮小では、世論を盛り上げた 10 万署名運動が背後的要因であるが、それには環境 NGO 間のネットワークが大いに貢献していることが環境 NGO 間の協力内容からも分かる。

一方、守る会は、国内及び国際シンポジウムにおいて藤前干潟の保全を呼びかけており、広域 NGO はそれに応じて藤前保全の決議文を採択し、名古屋市をはじめ、愛知県、環境庁などの中央官庁へアセス開始前・後を通して持続的に行われた。

## 第5章 環境 NGO が役割を果たすための要因

以上のことから環境 NGO 間のネットワークは、働きかけ者としての役割を果たす上でも有効に機能していることが明らかである。

### 5-4-5. まとめ

以上のことから本節（分析 2）をまとめると、以下の 4 点に縮約される。

第 1 に、「監視者としての役割」について整理すると、アセス情報の監視では環境 NGO は「鳥の採餌量」や底生生物の「調査方法」等、具体的に事業者のアセス情報に対して指摘を行っており、その指摘はアセス審査会の内部における議論からしても適切なものであることが分かった。また、情報交流の場への監視では意見書や公聴会の場における意見の 8 割以上が環境 NGO から出されており、これを考えると、環境 NGO は情報交流の場へ積極的に関与していることが明らかである。従って、環境 NGO は、アセス情報や情報交流の場における監視者としての役割を十分に果たしたと評価できる。

第 2 に、「情報提供者としての役割」について整理すると、地域 NGO である守る会は、1970 年代初頭から渡り鳥に関する調査を行い、そして干潟の底生生物に関する調査も 1988 年から行ってきたことで長年の地域環境情報の蓄積があった。このうち、1994 年の渡り鳥の調査などは、アセス手続を通して情報提供され事業者の調査結果を判断する際の比較資料として有効に作用していることが分かった。従って、環境 NGO はアセス手続における情報提供者としての役割を十分に果たしたと評価できる。

第 3 に、「働きかけ者としての役割」について整理すると、環境 NGO は多様な主体を通して直接的・間接的に働きかけを行い、アセス開始前では、本事業の本質と関連するゴミ行政の変化と計画面積の縮小に繋がっている。また、アセス開始後では、アセスプロセスの充実を図る上で重要な公聴会の開催と、追加調査の実施に有効に作用していることが明らかとなった。従って、環境 NGO は環境配慮が行われるよう働きかけ者としての役割を十分に果たした評価できる。

第 4 に、「環境 NGO の役割に及ぼした環境 NGO 間のネットワークの評価」について整理すると、環境 NGO 間のネットワークは、地域 NGO（守る会）が「監視者としての役割」、「情報提供者としての役割」、「働きかけ者としての役割」を果たす上で有効に作用しており、そういったことは環境 NGO 間の協力内容や、3つの役割を検証する過程で明らかになった。

#### 5-5. アセス結果に及ぼした変化

ここでは、環境 NGO がその役割を十分に果たしたことで、準備書から評価書にどのような変化を及ぼしたかを明らかにする。さらに、アセス手続の終了後、事業の意思決定過程では、その間の環境 NGO の役割が関連主体にどのような変化を及ぼし事業計画の中止に至ったかを明らかにする。

##### 5-5-1. アセス結果に及ぼした変化

###### 5-5-1-1. 野鳥及び水質汚濁への影響

野鳥への影響について、準備書では「生息環境の減少による影響は、鳥類の利用可能な程度が少ないことなどから小さいと考えられる。また、水質の変化による餌となる水生生物に対する影響について予測した結果も小さいと考えられ、環境保全目標は達成され则认为られる」となっていた。しかし、評価書では、「一時的に事業予定区域の出現状況が高くなることもあり、生息環境が減少する影響が考えられる。シギ、チドリ類では採餌環境の減少が考えられる。従って、既存干潟の部分的改良などを検討し、影響を軽減するよう努める」とし、野鳥への影響を認める内容に変わっている。

一方、水質汚濁への影響について、準備書では「埋め立て地の存在時の水質予測結果によると、化学的酸素要求量（COD）は環境基準を満足すると予測される。全窒素、全リンは環境基準を満足しないが、下水道の普及などで現況より低くなると予測される」となっていた。しかし、評価書では「（準備書の記述に加え）埋立て、干潟の水質浄化機能の消失が考えられる。よって、干潟他の改良の試験施行を行い、その結果を確認しつつ、干潟の水質浄化機能を回復するよう努める」としており、特に準備書では認めなかった干潟の水質浄化機能を容認する内容に変わっている。

以上のような内容変化は、環境 NGO がアセスの参加プロセスを通して、準備書における調査データや調査方法の不適切さを指摘し、積極的にその役割を果たした結果の表れである。

つまり、環境 NGO は、事業者が準備書においてシギ、チドリの利用率が 0.6%と、藤前干潟の生物量が 20~40g/cm<sup>2</sup>（深さ 10 cm 以内）であるとしたのに対し、独自の調査に基づいてシギ、チドリの利用率では 31~96%と、藤前干潟の生物量ではゴカイだけでも 120g/cm<sup>2</sup>、アナジャコを入れると 600g/cm<sup>2</sup>（深さ 1m 以内）以上にもなると指摘し、準備書における調査結果や調査方法の不適切さを明らかにした。また、環境 NGO が意見書や公聴会で発信した意見を見てみると、アセスの評価項目に関する総意見のうち、鳥類の生息環境に関するものが 5 割程度で一番多く、次いで水質汚濁に関しても 3 割程度となっていることがわかる（図 5-28 を参照）。

このように、環境 NGO が準備書における調査データの信憑性に疑問を投げかけたことは、名古屋市に追加調査を実施させる原因となった。追加調査では、鳥の調査は目測だけでなくレーダ等も使用、また低生生物の調査は深さ 1m まで調査した結果、渡り鳥の種類や個体数は 1994 年とほぼ同じ傾向であったが、低生生物においては約 3 倍の重量が確認された。

第 5 章 環境 NGO が役割を果たすための要因

以上のように、環境 NGO がその役割を十分に果たすことにより、結果的に「野鳥の生息環境に与える影響は明らか」であるとの異例の審査結果を生み出すに至っている。しかし、このような異例の審査結果に至った理由には、前述のように野鳥と水質の審査を担当した特別委員の果たした役割も見過ごすことはできない。つまり、環境 NGO の独自の調査に基づく情報提供と、特別委員による審査会内部での積極的な発言や追加調査の要請も重なり合って、事業者は評価書においてそれらの影響を認めるようになったといえる。

以下には、「環境への影響は明らかである」とした審査会の答申の要旨を参考までに示す。  
表 5-21 には、特に第 2 分科会が審議の終了段階に行った記者会見でのコメントを示しており、表 5-22 には、名古屋市環境影響評価審査会の答申の要旨を示す。なお、表 5-23 には、名古屋市アセス審査会と愛知県アセス審査会議における審議要旨を比較して示した。

表 5-21 第 2 分科会の記者会見におけるコメントの要旨

| 姓名           | 所属                            | 専門分野       | コメント内容                                                                                                                    |
|--------------|-------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 佐藤正孝<br>(座長) | 名古屋女子大<br>教授                  | 昆虫         | 十分議論した上での結論で、適切な意見になったと思う。審査委員には計画を縮小させたり、撤回させたりする権利はなく、市の環境影響評価準備書を専門的な立場から審査、評価した。                                      |
| 小笠原<br>昭夫    | 愛知女子短大<br>非常勤講師<br><br>特別審査委員 | 鳥類         | 埋立による渡り鳥や干潟の生態系などへの影響は明らか、との結論になった以上、市長は工事を進められないはず。アセスの一環として春の調査をしないのは非常に残念だ。科学的なアセスとは言えない。審査の内容はゴミの逼迫した状況に左右されてしまったと思う。 |
| 中村浩志         | 信州大教授<br><br>特別審査委員           | 鳥類         | 人工干潟は費用がばく大になるなど厳しい内容で、市長は重要な判断を迫られるだろう。代替地を探した方が安く済むのではないか。事業の縮小や反対を言えないアセスの限界を感じた。春の調査をしなくても影響が明らかだと十分判断できた。            |
| 八木明彦         | 名古屋女子大教授<br><br>特別審査委員        | 水質環境<br>対策 | 審査委員の見解は準備書の妥当性を評価しただけで計画の是非に踏み込んでいない。今回の案でやむなしとの結論を出したとは考えられない。分科会として工事による影響は明らかで、大事な干潟ですよ、と提言した。どうするかは名古屋市長らが判断する問題だ。   |
| 紙野健二         | 名古屋大教授                        | 行政法        | 委員は分科会の中で発言すべき立場であり、外へのコメントは差し控えたい。                                                                                       |
| 中井信之         | 名古屋大<br>名誉教授                  |            | とりまとめ案は妥当だ。                                                                                                               |
| 長尾正志         | 名古屋工大<br>教授                   | 社会開発<br>工学 | マスコミに話しをすることはない。<br>ノーコメント                                                                                                |
| 前中久行         | 名城大助教授                        | 造園学        | 審査委員の申し合わせで、個別にコメントできない。埋立を前提にした代替措置を盛り込んだとは理解していない。                                                                      |
| 南川幸          | 名古屋市立保育短大<br>名誉教授             |            | 回答得られない                                                                                                                   |

(1998 年 2 月 13 日 朝日新聞参照)

表5-22 名古屋市環境影響評価審査会の答申の要旨

| 意見項目         | 答申内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 野鳥の生息地としての役割 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 準備書は事業予定区域内のシギ、千鳥類の利用率を一日、年間平均で算出したが、その評価は適切ではない。春の渡りの大潮では、かなり高い割合で予定区域を利用している。</li><li>● 予定地から百メートル、二百メートル離れた所でも、かなり高い利用が見られることもあり、事業が実施されれば、周辺干潟域の鳥類の生息環境に影響を与えるのは明らかである。</li></ul>                                                                                                                                                                                                          |
| 干潟の水質浄化機能    | <ul style="list-style-type: none"><li>● 追加調査で深いところも低生生物が存在することが分かり、再計算の結果、準備書よりも多くの水質浄化機能があることがわかった。</li><li>● 事業が実施されれば、干潟が埋立で失われるため、周辺水域の環境に与える影響は明らかである。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 環境保全上の意見     | <ul style="list-style-type: none"><li>● 自然環境保全措置鳥獣保護区設定への協力、人工干潟の造成、既存干潟の部分的かさ上げ、干潟の生物や鳥類との共生が図られる跡地利用計画の見直しなどを検討する。</li><li>● 市民が自然とふれ合える環境教育の場として、専門家による検討委員会を組成。検討の基礎資料、工事施工での影響を把握するため、事業者は野鳥や低生生物などの生息状況や水質などの環境モニタリングを実施。工事中は検討委の指導、助言を受ける。</li><li>● 事業予定区域内に停滞水域が現れ、貧酸素水塊の出現による水質悪化や硫化酸素の発生が懸念される。海水が停滞せず、より豊かな干潟生態系が創出できるような対策を検討すべきである。</li><li>● 建設にあたっては濁度計を設置するなどモニタリングを行いながら、周辺の干潟生物に影響を及ぼさないよう十分注意して施行すべきである。</li></ul> |
| 付記事項         | <ul style="list-style-type: none"><li>● 一部の委員から、今回のアセスのように自然環境への影響を予測・評価する場合は、少なくとも2年程度は調査すべきであるとの考え方から、春の渡りの時期まで追加調査を行い、その結果を参考として答申をとりまとめるべきである、と言う強い意見が出されたことを付記する。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                       |

(1998年3月19日 中日新聞、朝日新聞参照)

表5-23 名古屋市アセス審査会と愛知県アセス審査会議の答申の要旨

| 名古屋市環境アセス審査会の答申                                                                      |             | 愛知県環境アセス審査会議の答申                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 人工干潟の造成を提言するなど事実上、建設を容認                                                              | 総論          | 計画の可否には踏み込まず、工事手法の見直しなどを提言                                                 |
| 全国有数のシギ、カワウ、タカ類も餌場、休息地として利用。<br>周辺干潟域の鳥類の生息環境に及ぼす影響は明らかである。                          | 渡り鳥など鳥類への影響 | 干潟の分断などで、鳥類の利用範囲が狭まり、シギ、千鳥類の採餌の条件は悪化することが想定される。(数量的な)影響がどの程度かは論じられない。      |
| 干潟の深いとことにもアナジャコなどの低生生物が生息し、水質浄化機能があり、生態系への影響は明らかである。                                 | 水質の浄化能力     | 夏期にも水質浄化機能がある。<br>埋立による潮流変化等で水質悪化が懸念される。                                   |
| 鳥獣保護区の設定に協力し、人工干潟の造成、既存干潟の部分的かさ上げなどを検討すべきである。環境への影響が想定される場合には、工事の一時停止も含め対応を検討すべきである。 | 環境保全上の意見    | 損なわれる環境と同程度の効果を得よう、具体的な対象措置の検討が必要。<br>人工干潟の効果を確認しながら、段階的な工事をするなどの配慮が必要である。 |

(1998年7月28日、朝日新聞参照)

5-5-1-2. 埋立工事の進め方及び埋立跡地の利用法

埋立工事の進め方について、準備書では「工事は、仮設矢板、汚濁防止膜で囲った後、2つのブロックに分けて行う。1区画では浸出水処理施設の建設用地として残土で埋め立ててから、順次、廃棄物で埋め立てる」としていた。しかし、評価書では「工事は2つのブロックに分けて行い、ブロック別に水質汚濁防止に仮設矢板、汚濁防止膜で囲う。最初のブロックの護岸工事中に、干潟改良の試験施行の効果などを確認し、次のブロックの護岸工事などに着手する」とし、より環境に配慮した進め方に変わっていることが分かる。

一方、埋立跡地の利用法について、準備書では「埋立完了後、地域環境の特性を生かし、自然とのふれあい、港と海について学習、体験できる親水性の高い緑地を整備する。(構想図で海の学習広場、運動広場、展望広場等を盛り込む)」としていた。しかし、評価書では「埋立完了後、地域環境の特性を生かし、自然共生緑地、親水緑地を配備し、水鳥の生息環境などをかく乱しないような植栽を整備する。(構想図で学習広場、運動広場などを取りやめ、自然観察広場を盛り込む)」とし、計画内容が変わっている。

以上のような内容変化は、環境 NGO 側が指摘していた渡り鳥への影響や水質汚濁への影響を認めたことで、やむを得ず、より水鳥の環境に配慮した形に変えざるを得なかったものと考えられる。

以下の図 5-32 には、環境 NGO がその役割を十分に果たしたことにより、アセス結果に及ぼした変化を簡単に整理して示す。

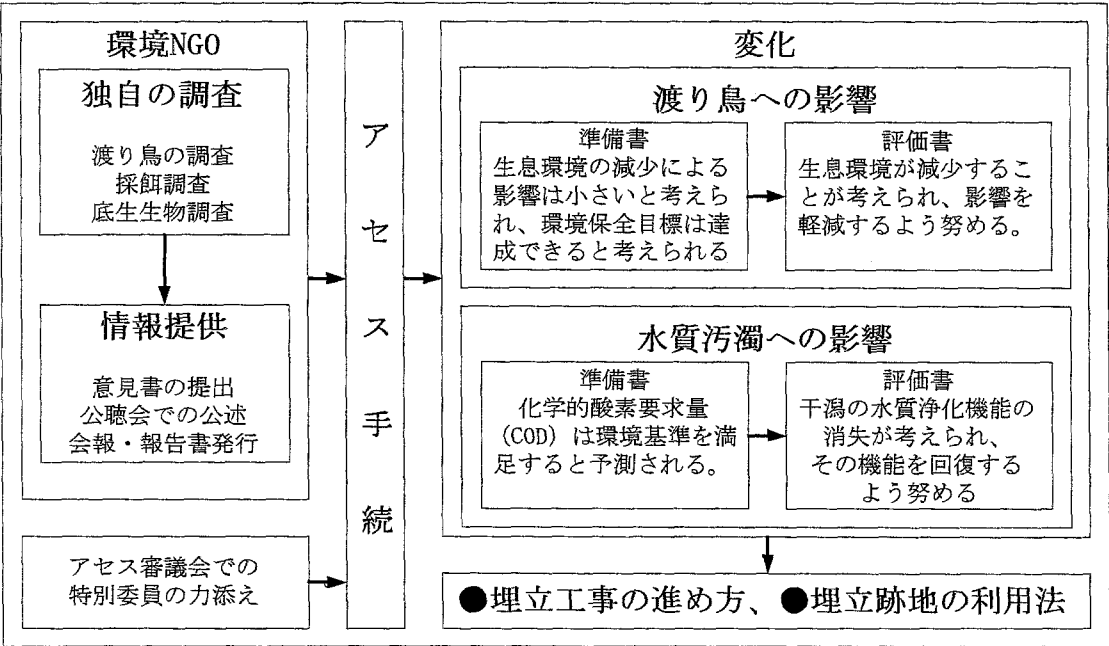


図 5-32 アセス結果に及ぼした変化

### 5-5-2. 関連主体に及ぼした変化

本事業は、1999 年 1 月 25 日に事業者が「藤前干潟の埋め立てを断念する」という方針を明らかにしたため、事業計画が中止となった。アセス手続が終了してから事業計画の中止に到るまでの過程（意思決定過程）を見てみると、事業中止は環境 NGO の直接的な働きかけより、政治的な駆け引きがより大きく作用していることがわかった。しかし、ここでは、その間の環境 NGO の果たした役割が関連主体にどのような変化を及ぼしたかに注目した。その結果、関係地域（藤前地区）の住民と環境庁に大きく作用し、事業計画の中止に到る原動力となっていることが明らかとなった。

#### 5-5-2-1. 藤前住民に及ぼした変化

まず、藤前地区の住民（以下：藤前住民）に及ぼした変化から見ていく。

名古屋市は、1996 年に藤前自治会が埋立に同意するとし、市との間で交わした協定を根拠に埋立に反対するのは一部の環境 NGO のみで、地元の住民は賛成していると主張してきた。しかし、藤前自治会では、埋立の賛否を問う住民投票を実施（1999 年 1 月 3 日）し、その結果に基づき「埋立断固反対」を名古屋市に申し入れている（1999 年 1 月 12 日）。

住民投票は、99 世帯の 80 人が参加し投票を行った結果、反対 59 票、賛成 4 票、無効 17 票で、圧倒的多数が反対を明らかにした。

ここで注目すべき点は、藤前住民からなる「藤前を守る会」（1998 年 9 月 11 日に結成）が「藤前干潟を守る会」の活動に賛同し、藤前自治会の役員に働きかけたことで住民投票が実現できたことである。つまり、これまで反対意見を出さず、埋立に賛成の立場を表明してきた藤前住民の態度を変化させたのは、「藤前干潟を守る会」の約 15 年に及ぶ活動であり、藤前住民は名古屋市の主張より守る会の主張をより説得力のあるものとして選択した結果であろう。

以上のような藤前住民の投票結果（及び藤前地区における住民投票の動き）は、これまでの名古屋市の主張の根拠を引っ繰り返す結果となり、事業中止への一因に繋がった。

#### 5-5-2-2. 環境庁に及ぼした変化

次に、環境庁に及ぼした変化を見てみる。

名古屋市のアセス審査会は、埋立による「影響は明らか」という審査結果を出しつつも、ミティゲーション（緩和措置）の方策として「人工干潟の助成」を名古屋市に提言した。それにより、名古屋市は「西 1 区自然環境保全措置検討委員会（以下：環境保全措置検討委）」を発足（1998 年 6 月 13 日）し、人工干潟の助成を検討しはじめた。

一方、環境 NGO から「人工干潟実態調査委員会」が発足（1998 年 5 月 27 日）され、広島港五日市や東京葛西海浜公園などで人工干潟の実態調査が行われた。環境 NGO は、調査結果をもとに、「効果は期待できず、現実性が低い」とする意見書を名古屋市や環境保全措置検討委、そして環境庁などに提出した。

## 第5章 環境 NGO が役割を果たすための要因

このように、「人工干潟の助成」は、ミティゲーションとして不適切であるとの声が環境 NGO から高まるなか、環境庁の内部からも人工干潟の助成に対する検討が行われた。その調査結果をもとに、最初に環境庁自然保護局の小林課長は、「名古屋市が検討している人工干潟は代償措置として考慮に値しない」という意見を環境 NGO 主催の「国際湿地シンポジウム in 藤前」で明らかにした（1998 年 12 月 5 日）。その後、環境大臣は、「人工干潟は代償措置にならない、代替地の再検討を行うべき」と発言しており（1998 年 12 月 8 日）、それを受け、運輸大臣は「環境庁が絶対ダメというのならできない」と態度を明らかにしている。

以上のように、環境庁や運輸省から「人工干潟の助成」は、「代償措置にならない」と否定されたことで、名古屋市は事業計画を中止せざるをえなかった。

しかし、この過程で注目すべき点は、環境庁が「人工干潟の助成」を否定し、その口火を切ったのが環境 NGO 主催の「国際湿地シンポジウム in 藤前」である点である。このことは、環境 NGO のその間の働きかけが実を結んだ証であるといえよう。

### 5-5-3. まとめ

以上のことをまとめると、まず、準備書から評価書における内容変化では、環境 NGO がその役割を十分に果たしたことで、準備書では認めなかった野鳥や水質汚濁への影響を評価書では認めさせている。なお、それにより、事業者は埋立工事の進め方や埋立跡地の利用法についても考え方を変え、より水鳥の環境に配慮した形を取ったと思われる。

次に、関連主体に及ぼした変化としては、藤前住民や環境庁に及ぼした変化が挙げられる。

第1に、藤前住民に及ぼした変化では、「藤前干潟を守る会」の約15年に及ぶ活動が「藤前を守る会」による住民投票を実現させる原動力となり、これまで反対意見を出さず、埋立に賛成の立場を表明してきた藤前住民の態度を変化させた。この結果は、藤前住民にとって名古屋市の主張より、「藤前を守る会」の主張がより説得力のあるものとして選択された表れである。

第2に、環境庁に及ぼした変化では、アセス審査会が名古屋市に「人工干潟の助成」を提言したことに対し、環境 NGO が「効果は期待できず、現実性が低い」と意見を表明したことと同様に、環境庁からも「人工干潟の助成」を否定し、その口火を切ったのが環境 NGO 主催の「国際湿地シンポジウム in 藤前」であった。このことは、環境 NGO のその間の働きかけが実を結んだ証である。

#### 5-6. 環境 NGO の役割要因の考察

ここでは、分析3の結果を受け、そのような変化を及ぼす上で大きく作用した要因を環境 NGO の活動と、アセスの制度及び運用的な観点から考察する。

##### 5-6-1. 環境 NGO の活動から見た要因

本事例では、環境 NGO がその役割を十分に果たした結果、「野鳥の生息環境に与える影響は明らか」という異例の審査結果を生み出すきっかけとなっており、ひいては環境配慮のために計画中止へと繋がった。

このような結果を生み出した原因は、言うまでもなく、環境 NGO の役割仮説とした提示した3つの役割と、それを支えた環境 NGO 間のネットワークが十分に機能したためである。

しかし、環境に配慮した意思決定が可能になった決定的な要因としては、大きく3つが考えられる。

第1に、地域 NGO である「守る会」が長年にわたって独自の調査を行ってきたことで、地域環境情報に関する蓄積があったこと、なお、それがアセス手続を通して提供され、事業者との論点の違いを明らかにさせたことである。つまり、地域 NGO が日頃の活動から得られた地域の環境情報を、事業者に提供するという「情報提供者としての役割」に充実した結果である。

第2に、地域 NGO のアセス制度に関する認識が高かったことである。前述の5-3から分かるように、環境 NGO の活動や、環境 NGO 間の協力内容を見ると、意見書の提出や公聴会での公述のため準備書や評価書の検討会を行っており、なお、広域 NGO への意見書の提出や公聴会での公述を呼びかけている。さらに、5-4-3-2 で示したように、公聴会の開催は、守る会が関係地域の住民へ働きかけたことにより、それが実現された。こうしたことは、地域 NGO がアセス制度を十分に認識していたことにより、可能であったといえる。

最後に、環境 NGO 間のネットワークが早い段階から形成され、それが有効に機能したことである。本事例では、環境 NGO 間のネットワークがアセス開始前から地域 NGO 相互間及び地域 NGO と広域 NGO 間で形成されていた。それにより、地域 NGO がアセス開始の前と後において役割を果たす上で大きな支えとなっていることが前述の5-4から分かった。また、環境 NGO 間のネットワークにおいては、類似活動を行う環境 NGO 同士だけでなく、幅広いネットワークを形成することが有効であることが分かった。つまり、5-4-3-1 で示したように、名古屋市のゴミ行政の変化にでは野鳥関連の環境 NGO だけでなく、ゴミ問題に関わる環境 NGO と連携したことにより、より説得力のある提案・提言が可能であった。

5-6-2. 制度的な観点からの要因

アセス制度やその運用は、環境 NGO がその役割を果たす上でどのように作用したか、すなわち、制度や運用面のどのような要素が要因として大きく作用したかを考察する。

5-6-2-1. 制度面の要因

まず、制度面から見てみると、意見提出者の地域制限がなかったこと、アセス法における方法書（スコーピング）段階に類似する現況調査計画書段階が設けられていたこと、公聴会に関する規定があったこと、そして、審査会に独別委員の枠が設けられ審査結果を出す際には独任制をとっていたことなどが挙げられる。

以下では、これらのことが環境 NGO にどのように作用したかを見ていく。

第1に、意見提出者の地域制限がなかったことである。このことは、すなわち、準備書段階で環境保全の見地から誰でも意見が述べられたことで、国内のみならず、海外からも意見が出された。しかし、多くの他の地方アセス制度と同様に、もし意見提出者の地域制限があったとすれば、1通の意見書もだされていないかもしれない。それは、本事例のアセス（藤前アセス）において、関係地域の住民（藤前住民）からは1通の意見書も出されていないことから類推できる。これを考えると、制度的な整備の重要性が実感させられる。

第2に、現況調査計画書段階が設けられていたことである。現況調査計画書の段階は、前述のようにアセス法の方法書段階に類似するものである。だが、方法書段階では、評価項目の絞込み、いわゆるスコーピングを住民などの意見をもとに行うが、現況調査計画書の段階では、ただ公告・縦覧を行うだけで住民などが意見を述べられる仕組みではなかった。しかし、このような現況調査計画書の段階があったがゆえに、環境 NGO は事業者とほぼ同時期の独自の調査結果を準備書段階で提供することができた。

第3に、公聴会に関する規定があったことである。アセス制度では、事業者と住民などとのコミュニケーションが重要である。公聴会は、文書によるコミュニケーション（意見書と見解書）を補う意味において重要な役割を持っており、実際、本事例では公聴会が開催されたことで事業者と環境 NGO との論点の違いが、より明らかになった。特に公聴会の規定では、いわゆる3ラウンド制をとっており、それは公述人が公述を行ない、事業者がそれに答え、さらに、公述人がもう一度公述を行う仕組みである。このような名古屋市のアセス制度、とりわけ公聴会の仕組みは、現時点でも先進的なものである。

第4に、審査会に独別委員の枠が設けられ、審査結果を出す際には独任制をとったことである。審査会の規定では、「特別の事項を調査審議するため、必要がある場合には、その調査審議事項ごとに特別委員を置くものとし、調査審議事項を明記して市長が委嘱する」となっていた。それにより、本事例では環境 NGO と事業者の間で焦点となった野鳥や水質を専門とする特別委員を選任することが出来、鳥類担当2人と、水質担当1人、合計3人の特別委員が審査に加わった。本事例では、特別委員の存在がいたからこそ、環境 NGO の主張が審査会の内部で十分に審議され、追加調査の実施に繋がった。なお、審査結果を出す際には、独任制をとったことで「影響は明らか」という異例の審査結果を生み出すことができた。

つまり、審査結果を出す際には、複数の審査委員の合議（多数決）ではなく、独任制（全員一致）であったため、特別委員の意見が無視されなかったといえる。

以上のことを踏まえて考えると、名古屋市のアセス要綱は、地方自治体の中でも早い時期（1979 年）に作られたものではあるが、以上で挙げたことが要綱に盛り込まれており、当時の制度としては先進的であったことがわかる。

#### 5-6-2-2. 運用面の要因

一方、運用面では、公聴会を最後まで行ったこと、環境 NGO に準備書を貸出し情報公開に努めたことが挙げられる。

まず、公聴会の運用から見てみると、本事例の公聴会は前述のとおり、3 回行われた。特に、1・2 回目の公聴会では、事業者と環境 NGO との間で、議事進行などを巡り紛糾し、公聴会が打ち切られることもあった。しかし、行政（名古屋市）が最後まで、環境 NGO などに意見が述べられるように配慮したことは評価に値する。

次に、環境 NGO への準備書の貸出しである。名古屋市は準備書を公告・縦覧するだけに止まらず、環境 NGO の要望に応え、その貸出しに協力したことの意味は大きい。守る会は、名古屋市から準備書を貸出し（約 30 冊）、全国の専門家や環境 NGO などに送付するとともに、意見書の提出を呼びかけた。それにより、全国の環境 NGO などから多くの意見が出されており、内容面においてもアセス全般に渡る意見が寄せられた。

以上のことを踏まえ、現行のアセス制度に照らして見ると、アセス法では意見提出者の地域制限の撤廃、方法書の導入など、すでに改善されたものもある。だが、公聴会や審査会については、まだ規定が設けられていない。今後、こうしたことは、改善されるべき課題といえる。

#### 5-6-3. まとめ

以上のことから本節をまとめると、以下の 3 点が挙げられる。

第 1 に、環境 NGO の活動から見られた要因としては、地域 NGO である「守る会」が長年にわたって独自の調査を行ってきたことで地域環境情報に関する蓄積があったこと、なお、それがアセス手続を通して提供され事業者との論点の違いを明らかにさせたこと、地域 NGO のアセス制度に関する認識が高かったこと、環境 NGO 間のネットワークが早い段階から形成されそれが有効に機能したことなどが挙げられる。

第 2 に、アセスの制度面から見られた要因としては、意見提出者の地域制限がなかったこと、アセス法における方法書（スコーピング）段階に類似する現況調査計画書段階が設けられていたこと、公聴会に関する規定があったこと、そして、審査会に独別委員の枠が設けられ審査結果を出す際には独任制をとっていたことなどが挙げられる。

第 3 に、アセスの運用面から見られた要因としては、事業者である名古屋市が公聴会を最後まで行ったこと、環境 NGO に準備書を貸出し情報公開に努めたことが挙げられる。

## 第5章 環境NGOが役割を果たすための要因

### 5-7. 本章のまとめ

以上のことから、本章をまとめると、以下の3点に縮約できる。

第1に、本事例では、環境NGOは3つの役割を十分に果しており、その過程において環境NGO間のネットワークも有効に作用していることから、2章で提示した環境NGOの役割仮説は検証された。

第2に、環境NGOが役割を果たし得た要因としては、地域NGOが長年にわたって独自の調査を行ってきたことで地域環境情報の蓄積があったこと、さらにそれがアセス手続を通して提供されたこと、なお、環境NGO間のネットワークも早い段階から形成され、地域NGOが役割を果たす上で、有効に機能したことが挙げられる。

第3に、本事例からは、環境NGOがその役割を果たす上で、公聴会や審査会など、名古屋市のアセス制度の規定が充実していたこと、環境NGO等への情報提供・公開といったアセス制度の運用においても積極性が見られたことなどが大きく作用していることが明らかとなった。しかし、現行のアセス法では、公聴会や審査会に関して未整備のままであり、こうした点は、今後、改善されるべき課題といえる。

### <補注と参考文献>

1. 環境NGOの活動を把握するに当たっては、独自の調査活動などといった内部的な活動と、他主体（Ⅰ）への働きかけという2つの要素に重点を置きながら全体の活動を抽出した。そして全体活動から見られた環境NGOを抽出して活動地域を基準として地域NGOと広域NGOに分類し、環境NGO間のネットワークやその協力内容を把握した。

（Ⅰ）他主体とは、本事業と関連を持つ環境NGO以外の主体を指しており、その詳細は次の通りである。なお、それらの他主体が本事例に関わった背景（Ⅱ）を簡単に敷衍しておく。他主体：[事業主体（名古屋市、名港港湾管理組合）、市民、メディア、市議会、県議会、愛知県、中央官庁（環境庁、運輸省、厚生省）、政治家]として定義する。

（Ⅱ）本事業は、名古屋市と名古屋港港湾管理組合の両者が事業主体になって行う公共事業であり、そのため、名古屋市の段階でアセスの審査が終わってからは、愛知県における審査を受け、評価書としてまとめることになっていた。その後の段階では、本事業が公有水面埋立事業であるため、中央官庁の運輸省から許可が必要であることや、その際に運輸大臣から意見が求められた時には、環境庁長官は環境保全の見地から意見を述べられる立場にあること、そして、本事例がゴミ処分場計画であるため、厚生省も中央官庁として関わりを持っている。また、ゴミ埋立処分場計画である本事業の本質からも、市議、県議、市民等が関わっている。なお、アセス終了後の段階では、地域内の問題から広域化し、中央の政治家も本事例に関わっている。

2. ヒアリング調査は、計画の初期段階からアセス手続が終了した段階までを対象に、守る会の代表である辻淳夫氏（1998年8月26日）と名古屋市環境保全局の加藤明氏（1998年8月27日）を直接訪問し行った。さらに、アセス終了後の段階から計画中止までのことを把握するとともに、本事例の全体的な事実関係を確かめるために、もう一度、辻淳夫氏（2001年11月8日）と加藤明氏（2001年11月9日）を直接訪問し行った。

3. 抽出された各環境 NGO には、その活動地域の違いにより、地域特性の把握程度及び活動における重点的視点並びに手続きへの参加度等、アセス手続きへの係わり方にも違いがあるだろうと想定し、次のように各環境 NGO を分類した。環境 NGO の事務室が名古屋市にあり、その活動主体も名古屋市民である環境団体を地域環境 NGO（以下：地域 NGO）、また環境 NGO の事務室が名古屋市以外にあり、その活動主体も名古屋市民以外者である環境団体を広域環境 NGO（以下：広域 NGO）に分類する。しかし、広域 NGO というのは、全国規模で活動する環境 NGO に理解される蓋然性を含んでいると判断し、全国規模で活動を行っている環境 NGO には、「全国規模の広域 NGO」として表記する。

4. ニュースレターは、1987年2月から、年4回、3カ月ごとに発行され、1999年1月まで52号が出されており、現時点（2002年4月）では61号まで出されている。

5. 調査2を行うにあたり、まず、守る会のニュースレター（題名：ダイシャクシギ）から環境 NGO の活動を時系列的に整理した上で、その間の新聞記事の調査を行った。特に新聞記事の調査では、守る会のニュースレターから把握できた環境 NGO の活動及び事業者の事業に関する発表並びにアセスに関する事項を中心に、朝日・読売・毎日新聞等の全国紙の地方版と地方紙である中日新聞に対し、調査を行った。なお、調査の際には、守る会のニュースレターからも関連新聞記事が多く載せられていたことや、本事業のアセス当事者である名古屋市環境保全局（Ⅲ）、そして事業者である名古屋港港湾組合（Ⅳ）からも協力を得たことなど、本事例に関する新聞記事の収集には、色々な方の助力があった。

（Ⅲ）環境保全局の加藤明氏から1998年3月～9月の関連記事を1998年10月半ばごろに送っていただいた。

（Ⅳ）名古屋港港湾組合からは、1997年4月から2000年4月までをパイルしてあった関連新聞記事を、2001年11月7日にお借りし、参考にした。

6. この際には、本事例の全体的な事実関係を確かめるとともに、アセス終了後の段階から計画中止までのことについて、重点をおいてヒアリングを行った。

7. 本事業のアセスは、「厚生省所管事業に関わる環境影響評価実施要綱」と「愛知県環境影響評価要綱（1981年愛知県告示第360号）に対象事業と定められている埋立地の面積が30ha以上の一般及び産業廃棄物最終処分場の設置、また「名古屋市環境影響評価指導要綱」に定められている「10ha以上の公有水面埋立」及び「埋立面積が3ha以上で埋立容積が15万 m<sup>3</sup>以上の廃棄物処理施設の新設」に該当している。

8. 福岡県（1973年：要綱）、川崎市（1976年：条例）、岡山県（1978年：要綱）、神戸市（1978年、要綱）に続いて、5番目に成立したものである。

## 第5章 環境 NGO が役割を果たすための要因

9. 審議会は、第1分科会と第2分科会に分かれ、第1分科会では、大気、振動、廃棄物などを審議し、第2分科会では、水質、動植物、治水などの審議を担当していた。
10. 環境 NGO の活動を類型化するにあたっては、活動そのものの目的が何を狙って行ったものかを吟味して判断した。例えば、世論形成活動として分類した市街行進、書名運動、集会開催、国際シンポジウム開催、国内シンポジウム開催、街頭でのビラ配布などの活動は、広く一般市民や国際社会までに、藤前干潟の価値を伝える目的として行ったものとして判断した。
11. 藤前干潟を守る会（1996）、藤前干潟アセスメント準備書への意見 {「以下：意見書（守る会編）」}、p18
12. 小笠原昭夫氏へのヒアリングにより、確認（2001年7月19日）。小笠原氏へのヒアリングは筆者が直接やったものではない。本ヒアリングは木村宰氏（東京大学大学院、広域科学専攻、修士過程2年）が行ったヒアリングのMDテープをお借りして確認作業に使わせてもらった。
13. 八木明彦（名古屋女子大教授）特別審査委員
14. 前掲「木村宰」によるヒアリングを借りて参照した。
15. この答申書の内容は、筆者が直接入手したものではない。先行研究を参照した。  
日野明日香（2001）「環境アセスメントにおける『客観性』の検証ー藤前干潟埋立事業を事例にー」、東京大学環境学専攻国際環境協力コース、修士論文、p40
16. 前掲「意見書（守る会編）」、p1
17. 準備書、p3-3-1
18. 各地区の干潟の干出面積と干出時間の積が、全調査区域の干潟の干出面積と干出時間の積の何割を占めているかを計算したもの。前掲「準備書」、p3-3-4
19. 前掲「準備書」、p3-3-7
20. 藤前干潟を守る会の辻淳夫氏によれば、1970年代から藤前干潟の周辺で活動を行っていた団体は、日本野鳥の会愛知県支部、名古屋鳥類調査会、尾張野鳥の会、愛知県鳥類保護研究会（辻氏が所属）の4団体である。
21. 「アジア水鳥センサス」には、18団体、約223人+が参加し、43カ所の調査地点で実施され、A4版で165p分量の調査内容が含まれており、総計95種、48万羽の水鳥がカウントされた。藤前干潟を守る連絡会の会報「ダイシャクシギ」、No.18
22. 1991年の調査では、20団体に呼びかけ、実施された。前掲「ダイシャクシギ」、No.21
23. 藤前干潟を守る会（1996）、藤前干潟アセスメント準備書への意見、pp10~44
24. 公聴会議事録、p135
25. 公聴会議事録、p4、日本野鳥の会愛知県支部支部長爪谷氏による公述
26. マクロベントスとは大型底生生物を指し、代表的なものとしてはアサリなどの2枚貝やゴカイなどが含まれる。事業者の調査では117種のマクロベントスが採取されている。  
準備書、資6-90

27. 準備書、p2 - 6 - 113~p2 - 6 - 123 を参考に作成

28. 全調査区域とは、藤前干潟（事業予定区域内、事業予定区域東側、日光川前面）、干潟以外（事業予定区域内、その他）、西 2 区干潟、新川河口干潟、庄内川河口干潟、名古屋港内を含めたものである。

29. 準備書、p3 - 3 - 14

30. 前掲「ダイシャクシギ」、No40

31. 前掲「ダイシャクシギ」、No8

32. 前掲「ダイシャクシギ」、No9

33. 前掲「ダイシャクシギ」、No37

この調査では、1994 年の 1 年を通して採餌生態調査、底生生物調査、水質調査、渡り（標識）調査、干潟生態系の研究、動物プランクトンの調査などが行われた。

34. 前掲「意見書（守る会編）」、p19

35. 前掲「意見書（守る会編）」、p88

36. 前掲「意見書（守る会編）」、p19

37. 事業予定地区における最大湿重量

38. <http://www2s.biglobe.ne.jp/~fujimae/japanese/index.htm>

39. 朝日新聞、1996 年 07 月 24 日 朝刊

40. 分析に際しては、環境 NGO の働きかけは、アセス手続段階のみならず、アセス手続が行われる前段階から行われてきたため、本事例における環境 NGO の働きかけの全貌を明らかにする意味で、アセス開始前の働きかけによる変化も分析の対象とした。

41. 「ゴミ・鳥シンポジウム」は、藤前問題をきっかけに自然、環境、ゴミ、リサイクルに関心を持つ 4 つの市民グループが集い、行ったものであり、1988 年 3 月に第 1 回のシンポジウムが開催された。その後、毎年 1 回、5 年間連続して開催する。4 つのグループは、名古屋市のゴミやリサイクルの実態を調べ資料集を作成して、その改善策を市に提言した。

42. 当時、名古屋市が利用していた愛岐処分場（岐阜県多知見市：1982 年から稼動）に運ばれてくる搬入実績を見ると、82 年度は約 5 トンであったのが、88 年度には約 19 トンと約 4 倍に激増している。杉本裕明（2001）「官僚とダイオキシン」、風媒社 p27

43. 本事業は、公有水面埋立法で指定されている「環境保全上の特別の配慮を要する場合」に該当するため、主務大臣は環境庁の意見を聞いた上で認可をするかどうかを判断することになっていた。

44. 前掲「官僚とダイオキシン」p27、藤前干潟の登記簿には、1892 年にはじめて登記され、「原野」と記載されており、その後所有者はめまぐるしく代わっている。戦後に至るまで複雑に入り組んだ権利関係は、1966 年ごろに名古屋市の「白川不動産」がまとめて購入している。さらにそこに繋がる干潟も 1972 年に名古屋市の「大耀」がまとめて購入し、この 2 社が藤前干潟の大地主になったという。

45. 藤前自治会は、1996 年に名古屋市との間で埋立に同意する協定を交わしている。

## 第5章 環境NGOが役割を果たすための要因

46. 藤前干潟を守る会の辻淳夫氏へのヒアリングにより確認した（2001年11月8日）。辻氏によれば、『藤前地区の住民である坂野一博氏に頼んで公聴会の開催を求めている、坂野氏との繋がり、同氏の子どもが藤前干潟を守る会の「鳥子ども団」に所属し活動していたことがきっかけとなっていた』とする。
47. 佐藤正孝氏は、当時の藤前アセスの第2分科会で座長を務めた。同氏へのヒアリングにより確認（2001年11月7日）。
48. 中村浩志氏は、当時の藤前アセス第2分科会で鳥（陸地）の専門委員を務めた。
49. 事業者は、審査会の特別委員からの追加調査に対し、最初から消極的な対応であったため、春の一番たくさんの鳥が来る5月初春の調査時期を逃がしてしまう結果となった。しかし、秋の追加調査後、非公式的ではあるが、翌年、春の追加調査も行われた。

## 第 6 章

### 結論と今後の課題

---

## 第6章 結論と今後の課題

### 6-1. 結論

#### 6-1-1. 各章のまとめ

まず、各章の結論をまとめる。

第1章では、環境基本法の制定を皮切りに環境関連法の整備が一気に進められ、その中で国民などの協力が強調されており、特にアセス法に注目しても「評価項目の拡大」や「新たな評価の視点」の導入により、以前よりまして環境 NGO などの積極的な関与や協力が求められていること、さらに「情報交流の拡大」に伴い環境 NGO などの市民社会の積極的な参加も予想される現状であることを述べた。

しかし、環境 NGO などの協力の重要性が謳われつつも、先行研究では環境 NGO はアセス手続と関連しどのような活動を行い、そういった活動はどのような役割を生み出しているか、なお、アセス制度は環境 NGO にとって関わりやすいものになっているかなどを論じたものがほとんどない現実を述べた。そこで、本研究では、アセス制度における環境 NGO の活動や役割、そしてその役割を果たすための要因を明らかにすることを目的とした。

第2章では、日本における環境NGOの現状を把握するため、文献調査と統計資料を基に環境NGOの概念整理や環境NGOの実態を明らかにした上で、本研究が対象とする環境NGOを示すことを目的とした。

環境NGOの概念整理では、まず、NGO・NPOに関する概念整理を行った結果、まだ、両概念に対する明確な区別はなされていないことが分かった。そこで、本研究では、法人格の取得の有無を問わず、「非政府」かつ「非営利」の立場から環境保全を目標とし活動する市民主導の団体を環境NGOとして定義した。

次に、市民活動団体の実態を整理した結果、NPO法で定められている12の活動分野のうち、「保健・医療・福祉活動」を行う団体が約4割強で一番多く、本研究で対象とする環境NGOは12の分野のうち、活動団体数の多い順で4番目で全体の活動分野の約2割弱を占めていることが明らかとなった。

次に、環境NGOの実態を整理した結果、環境問題の変化や環境に対する認識の高まりにより、様々な環境分野で多彩な活動を行っており、活動内容では実践、普及啓発、調査研究を行っているものが半数以上もあることがわかった。しかし、組織や財政面においては、小規模のものが依然として多いことが明らかとなった。

最後に、本研究が対象とする環境NGOを示すために、環境NGOを活動内容、活動組織、活動領域から分類し検討を行った結果、本研究ではアセスが行われる当該地域の環境情報を最も熟知していると考えられる地域NGOを重点的な対象とし、研究を進めることにした。

第3章では、アセス法の制定意義と、住民や環境NGOなどがアセス制度に関わる上で土台となっている参加手続の現状を踏まえ、さらに、2章で明らかとなった環境NGOの現状も考

慮し、アセス制度における環境NGOの役割仮説を提示することを目的とした。

まず、アセス法の制定意義を文献調査から把握した結果、法的拘束力を持つ制度に定着したこと、環境基本法の枠組みに対応していることなどがその意義として挙げられる。特に、環境基本法の精神を受けて「評価項目の拡大」と「新たな評価視点の導入」を行ったことは、今後のアセス制度における更なる進展が期待できると考えられる。

次に、環境NGO等がアセス制度に関わる上で土台となるアセス手続の現状を分析した結果、アセス法の参加手続は従来の閣議アセスに比べ、参加機会や範囲などにおいて改善されている。しかし、地方アセス制度に比べれば、住民との情報交流が十分にできる仕組みにはなっていないことがわかった。例えば、方法書及び準備書段階では、公聴会の開催などといった双方向の情報交流の機会が少ないことである。しかしながら、アセス法にしろ、地方アセスにしろ、従来に比べ制度が改善されており、環境NGOなどの積極的な参加が求められていることが明らかとなった。

一方、アセス情報の課題考察では、アセス情報の客観性が不十分であること、調査そのものが不十分であること、アセス情報の量の多さ、内容の難しさなどがアセス情報の課題として指摘できる。また、環境庁の調査をもとに、アセス制度における情報交流の課題を考察した結果、手続が重視されていないこと、住民意見とのすれ違いが生じていること、事業に至る経過の説明が不足していること、住民意見の手続きが活用されていないことなどが指摘でき、事業者はあまり積極的にはアセス制度を運用してこなかったことがわかった。

最後に、環境NGOの現状（2章の結果）やアセス制度における参加手続の現状を踏まえ、アセス制度における環境NGOの果たすべき役割として、事業者の提供するアセス情報が地域の環境情報を正しく調査・予測・評価しているかどうかを監視する（①監視者としての役割）、その間の活動（独自の調査など）から得られた地域の環境情報を事業者等に提供する（②情報提供者としての役割）。そして、アセスに瑕疵があるにもかかわらず、アセス手続が先行する場合、十分な環境配慮が行われるよう、住民の世論を喚起し、事業の意思決定者などに働きかける（③働きかけ者としての役割）ことであると仮説を立てた。しかし、2章で環境NGOの現状を把握した結果、日本における環境NGOは組織や財政面において、まだ小規模のものが多くことから、④環境NGO間でネットワークを形成し協力するも重要と考えられ、これも分析対象に加えて、第4章・第5章の事例研究に必要な環境NGOの役割仮説を提示した。

第4章では、地域NGOが今後、アセス制度に如何に関与していくかを考える上で示唆する点が多いことから、沖縄市泡瀬干潟における東部海浜開発計画を事例とし、2章で提示した役割仮説のもとで分析を行ない、環境NGOはその役割を果たしているか、また、環境NGOがその役割を果たす上で環境NGOのアセス手続への関わりや、事業者のアセス制度の運用面にはどのような課題があるかを明らかにした。

まず、環境NGOの役割仮説に基づいて分析した結果、環境NGOのアセス手続への関与

が遅かったことで、3つの役割を十分に果たしたとはいえない。特にアセスの手続を通して、事業者が地域の環境情報を提供するという点で役割達成の不十分さが見られた。しかし、環境NGOには役割仮説で提示した3つの役割を持っていることは確認された。次に、環境NGOは環境に配慮した意思決定を行わせるため、アセス手続のみならず、多様な経路を通して環境情報の提供者としての役割を果たしているが、アセス手続を通じて提供されない環境情報は、法的手続を重視する事業者をはじめ、意思決定者に十分に考慮されにくいことがわかった。今後、アセスに関わる環境NGOはアセス手続にのっとり、科学的な知見に基づいた環境情報を発信することが望まれる。

最後に、環境NGOのアセス手続への関わりや、事業者のアセス制度の運用面における課題を考察した結果、本事例では、環境NGOはアセス手続を通して環境情報を提供すること、早い段階から環境NGO間でネットワークを形成するという点に課題を残しており、一方、事業者はアセス情報の公開や、アセス情報へのアクセスの保障に不十分さが見られ、アセス制度の運用上に課題を残していることが明らかとなった。

第5章では、計画の早い段階から当該地域の環境NGOだけでなく多様な環境NGOが関与し、アセスの住民参加を主導していることから、名古屋市藤前干潟におけるゴミ埋立処分場計画を事例とし、2章で提示した役割仮説に基づいて分析を行った上で、環境NGOのアセス手続への関わりや、事業者のアセス制度の運用面、さらに名古屋市のアセス制度からも考察を行い、環境NGOがその役割を十分に果たした要因を明らかにした。

まず、環境NGOの役割仮説に基づいて分析した結果、環境NGOは、3つの役割を充実に果しており、その過程において環境NGO間のネットワークも有効に作用していることから、2章で提示した環境NGOの役割仮説は検証された。次に、環境NGOのアセス手続への関わりについて考察を行った結果、環境NGOが役割を果たし得た要因としては、地域NGOが長年にわたって独自の調査を行ってきたことで地域環境情報の蓄積があったこと、さらにそれがアセス手続を通して提供されたこと、なお、環境NGO間のネットワークも早い段階から形成され、地域NGOが役割を果たす上で有効に機能したことが挙げられる。

最後に、名古屋市のアセス制度及び事業者によるアセス制度の運用を考察した結果、本事例からは、環境NGOがその役割を果たす上で、公聴会や審査会など、名古屋市のアセス制度の規定が充実していたこと、環境NGO等への情報提供・公開といったアセス制度の運用においても積極性が見られたことなどが大きく作用していることが明らかとなった。

## 第6章 結論と今後の課題

### 6-1-2. 本論文の結論

本研究では、アセス制度における環境NGOの役割仮説を立て、それに基づき泡瀬干潟と藤前干潟の事例を対象とし実証的な分析を行った。その結果、以下3点の結論が得られた。

第1に、泡瀬事例では環境NGOの関与が遅かったことで役割達成の不充分さが見られたが、藤前事例では環境NGOがその役割を十分に果たした事例であることが明らかとなった。

第2に、環境NGOが役割を十分に果たし得た要因は、①アセスが行われる地域を活動舞台とする地域NGOが存在し地域環境情報の蓄積があったこと、②それがアセス手続を通して提供されたこと、③環境NGO間のネットワークも早い段階から形成され地域NGOが環境NGO間、環境NGOと地域住民などをつなぐコーディネーターとしての役割を果たしたことであった。

第3に、環境NGOが役割を十分に果たすためには、公聴会や審査会などのアセス制度の整備に加えて環境NGOへの情報提供・公開など、運用面の協力が大きく作用することが明らかとなった。

### 6-2. 今後の課題

本研究で対象としなかった（あるいは、出来なかった）点及び今後の検討すべき方向として以下の4点を示す。

第1に、本研究では、環境 NGO がアセス制度に如何に関与すれば良いかということに重点をおいたため、環境 NGO の能力面（例えば：専門家の数、専門的な知識や技術の保有など）に関する検討や、それを踏まえた環境 NGO の定義までは出来なかった。しかし、今後、環境 NGO の活動が社会的に広く認知され、信頼を得るためには、それを客観的に評価できるものさしが必要であり、そういった方法論の開発が急がれる。

第2に、本研究では、環境 NGO が活動する中で所要とされた財政面からの検討はほとんど出来なかった。それには、筆者の問題意識が環境 NGO の果たしている役割を実証的に示すことにあったこと、さらには環境 NGO の財政状況に関する資料の入手が困難であったこともあった。しかし、今後、環境 NGO が役割を恒常的に果たしていくためには、財政的な自立を目指した環境 NGO 自らの検討はもちろん、政策的な観点からも支援方策を検討していく必要がある。

第3に、アセス法の適用期間が短いことにより、現時点では方法書段階における環境 NGO の役割が検討できる適切な事例がなかったため、本研究では十分な検討ができなかった。従って、今後、この段階に着目した研究が必要とされる。特に、この段階の情報交流システムは、事業者－行政－環境 NGO 間におけるパートナーシップの実現を目指したものとして検討していく必要がある。

第4に、本研究からは、環境 NGO が役割を果たしていく上でアセス制度の整備、特に公聴会や審査会の充実が大きく作用していることが明らかとなった。しかし、アセス法では、公聴会や審査会に関する規定が設けられていないため、制度改善の早急な検討が必要である。さらに、検討に当たっては、アセス制度に規定を設けるだけでなく具体的な方法論の検討が必要である。例えば、公聴会に関しては、現在、地方アセス制度で良く見られる言いつばなし、聞きつばなしの公聴会ではなく、少なくとも名古屋市のアセス条例のように、3ラウンド制の公聴会、もしくはそれ以上の双方向の情報交流システムにして行くための検討が必要である。また、審査会に関しても画一的に審査委員を選出するのではなく、環境 NGO などの関与や関心が高い対象については、審査委員に環境 NGO も加えていく柔軟なシステムを検討していく必要がある。

## 主要参考文献

### 第1章

- 環境基本法の解説（1994）、ぎょうせい、
- 原科幸彦・田中克佳・柳在弘（2000）「地方自治体の環境影響評価制度に関する研究－住民参加手続きに着目して－」、日本計画行政学会、23 回全国大会、pp29~32
- 原科幸彦（2000）改訂版 環境アセスメント、放送大学教育振興会
- 原科幸彦（2000）「アセス法の施行と今後の展開－核心は代替案の検討－」、環境と公害、Vol.29 No.3、p9.
- Lee, N. and F. Walsh. (1992) 「Strategic Environmental Assessment: An Overview」、Project Appraisal 7 (3)、p128
- Therivel, R. (1993) 「Systems of Strategic Environmental Assessment」、Environmental Impact Assessment Review 13、p130
- 原科幸彦（1994）「環境アセスメント」放送大学教育振興会
- Tocqueville, Alexis de. (1888) 「De la Democratie en Amerigue」＝井伊玄太郎訳（1972）「アメリカの民主政治」、講談社学術文庫
- 松浦さとこ（1999）「非営利情報の経路と受容－NPO のアドボカシーと行為動機の形成」、名古屋大学大学院人間情報学研究科博士論文
- 環境庁企画調整局（1986）「環境アセスメント実務必携」、ぎょうせい
- 磯野弥生（1993）「環境アセスメントの諸問題」、ジュリスト（No.1015）、pp67~72
- 日本弁護士連合会（1985）「地方自治体の環境アセスメントの運用と実態－住民参加を中心にして－；分かりやすい環境アセスメントシリーズ 19」、武蔵野書房
- 兼子仁、関哲夫編（1984）「環境アセスメント条例；条例検討シリーズ 5」、北樹出版
- 北村喜宣（1992）「東京都環境影響評価条例」、ジュリスト増刊、pp92~93
- 松本秀雄（1982）「川崎市における環境アセスメントの経験」、環境情報科学、11 - 1、pp10~19
- 飯田務（1982）「東京都環境影響調査条例の特色」、環境情報科学、11 - 1、pp20~25
- 神奈川県環境部（1991）「環境アセスメント 10 年のあゆみ」、横浜、p.14
- 武蔵野書房（1981~1990）「環境アセスメント年鑑」
- 島津康男（1987）「新版環境アセスメント」、日本放送協会
- 水口憲哉（1992）「長良川河口堰の環境アセスメントの問題点」、水情報 12 - 6、pp12~15
- 淡路剛久（1997）「環境アセスメント法とその問題点」、環境と公害 Vol27 - 1、pp2~9
- 高橋滋（1997）「環境影響評価法の検討－行政法的見地から－」、ジュリスト（No.1115）、pp43~48
- 原科幸彦（1997）「環境影響評価法の評価－技術的側面から－」、ジュリスト（No.1115）、pp59~66
- 猿田勝美（1997）「地方アセスと環境影響評価法」、ジュリスト（No.1115）、pp67~72
- 島津康男（1998）「環境アセスメント法制度の全体像、第 1 回：アセス法成立までの長い道」、資源環境対策、Vol.34 - 16、pp77~83
- 寺田達志（1999）「環境アセスメント法制度の全体像、第 2 回：環境影響評価法とは」、資源環境対策、Vol.35 - 2、pp69~73
- 渡辺綱男（1999）「環境アセスメント法制度の全体像、第 3 回：分かりやすいアセス（1）手続の概要、対象事業、基本的事項、技術指針」、資源環境対策、Vol.35 - 5、pp45~53
- 内藤克彦（1999）「環境アセスメント法制度の全体像、第 4 回：分かりやすいアセス（2）その 1－環境影響評価の設計について－」、資源環境対策、Vol.35 - 8、pp95~99
- 内藤克彦（1999）「環境アセスメント法制度の全体像、第 5 回：分かりやすいアセス（2）その 2－環境影響評価の設計について－」、資源環境対策、Vol.35 - 9、pp73~76
- 阿部学（1999）「環境アセスメント法制度の全体像、第 6 回：生態系への影響評価」、資源環境対策、Vol.35 - 14、pp69~72
- 鹿島茂（2000）「環境アセスメント法制度の全体像、第 7 回：事業者から見たアセス法」、資源環境対策、Vol.36 - 1、pp114~116
- 原科幸彦（2000）「環境アセスメント法制度の全体像、第 8 回：住民の期待する環境影響評価」、資源環境対策、Vol.36 - 5、pp76~78

- 小林正明 (2000) 「環境アセスメント法制度の全体像、第 9 回：今後の環境影響評価の目指す方向」、資源環境対策、Vol.36 - 8、pp85~87
- 中根周歩 (1992) 「地方自治体における環境アセスメントの問題点とその改善への提言」、環境情報科学、21 - 4、pp61~66
- 澤江暁子 (1992) 「日本における環境アセスメントの法制度論的研究」、東京工業大学社会工学科論文梗概集、23、pp138~141
- 松山秀明・瀧和夫 (1997) 「環境影響評価システムに関する研究」、第 11 回環境情報科学論文集、pp183~188
- 趙公章・柳在弘・原科幸彦 (2001) 「スコーピングに着目した環境アセスメント制度の国際比較研究」、日本計画行政学会、24 回全国大会、pp76~79
- 加藤満生 (1990) 「環境アセスメントと住民参加」、環境アセスメントのあゆみ、神奈川県環境部環境政策課、pp14~25
- 平尾英子 (1984) 「住民運動から見た環境アセスメント条例」、環境アセスメント条例、北樹出版、pp130~150
- 篠田健三 (1990) 「一つ一つに手応えがあれば」、環境アセスメント 10 年のあゆみ、神奈川県環境部環境政策課、pp123~127
- 舟場正富 (1985) 「環境の選択－住民の求める環境アセスメント」、日本評論社
- 大久保規子 (1997) 「環境アセスメントにおける参加の現状と課題」、環境と公害、Vol.27 No. 1、pp33~38
- 毛利聡子 (1999) 「NGO と地球環境ガバナンス」、筑地書館
- 島田正文・近江義光・丸田頼一・山口信之 (1994) 「知床半島を事例としたナショナル・トラスト運動に関する一考察」、第 7 回環境情報科学論文集、pp1~6
- 飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一・舩橋晴俊編 (2001) 「講座 環境社会学第 I 巻」、有斐閣、p104
- Stsirs, Kevin & Taylor, Peter (1992) "Non-Government Organization and the Legal Protection of the Ocean : A Case Study", The International Politics of the Environment : Actors, Interests and Institutions, Clarendon Press Oxford.
- 毛利聡子 (1999) 「NGO と地球ガバナンス」、築地書館
- Princen, Thomas & Finger, Matthias (1994)、Environmental NGOs in world politics : Linking the local and global , Routledge
- Princen, Thomas & Finger, Matthias et al. (1994)、"Nongovernmental Organization in World Environmental Politics", International Environmental Affairs, Vol.7-1, pp42~58
- Massam, Bryan & Earl-Goulet, Robert (1997) " Environmental Non-governmental Organization in Centra and eastern Europe : Contribution to Civil Society", International Environmental Affairs, Vol.9 - 2, pp127~147
- Thomas, Caroline (1992)、The Environment in International Relations, The Royal Institute of International Affairs.
- Hass, Peter & Keohane, Robert et al. (1993)、Institution for the Earth : Sources of Effective International Environmental Protection, The MIT press.
- 碓氷尊 (1998) 「国際機関と地球環境問題」、Keio SFC Review, No2, pp120~125.
- 松行美帆子・城所哲夫・大西隆 (2000) 「国際環境会議における政策提言型 NGO の役割－温暖化防止京都会議に関するケーススタディー」、計画行政 23 - 1、pp84~93
- 角田季美枝 (1999) 「PRTR 制度における NGO の役割」、環境情報科学 28 - 2、pp36~41
- 原科幸彦・世古口裕史・井関崇博 (1999) 「PRTR 制度における NGO の役割に関する実証的研究」、第 13 回環境情報科学論文集、pp217~222
- 柳 在弘・原科幸彦 (1999) 「環境影響評価制度の住民参加手続における環境 NGO の役割に関する研究～名古屋市藤前千瀬におけるゴミ処分場計画を事例に～」、第 13 回環境情報科学論文集、pp245~250
- 大久保規子 (1997) 「環境アセスメントにおける参加の現状と課題」、環境と公害、Vol.27 No. 1、pp33~38
- Richard Haeuber (1992) The World Bank and Environmental Assessment : The Role of NonGovernmental Organizations. Environmental Impact Assessment review Vol.12 pp331~347

## 第2章

- NGO 活動推進センター (JANIC) 編 (1996) 「NGO ダイレクトリー'96」  
山岡義典編著 (1997) 「NPO 基礎講座 - 市民社会の創造のために -」、ぎょうせい、  
山岡義典編著 (1998) 「NPO 基礎講座 2 - 市民活動の現在 -」、ぎょうせい、  
山岡義典編著 (1999) 「NPO 基礎講座 3 - 現場から見たマネジメント -」、ぎょうせい、  
レスター・M・サラモン、H・K・アンハイアー (1996) 「台頭する非営利セクター」、ダイヤモンド社  
渋川智明 (2001) 「福祉 NPO」、岩波新書  
総合研究開発機構 (1994) 「市民公益活動基盤整備に関する研究」  
自治省民間非営利活動研究会 (1997) 「まちづくりのための民間非営利活動に対する地方公共団体のかかわりのあり方に関する研究会報告書」  
内海成治・入江幸男・水野義之 (1999) 「ボランティア学を学ぶ人のために」  
内閣府国民生活局編 (2001) 「年市民活動レポートー市民活動団体等基本調査報告書」、財務省印刷局  
(財) 日本環境協会 (1998) 「平成 10 年版 環境 NGO 総覧」  
山内直人 (1999) 「NPO 入門」、日本経済新聞社  
環境庁 (2000) 「環境白書 (総論)」、ぎょうせい、pp194~195  
大西隆 (1998) 「地球環境問題と環境 NGO - 政策提言型 NGO への期待 -」、日本計画行政学会「計画行政」21 - 2、pp9~14  
山村恒年 (1998) 「環境 NGO」、信山社  
毛利聡子 (1999) 「NGO と地球ガバナンス」、築地書館  
中村陽一・日本 NPO センター (2000) 「日本の NPO2000」、日本評論社  
日本 NPO 学会編集委員会編 (2001) 「NPO 研究 2001」、日本評論社  
山下啓一 (2000) 「自治体 NPO 対策ー協働と支援の基本ルール “NPO 条例の提案” ー」、ぎょうせい

## 第3章

- 環境庁環境アセスメント研究会 (1997) 「日本の環境アセスメント」  
環境庁環境影響評価研究会 (1999) 「逐条解説 環境影響評価法」、ぎょうせい  
畠山 武道、井口 博 (2000) 「環境影響評価法実務」、信山社  
北村喜宣 (1997 年) 「自治体環境行政法」、良書普及会  
浅野直人 (1998 年) 「環境影響評価の制度と法」、信山社  
島津康男 (1998) 「環境アセスメント法制度の全体像、第 1 回：アセス法成立までの長い道」、資源環境対策、Vol.34 - 16、pp77~83  
寺田達志 (1999) 「環境アセスメント法制度の全体像、第 2 回：環境影響評価法とは」、資源環境対策、Vol.35 - 2、pp69~73  
渡辺綱男 (1999) 「環境アセスメント法制度の全体像、第 3 回：分かりやすいアセス (1) 手続の概要、対象事業、基本的事項、技術指針」、資源環境対策、Vol.35 - 5、pp45~53  
内藤克彦 (1999) 「環境アセスメント法制度の全体像、第 4 回：分かりやすいアセス (2) その 1ー環境影響評価の設計についてー」、資源環境対策、Vol.35 - 8、pp95~99  
内藤克彦 (1999) 「環境アセスメント法制度の全体像、第 5 回：分かりやすいアセス (2) その 2ー環境影響評価の設計についてー」、資源環境対策、Vol.35 - 9、pp73~76  
阿部学 (1999) 「環境アセスメント法制度の全体像、第 6 回：生態系への影響評価」、資源環境対策、Vol.35 - 14、pp69~72  
鹿島茂 (2000) 「環境アセスメント法制度の全体像、第 7 回：事業者から見たアセス法」、資源環境対策、Vol.36 - 1、pp114~116  
原科幸彦 (2000) 「環境アセスメント法制度の全体像、第 8 回：住民の期待する環境影響評価」、資源環境対策、Vol.36 - 5、pp76~78  
小林正明 (2000) 「環境アセスメント法制度の全体像、第 9 回：今後の環境影響評価の目指す方向」、資源環境対策、Vol.36 - 8、pp85~87  
毛利聡子 (1999) 「NGO と地球環境ガバナンス」、築地書館  
山村恒年 (1998) 「環境 NGO」、信山社

趙公章・柳在弘・原科幸彦（2001）「スコーピングに着目した環境アセスメント制度の国際比較研究」、日本計画行政学会、24 回全国大会、pp76~79

原科幸彦・田中克佳・柳在弘（2000・9）「地方自治体の環境影響評価制度に関する研究－住民参加手続きに着目して－」、日本計画行政学会、23 回全国大会、pp29~32

原科幸彦（2000）改訂版 環境アセスメント、放送大学教育振興会

松行美帆子・城所哲夫・大西隆（2000）「国際環境会議における政策提言型 NGO の役割－温暖化防止京都会議に関するケーススタディー」、計画行政 23 - 1、pp84~93

島津 康男（1997）「市民からの環境アセスメント」、日本放送出版協会

大久保規子（1997）「環境アセスメントにおける参加の現状と課題」、環境と公害、Vol.27 No. 1、pp33~38

#### 第4章

沖縄開発庁沖縄総合事務局（1999. 3）中城港湾（泡瀬地区）公有水面埋立偉業に関わる環境影響評価準備書

沖縄開発庁沖縄総合事務局（1999. 11）中城港湾（泡瀬地区）公有水面埋立偉業に関わる環境影響評価書（補正前）

沖縄開発庁沖縄総合事務局（2000. 3）中城港湾（泡瀬地区）公有水面埋立偉業に関わる環境影響評価書（補正後）

（財）日本環境協会（1998）「平成 10 年版 環境 NGO 総覧」

山城正邦（1999）「南西諸島のシギ・チドリ類の生息状況」、日本鳥学会、p111、

泡瀬干潟を守る連絡会（2001）「泡瀬干潟は沖縄の宝」（パンフレット）

沖縄県県議会会議事録：1999 年 10 月～2001 年 6 月

<http://www2.pref.okinawa.jp/oki/Gikairep1.nsf/FilmSearch/FilmOpen?OpenDocument>

上原政幸（1999）「魚まち」第 27 号、沖縄地球ネットワーク社

上原政幸（2000・7）「魚まち」第 30 号、沖縄地球ネットワーク社

上原政幸（2000・12）「魚まち」第 31 号、沖縄地球ネットワーク社

泡瀬の干潟で遊ぶ会・環境自治体を育てる市民の会（2001）「泡瀬干潟を考えるワークショップ」

ジュゴンネットワーク沖縄（2000）「沖縄のジュゴン保護のために（資料集）」

ジュゴンネットワーク沖縄（2001）「沖縄のジュゴン保護のために（資料集）」

沖縄県分化環境部（2001）「沖縄県環境影響評価条例及び沖縄県環境影響評価条例施行規則」

沖縄環境ネットワーク（1999・2～2001・6）「おきなわ環境ネット」ニュースレター Vol.8~15

沖縄タイムズのデータベース：<http://www.okinawatimes.co.jp/index.html>

琉球新報のデータベース：

[http://db.ryukyushimpo.co.jp/web-bin/eh\\_writer/public/kiji\\_sel.html?1](http://db.ryukyushimpo.co.jp/web-bin/eh_writer/public/kiji_sel.html?1)

朝日新聞のデータベース：

[http://dna.asahi.com:7070/cgi-bin/asa-start.cgi?user\\_id=tty46crw&password=tyk22ffe](http://dna.asahi.com:7070/cgi-bin/asa-start.cgi?user_id=tty46crw&password=tyk22ffe)

#### 第5章

名古屋港管理組合・名古屋市（1996）「名古屋市港区藤前地先における公有水面埋立及び廃棄物最終処分場設置事業に係る環境影響評価準備書」

名古屋港管理組合・名古屋市（1996）「名古屋市港区藤前地先における公有水面埋立及び廃棄物最終処分場設置事業に係る環境影響評価準備書（続編）」

名古屋港管理組合・名古屋市（1997）「名古屋市港区藤前地先における公有水面埋立及び廃棄物最終処分場設置事業に係る見解書」

名古屋市環境保全局（1997）「名古屋市港区藤前地先における公有水面埋立及び廃棄物最終処分場設置事業に係る見解書についての公聴会議事録」

名古屋港管理組合・名古屋市（1998）「名古屋市港区藤前地先における公有水面埋立及び廃棄物最終処分場設置事業に係る環境影響評価書」

名古屋港管理組合・名古屋市（1998）「名古屋市港区藤前地先における公有水面埋立及び廃棄物最終処分場設置事業に係る環境影響評価書（付属資料）」

名古屋港管理組合・名古屋市（1998）「名古屋市港区藤前地先における公有水面埋立及び廃棄物最終処分場設置事業に係る環境影響評価書（資料編）」

藤前干潟を守る会（1987～1999）「ダイシャクシギ」、ニュースレターVol.1～61

朝日新聞のデータベース：  
[http://dna.asahi.com:7070/cgi-bin/asa-start.cgi?user\\_id=tty46crw&password=tyk22ffe](http://dna.asahi.com:7070/cgi-bin/asa-start.cgi?user_id=tty46crw&password=tyk22ffe)

朝日新聞・読売新聞・中日新聞・毎日新聞（1997・4～2000・4）「藤前アセス関連の記事」、名古屋港港湾組合のパイルした資料を参考。

藤前干潟を守る会（1996）「藤前干潟アセスメント準備書への意見」

藤前干潟を守る会（1997）「藤前干潟におけるアナジャコ類調査」

花輪伸一・辻淳夫・小畠健仁・鈴木晃子・加藤倫教・伊東恵子・古南幸弘・古田正人（1999）「人工干潟の現状と問題点－人工干潟は藤前干潟埋立の代償措置になり得るか－」

日野明日香（2001）「環境アセスメントにおける『客観性』の検証－藤前干潟埋立事業を事例に－」、東京大学環境学専攻国際環境協力コース、修士論文

日野明日香・佐藤仁（2001）「環境アセスメントにおける『客観性』－藤前干潟埋め立て事業を事例として－」環境情報科学論文集 15、pp101～106

杉本裕明（2001）「官僚とダイオキシン」、風媒社

中川武夫（1997）「藤前干潟（名古屋市）ゴミ減量もなくゴミ処分場建設」、前衛 97（10）

中川武夫（1999）「藤前干潟埋立中止について－明らかになったものは何か－」、環境と公害 Vol. 29-1 pp11～17

辻淳夫（1997）「環境アセスメントの実態－藤前干潟からの報告－」、環境と公害 Vol. 27-1 pp53～54

辻淳夫（1999）「環境破壊と自然との共生－藤前干潟が守られて－」、軍縮問題資料 1999年5月号、pp14～19

柳 在弘・原科幸彦（1999）「環境影響評価制度の住民参加手続における環境 NGO の役割に関する研究～名古屋市藤前干潟におけるゴミ処分場計画を事例に～」、環境情報科学論文集 13、pp245～250

環境アセスメントここが変わる編集委員会（1998）「環境アセスメントここが変わる」、環境技術研究協会

日本海洋学会編（1999）「明日の沿岸環境を築く－環境アセスメントへの新提言－」、恒星社厚生閣

## 謝辞

まず、本論文が完成できるよう、様々な面で見守って下さったイエス・キリスト様に感謝致します。また、愛を持って育てて頂き、学問の道に導いて下さった亡き父に心から御礼申し上げます。

本論文をまとめるにあたって、修士過程から博士後期課程までの長期にわたり、研究の遂行を見守って頂き、なお、事例研究を行う際には、いつも現場に同行してアドバイスして頂き、大変親切なご指導を頂いた原科幸彦教授には、心から感謝の意を表します。

また、論文の審査をお引き受けて頂き、今後の研究方向も見据えた適切なご助言と、心温まる激励を頂いた衣笠善博教授、石川忠晴教授、渡邊真紀子助教授、そして、大迫政浩助教授に厚く御礼申し上げます。

原科研究室の方々にも、ゼミなどの機会を通じて様々なご意見・アドバイスを頂きました。特に修士過程では米野史健助手に、博士後期課程では阿部直也助手に研究を進めていく上で必要な知識を学ばせて頂いた。また、研究室の同期である錦沢滋雄氏や、後輩の臼井寛二氏、井関崇博氏、熊澤輝一氏、秋山貴氏など、多くの方にも数々のご協力頂いた。さらに、研究室の後輩でもある田中克佳氏、セルジオ・シルバー (Sergio A. Silva) 氏、そして、同国からの留学生であった趙公章氏とは、研究を一緒にを行い学会で発表する機会を頂いた。これらの方に感謝の意を表します。

事例研究を行う際には、多忙ながら貴重な時間を割いて頂き、長年に渡り集めた資料なども提供して頂いた藤前干潟を守る会の辻淳夫代表、名古屋市環境保全局の加藤明氏、泡瀬干潟を守る連絡会の方々（藤井晴彦氏：琉球湿地研究グループ、桑江直哉氏：泡瀬の干潟で遊ぶ会、千住直広氏：環境自治体を育てる市民の会、山城正邦氏：沖縄野鳥の会）には、大変お世話になった。また、木村幸氏 { (財) 電力中央研究所・経済社会研究所 } とは日本の3大環境 NGO へのヒアリング調査や、藤前事例の最終調査などにおいて、研究上の協力ができた。ここに感謝の意を表します。

これらの本研究を進めるに当たって、直接的かつ間接的にご協力を頂いた全ての方々に心から感謝の意を表します。

最後に、長期にわたる留学生生活を様々な面で支えてくれた家族（妻：徐愛利、長男：柳尚勲、長女：柳世恩）に感謝の意を表します。また、長期間の留学を快く許してくれた母親（李雪子）と、義父（徐正圭）、義母（裴久子）に厚く御礼を申し上げます。

## 関連する研究業績

(●は審査付き論文、◇は口頭発表)

### 1. 審査付き学術論文

●柳 在弘・原科幸彦 (1999)「環境影響評価制度の住民参加手続における環境 NGO の役割に関する研究～名古屋市藤前干潟におけるゴミ処分場計画を事例に～」、第 13 回環境情報科学論文集、pp245～250【5 章関連】

●柳在弘・原科幸彦 (2002)「環境影響評価制度における環境 NGO の役割の方向性～沖縄市泡瀬干潟における東部海浜開発計画を事例に～」、環境と公害 (採用決定、印刷中)【4 章関連】

### 2. 学会発表・研究発表など

◇柳在弘 (2000)「環境影響評価制度における環境 NGO の役割と今後の展望」、京都大学防災研究所【3 章・5 章関連】

◇原科幸彦・田中克佳・柳在弘 (2000)「地方自治体の環境影響評価制度に関する研究～住民参加手続きに着目して～」、日本計画行政学会、23 回全国大会、pp29～32【3 章関連】

◇趙公章・柳在弘・原科幸彦 (2001)「スコーピングに着目した環境アセスメント制度の国際比較研究」、日本計画行政学会、24 回全国大会、pp76～79【3 章関連】

◇柳在弘・原科幸彦 (2002)「環境アセス制度における環境 NGO の役割」、環境アセスメント学会、2002 年度研究発表会論文要旨集、pp1～6【4 章関連】

### 3. その他

●Sergio A. Silva・Jehong Ryu・Sachihiko Harashina (2002), Resident Involvement in Water Management Program – Lerama Chapala : Case Study. Regiones (Interdisciplinary Journal of Regional Studies) (In printing)

## 付録(参考資料)

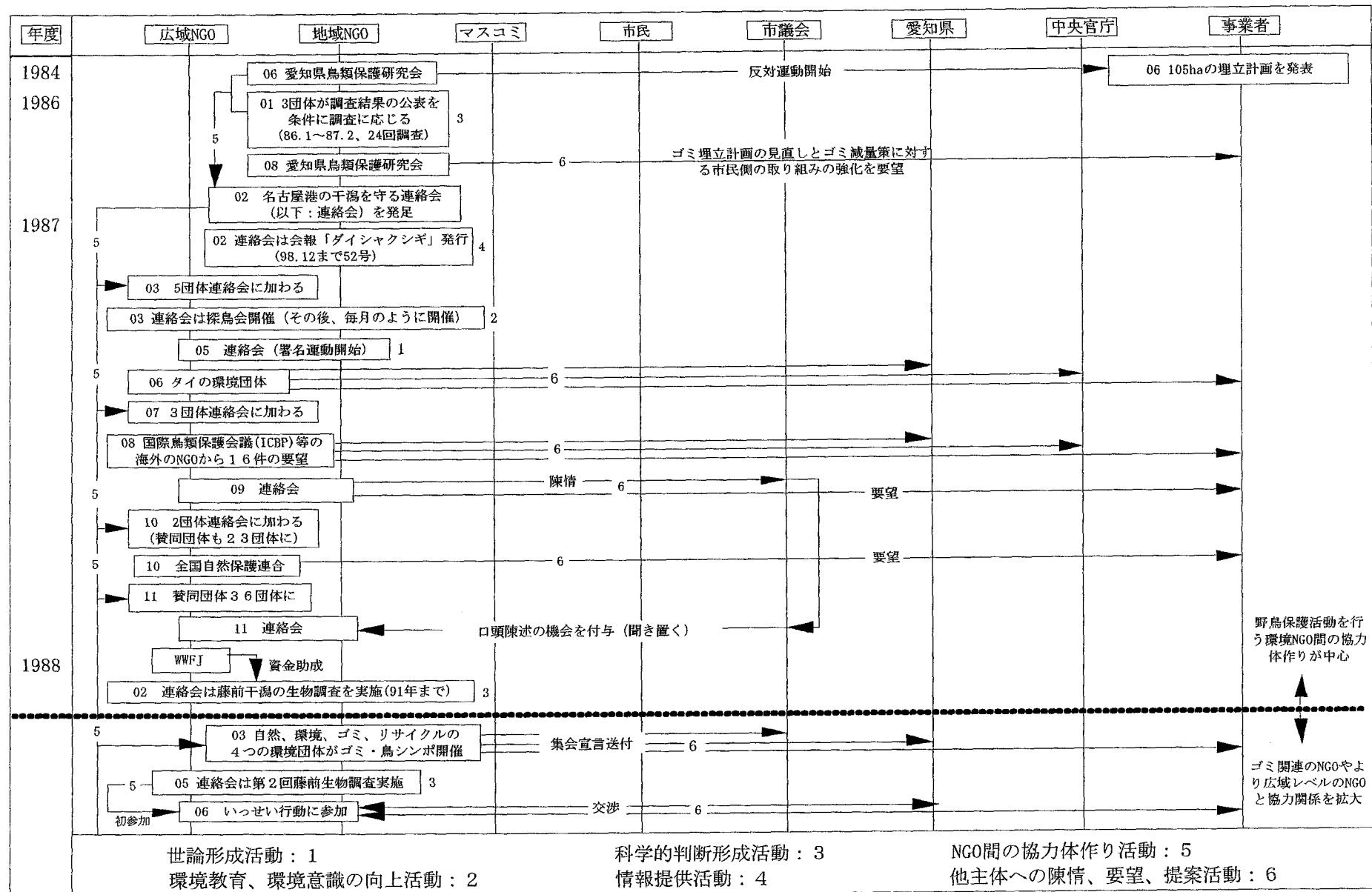
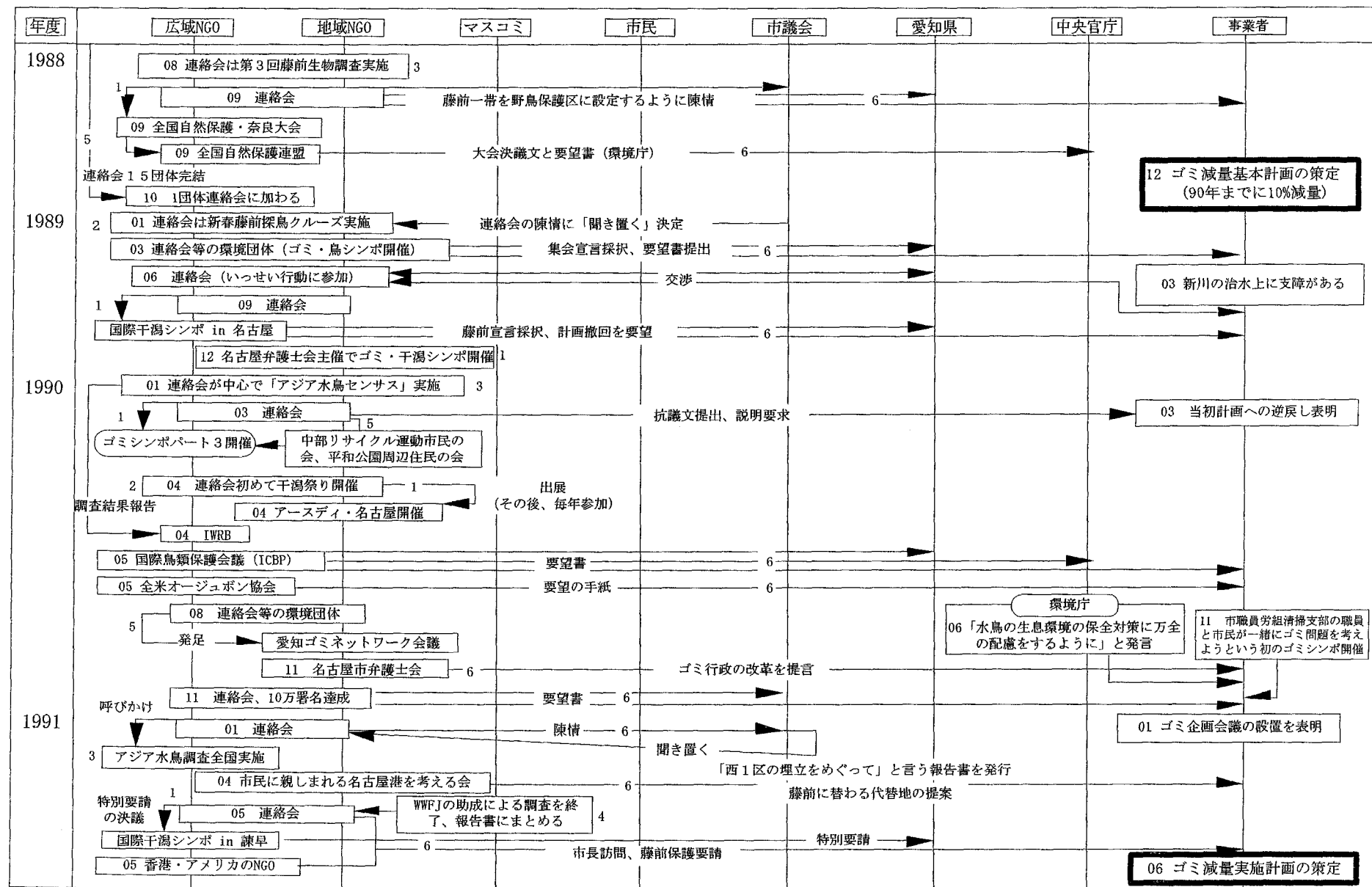
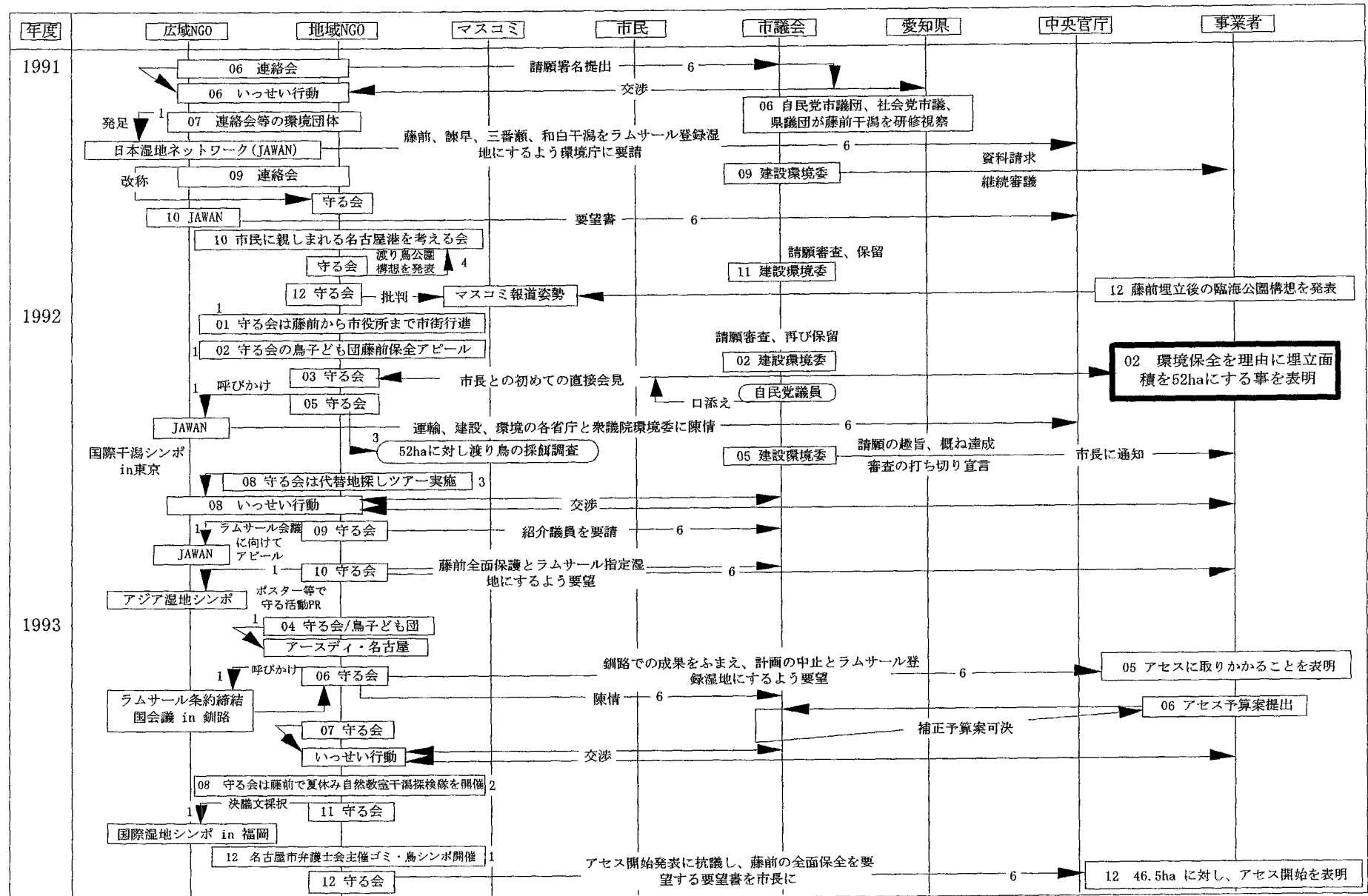


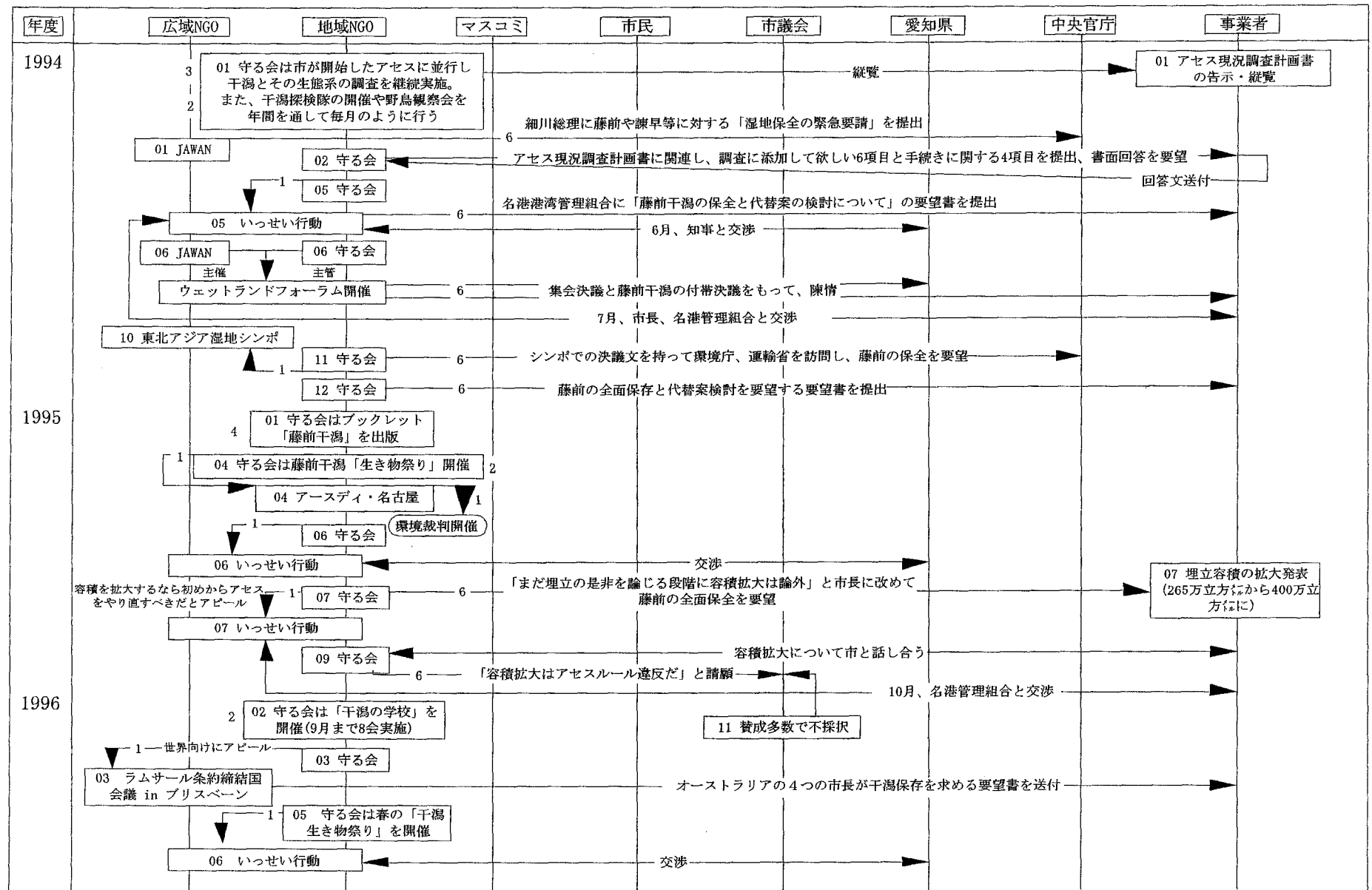
図 I. 環境 NGO の働きかけ活動 (アセス開始前：その1)



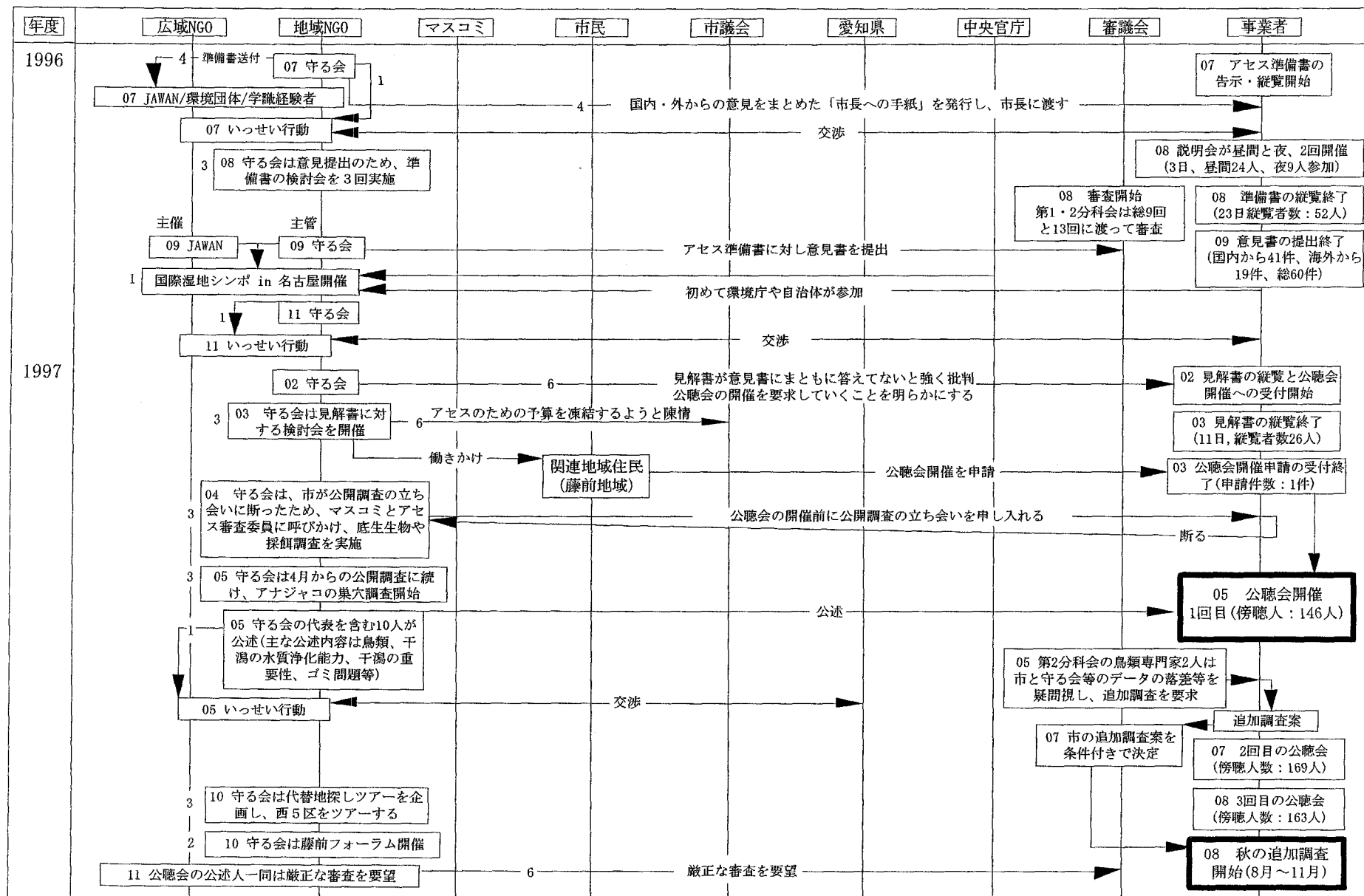
図Ⅱ．環境NGOの働きかけ活動（アセス開始前：その2）



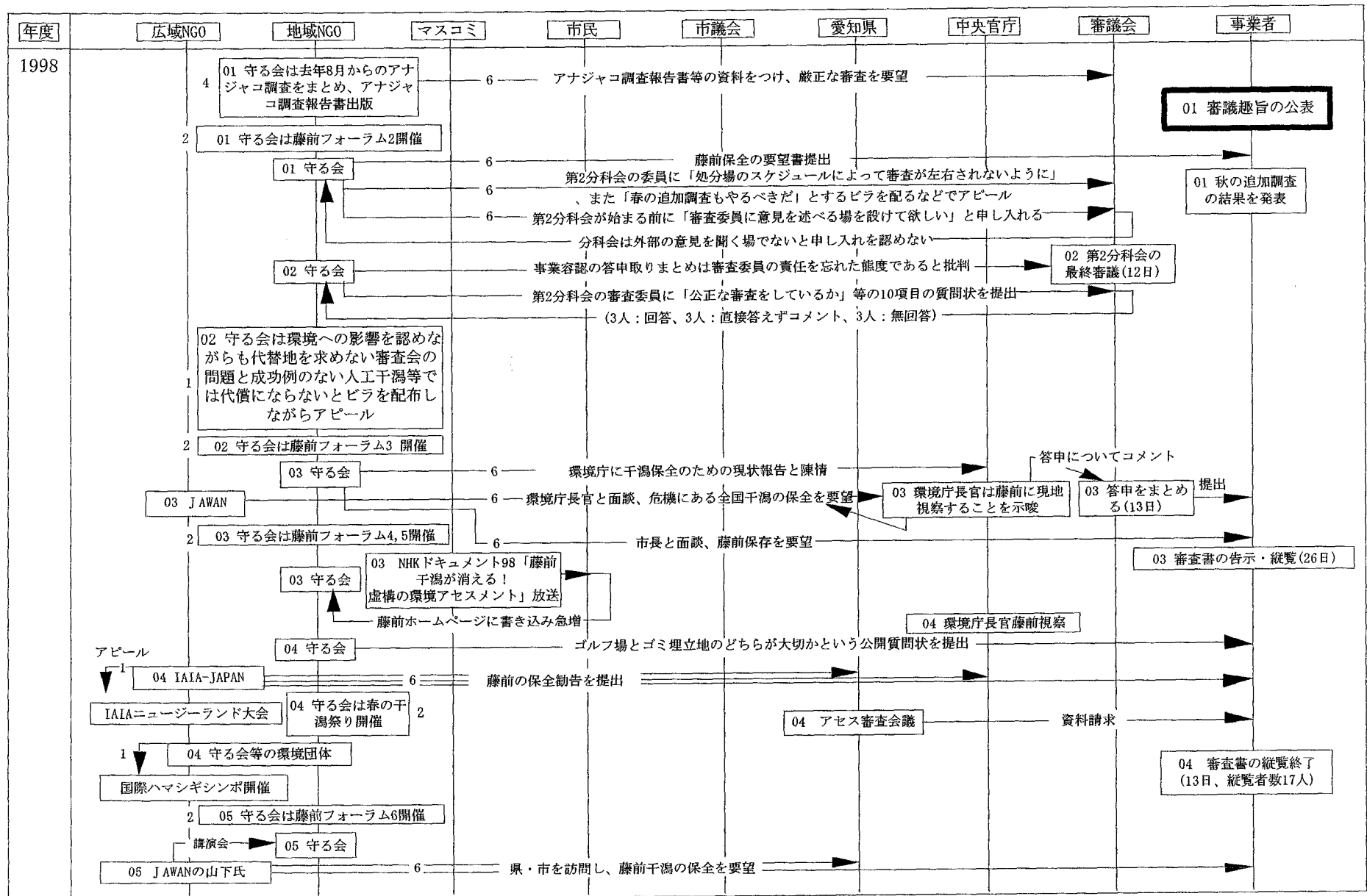
図Ⅲ. 環境 NGO の働きかけ活動（アセス開始前：その3）



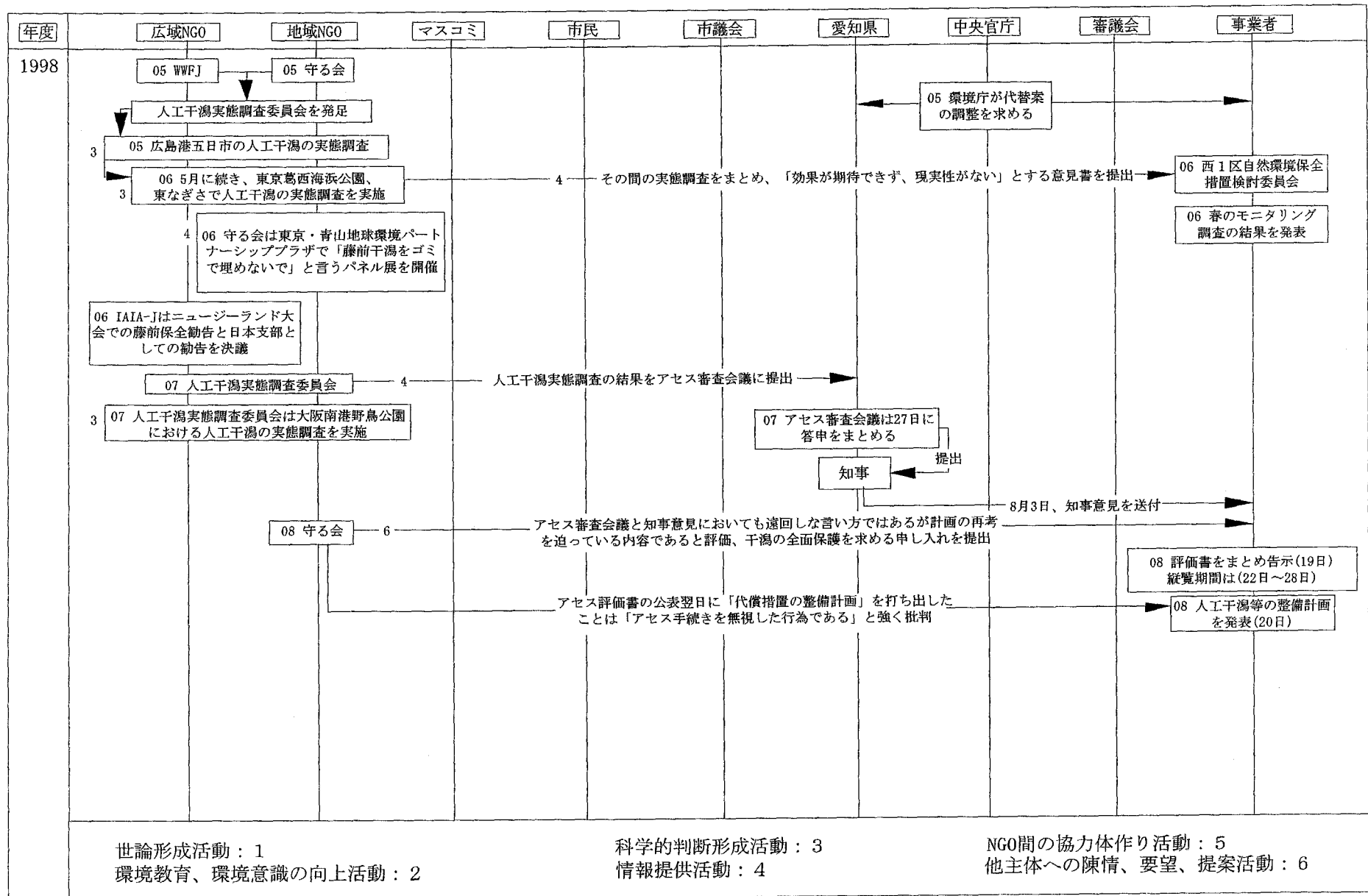
図Ⅳ. 環境 NGO の働きかけ活動（アセス開始後：その1）



図V. 環境NGOの働きかけ活動(アセス開始後: その2)



図VI. 環境 NGO の働きかけ活動（アセス開始後：その3）



図Ⅶ. 環境 NGO の働きかけ活動（アセス開始後：その 4）

表Ⅰ 藤前干潟を守る会のカンパ金額とカンパ人数

| 期間                         | カンパ金額(円)  | カンパ人数 |
|----------------------------|-----------|-------|
| 1987年2月～1988年6月            | 1,184,197 |       |
| 1990年7月1日～1991年8月20日       | 851,529   |       |
| 1991年8月21日～1992年3月10日      | 780,401   | 158人  |
| 1992年3月11日～1992年6月30日      | 107,316   | 35人   |
| 1992年9月1日～1992年10月16日      | 239,000   | 44人   |
| 1992年10月17日～1992年12月14日    | 71,460    | 24人   |
| 1992年12月15日～1993年3月2日      | 354,150   | 86人   |
| 1992年3月11日～1993年3月2日(合計)   | 771,926   | 189人  |
| 1993年3月3日～1993年4月12日       | 25,500    | 14人   |
| 1993年4月13日～1993年7月1日       | 39,000    | 11人   |
| 1993年7月2日～1993年8月31日       | 389,000   | 74人   |
| 1993年9月6日～1993年11月26日      | 155,600   | 26人   |
| 1993年12月14日～1994年2月8日      | 293,839   | 100人  |
| 1993年3月3日～1994年2月8日(合計)    | 902,939   | 225人  |
| 1994年2月9日～1994年5月25日       | 331,638   | 32人   |
| 1994年5月26日～1994年8月31日      | 27,000    | 8人    |
| 1994年9月1日～1994年12月10日      | 26,000    | 14人   |
| 1994年12月11日～1995年3月2日      | 428,423   | 104人  |
| 1994年2月9日～1995年3月2日(合計)    | 813,061   | 158人  |
| 1995年3月3日～1995年5月31日       | 70,480    | 24人   |
| 1995年6月1日～1995年8月16日       | 292,590   | 90人   |
| 1995年8月16日～1995年12月3日      | 146,800   | 41人   |
| 1995年12月4日～1996年3月10日      | 578,185   | 134人  |
| 1995年3月3日～1996年3月10日(合計)   | 1,088,055 | 289人  |
| 1996年4月1日～1996年7月20日       | 47,000    | 13人   |
| 1996年7月21日～1996年10月7日      | 490,663   | 124人  |
| 1996年10月14日～1997年2月28日     | 218,660   | 49人   |
| 1996年4月1日～1997年2月28日(合計)   | 756,323   | 186人  |
| 1997年3月1日～1997年6月5日        | 539,750   | 137人  |
| 1997年6月6日～1997年9月10日       | 85,000    | 23人   |
| 1997年9月11日～1997年12月20日     | 79,000    | 24人   |
| 1997年12月21日～1998年4月12日     | 1,194,610 | 151人  |
| 1997年3月1日～1998年4月12日(合計)   | 1,898,360 | 335人  |
| 1998年4月15日～1998年7月8日       | 256,976   | 60人   |
| 1998年7月6日～1998年11月8日       | 969,266   | 136人  |
| 1998年11月9日～1999年2月12日      | 627,931   | 170人  |
| 1998年4月15日～1999年2月12日(合計)  | 1,854,173 | 366人  |
| 1999年2月13日～1999年7月7日       | 241,686   | 65人   |
| 1999年7月8日～1999年11月14日      | 470,244   | 156人  |
| 1999年11月15日～2000年3月31日     | 136,000   | 31人   |
| 1999年2月13日～2000年3月31日(合計)  | 847,930   | 252人  |
| 2000年4月1日～2000年8月23日       | 106,800   | 37人   |
| 2000年9月1日～2000年12月15日      | 398,600   | 98人   |
| 2000年12月25日～2001年4月10日     | 675,359   | 72人   |
| 2000年4月1日～2001年4月10日(合計)   | 1,180,759 | 207人  |
| 2001年4月11日～2001年8月20日      | 61,500    | 17人   |
| 2001年8月21日～2001年12月10日     | 37,450    | 78人   |
| 2001年4月11日～2001年12月10日(合計) | 98,950    | 95人   |

藤前干潟を守る会のニュースレター

「ダイシャクシギ」Vol.1～60 から調査し筆者が作成

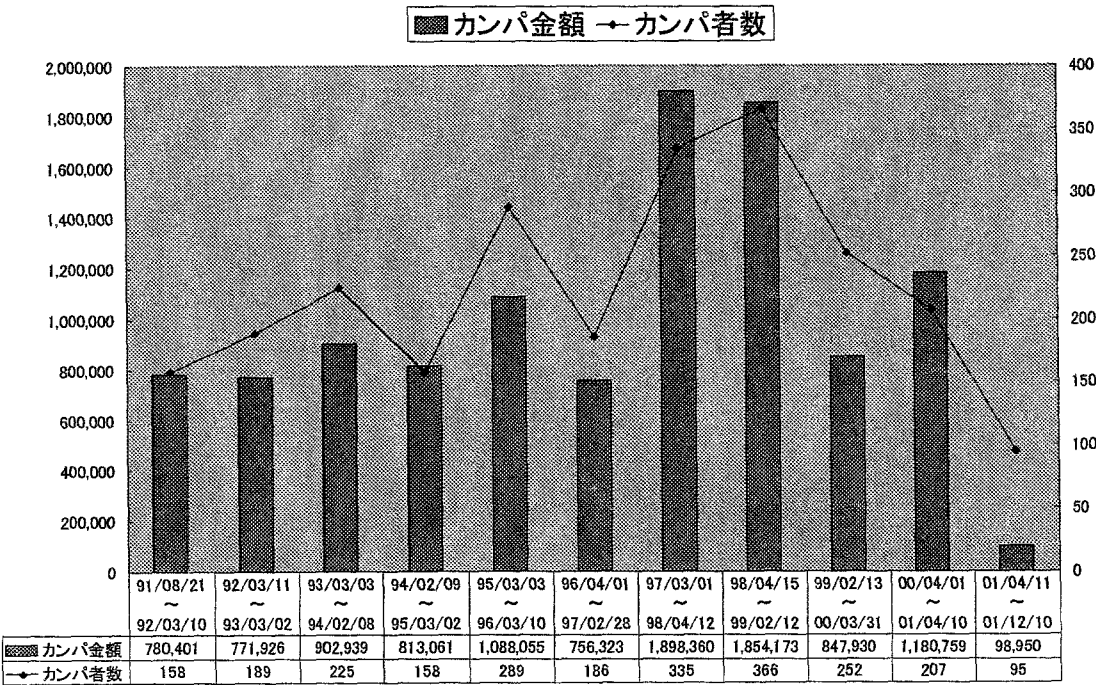
表Ⅱ 藤前干潟を守る連絡会の会計

| 1987年2月～1988年6月 |           |       |           |
|-----------------|-----------|-------|-----------|
| 収入(円)           |           | 支出(円) |           |
| カンパ             | 1,184,197 | 印刷    | 715,260   |
| 売上              | 191,286   | 郵送    | 365,376   |
|                 |           | 事業    | 284,007   |
| 合計              | 1,375,483 |       | 1,364,643 |

|             |
|-------------|
| 残り:10,840   |
| 見払分約:80,000 |

| 1990年7月1日～1991年8月20日<br>(藤前干潟を守る連絡会の会計) |              |          |           |
|-----------------------------------------|--------------|----------|-----------|
| 収入(円)                                   |              | 支出(円)    |           |
| カンパ                                     | 851,529      | 印刷       | 586,605   |
| 販売売上                                    | 78,579       | 郵送       | 346,828   |
| WWFJ助成                                  | 600,000(2年分) | 販売物購入    | 106,810   |
| 雑収入                                     | 61,434       | 講演謝礼     | 50,000    |
| 利息                                      | 21,652       | 写真パネル    | 47,851    |
| 前年繰り越し                                  | 833,012      | 貸しトイレ    | 75,000    |
|                                         |              | チャーターバス  | 149,356   |
|                                         |              | 仮払い      | 58,000    |
|                                         |              | 雑費       | 214,886   |
|                                         |              | 次年度へ繰り越し | 810,876   |
| 合計                                      | 2,446,206    |          | 2,446,206 |

藤前干潟を守る連絡会のニュースレターから調査し筆者が作成



藤前干潟を守る会のニュースレター

「ダイシャクシギ」Vol.1～60 から調査し筆者が作成

図Ⅷ 藤前干潟を守る会のカンパ金額とカンパ人数の経年変化